

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間				
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度			
		区分の内容	返還支援の内容 ①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	返還支援の内容 ①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	返還支援の内容 ①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	和暦			年度		
北海道	札幌市	奨学金返還支援	申請年度の前年度の10月1日から起算した1年間に於ける各月の奨学金の返還額の合計額	54万円(18万円/年を3年間)	認定企業への就職後2年目~4年目	認定企業への就職後2年目											令和	2	未定			
北海道	小樽市	なし	小樽市立高等看護学院の学生であり、卒業後(学院を卒業後、引き続き保健師又は助産師を養成する学校に進学した場合は、当該学校の卒業後)、引き続き3年間看護師、保健師又は助産師として市の病院事業に従事し、又は小樽市保健所に勤務したとき、奨学金全額の返還を免除	月額30,000円以内	在学期間中(3年間)	支援開始と同時											昭和	43	未定			
北海道	旭川市	大学卒	貸与を受けた奨学金の年間返還支払額の1/2	86,000円	3年間	返還開始の翌年度	短大、高等専門学校等	貸与を受けた奨学金の年間返還支払額の1/2	55,000円	3年間	返還開始の翌年度						平成	28	未定			
北海道	室蘭市	室蘭市奨学金返済支援事業給付金	就業している中小企業等から、奨学金返還支援を受けている者であり、給付金の交付額は、就業している企業等からの年間支援額と同額	年額6万円	最大5年間	就業している中小企業等から、奨学金返還支援の開始と同時											令和	2	未定			
北海道	釧路市	なし	当該年度に支援対象者が奨学金の返還に要した額の1/3を協力企業と釧路市がそれぞれ支援	120千円	3~5年間	返還開始と同時											令和	4	未定			
北海道	北見市【1】	北見医師会看護専門学校に在学する者	市独自の看護師等修学資金貸付制度の利用者において、指定金融機関からの貸付金に係る利息分を市が負担する。	-	13年間	指定金融機関と貸付契約締結後											平成	26	未定			
北海道	北見市【2】	医科大学に通う大学生	貸付期間に相当する期間勤務等をした場合は返済を全額免除(貸付期間の1/2に相当する期間を超えた場合は段階的に免除)。	1080万円	6年間	初期臨床研修後または専門研修後	初期臨床研修者	貸付期間に相当する期間勤務等をした場合は返済を全額免除(貸付期間の1/2に相当する期間を超えた場合は段階的に免除)。	360万円	2年間	初期臨床研修後または専門研修後						平成	29	未定			
北海道	夕張市	なし	補助金の交付を申請する年度内に返還する奨学金の額	域内で就労する場合は月額20千円、他自治体で就労する場合は月額10千円	5年間	市内に住居登録を行った日以降の奨学金返還開始と同時											令和	4	未定			
北海道	留萌市	留萌市看護師等修学資金貸付金	修学資金として貸し付けた金額	修学資金として貸し付けた金額	修学資金貸付期間の1.5倍に相当する期間(端数月数切り上げ)、市内医療機関に就業し、かつ市内に居住した期間は返済を猶予する。前述の条件を満たし、免除申請をした場合は免除する。	修学資金貸付期間の1.5倍に相当する期間(端数月数切り上げ)、市内医療機関に就業し、かつ市内に居住した期間を経過後											平成	25	未定			
北海道	苫小牧市	市内大学卒業	前年度に返還した奨学金の全額	年間上限額20万円	5年間	返還開始の翌年度の4月	区分1以外	前年度に返還した奨学金の1/2	年間上限額10万円	5年間	返還開始の翌年度の4月						令和	5	未定			
北海道	稚内市	大学、専修学校	日本学生支援機構の貸与奨学金の月額×認定を受けた修行月数(上限は下記のとおり)	月額 公立大学・専修学校・自宅通学9千円、自宅外通学22千円、私立大学・専修学校・自宅通学12千円、自宅外通学25千円 × 正規の修行月数(最大72月) ※東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、東京都等に自宅外通学の場合は、自宅外通学の月額を2倍した額が月額	認定となった実際の修行年数(就業後1年ごとの実績払い)	市内に居住、就業して1年経過後	高等専門学校	日本学生支援機構の貸与奨学金の月額×認定を受けた修行月数(上限は下記のとおり)	月額 公立高等専門学校・自宅通学5千円、自宅外通学11千円、私立高等専門学校・自宅通学9千円、自宅外通学14千円 × 正規の修行月数(最大72月) ※東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、東京都等に自宅外通学の場合は、自宅外通学の月額を2倍した額が月額	認定となった実際の修行年数(就業後1年ごとの実績払い)	市内に居住、就業して1年経過後	大学、専修学校(生活保護世帯、児童養護施設等からの自宅通学)	月額 公立大学、専修学校:11千円、私立大学、専修学校:14千円 × 正規の修行月数(最大72月)	認定となった実際の修行年数(就業後1年ごとの実績払い)	市内に居住、就業して1年経過後	高等専門学校(生活保護世帯、児童養護施設等からの自宅通学)	月額 公立高等専門学校:8千円、私立高等専門学校:11千円 × 正規の修行月数(最大72月)	認定となった実際の修行年数(就業後1年ごとの実績払い)	市内に居住、就業して1年経過後	令和	4	未定
北海道	戸別市	なし	交付申請日における未償還額の1/2または20万円のいずれか低い額。	120万円	5年間	交付決定日以降における最初の返済日の属する月から起算して12か月ごとの期間を超えるごとに奨学金の実返済額を交付。											令和	4	未定			
北海道	江別市	なし	事業者が保育士等の奨学金返還を支援するために支給した手当等の額(保育士等が年度内に返還した奨学金の額を限度とする)	240	5	返還開始または雇用開始											令和	2	未定			
北海道	赤平市	卒業後、赤平市内に居住し、市内の企業等に就労した者	当該年度の返還予定額全額	-	1年度間(毎年度審査)	返還開始(卒業後1年を経過した後)と同時	卒業後、赤平市内に居住し、市内の企業等に就労した者	当該年度の返還予定額の半額	-	1年度間(毎年度審査)	返還開始(卒業後1年を経過した後)と同時						平成	30	未定			
北海道	紋別市【1】	なし	月額30,000円を無利子で貸与	-	2年間	高等技術専門学校を修了した後、市内就労先において、引き続き2年間技術的業務に従事したとき											令和	2	未定			
北海道	紋別市【2】	なし	1月から12月までに返済した奨学金返済額の1/2	200千円	5年間	返済年の翌年に一括して助成金を交付											令和	元	未定			
北海道	士別市	なし	補助金を申請する年度内に返還した奨学金の額とする。	2万円に補助金の交付を受けようとする年度の補助対象期間の月数を乗じて得た額を限度とする。	補助対象者1人につき通算120月	返還開始の当年度の4月											令和	5	未定			
北海道	名寄市	なし	奨学金の返還額の月額2/3	月額20千円	最長で36か月(3年間)	卒業後の翌年度までに、市内の事業所に就業し6か月以上継続した時期											平成	28	未定			
北海道	根室市【1】	医師	医師法に規定する医師免許取得及び臨床研修終了後、任意の専門的臨床研修を経て、市内開業医等として従事する期間は、修学資金の償還を猶予する。	医師免許取得後、10年以内に市内開業医等として従事し、その従事した期間が修学資金の貸付けを受けた期間に達したときは、修学資金の償還を免除する。		養成機関の修学課程終了後、市内の医療機関等に勤務し、その業務に従事する期間は、修学資金の償還を猶予する。	養成機関の修学課程終了後、市内の医療機関等に勤務し、その業務に従事する期間は、修学資金の償還を免除する。ただし、看護師・助産師「月額20万円以内」、介護福祉士「月額8万円以内」を選択した場合は、償還免除期間を「貸付期間の1.5倍」とする。(*※年未達は端数切り上げ)										昭和	38	未定			

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間					
都道府県	市区町村	区分の内容	区分1				区分2				区分3				区分4				和暦	年度	和暦	年度	
			返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	返還支援の内容					①支援額
北海道	根室市【2】	なし	貸付金額の返還免除(全額)	-	-	養成機関に修学した期間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成	30	未定
北海道	歌志内市	なし	申請した年度の返還未済額の全額	申請した年度の返還未済額の全額	1年間	返還開始と同時に	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	令和	4	未定
北海道	深川市	なし	申請年度において返還した奨学金の額	申請年度において返還した奨学金の額	5年間	返還開始と同時に	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	令和	元	未定
北海道	富良野市【1】	なし	要件を満たすことで貸付を受けた奨学金全額を返還免除	上限額:420万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	令和	1	未定
北海道	富良野市【2】	免除	卒業した日から1年を経過する日までに看護職員の免許を取得し、富良野市内病院、診療所又は特別養護老人ホームなどにおいて、引き続き、修学金の貸付けを受けた期間看護職員として看護業務に従事した場合、全額が返還免除	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成	10	未定
北海道	富良野市【3】	なし	当該学校を卒業した日から1年以内に本市に住居登録をし、かつ市内に就職(非正規雇用を除く)した場合に返還を免除する。ただし、5年以内に離職または本市に住居を有しなくなった場合は、その期間のみ返還を免除する。	-	5年間	市内に居住・就職してから(卒業後1年以内)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成	27	未定
北海道	伊達市	看護師	貸与を受けた金額の返還総支払額	全額免除(月5万円 3年貸付:180万円、4年貸付:240万円)	-	看護師等の免許取得後、貸付期間に相当する期間市内医療機関等で就業し申請を行うことにより返還免除	看護師	貸与を受けた金額の返還総支払額	全額免除(月3万円 2年貸付:72万円)	-	看護師等の免許取得後、貸付期間に相当する期間市内医療機関等で就業し申請を行うことにより返還免除	認定看護師	貸与を受けた金額の返還総支払額	全額免除(1課程100万円)	-	認定資格取得後、貸付期間に相当する期間市内医療機関等で就業し申請を行うことにより返還免除	-	-	-	-	平成	28	未定
北海道	北斗市【1】	就業先が市内事業所(福祉職)	月額2万円又は年間24万円を上限に5会計年度	月額2万円又は年間24万円	5会計年度	認定した年度の3月から	就業先が市内事業所(福祉職以外)	月額1万円又は年間12万円を上限に5会計年度	月額1万円又は年間12万円	5会計年度	認定した年度の3月から	就業先が近隣市町事業所	月額1万円又は年間12万円を上限に3会計年度	月額1万円又は年間12万円	3会計年度	認定した年度の3月から	-	-	-	-	令和	3	未定
北海道	北斗市【2】	北斗市奨学金償還の免除(市内事業所就業者)	申請月の翌月以降の申請年度の償還額の全額	申請月の翌月以降の申請年度の償還額の全額	申請を受けた月の翌月から償還免除の要件を満たしている期間	申請月の翌月以降	北斗市奨学金償還の免除(近隣市町事業所就業者)	申請月の翌月以降の申請年度の償還額の4分の3	申請月の翌月以降の申請年度の償還額の4分の3	申請を受けた月の翌月から償還免除の要件を満たしている期間	申請月の翌月以降	-	-	-	-	-	-	-	-	-	令和	3	未定
北海道	松前町	償還金の償還免除	奨学金の本償還分の償還についてその全部を免除することができる。ただし、償還金を滞納している場合は対象としない。	720	貸付けを受けた期間による	返還開始と同時に	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成	28	未定
北海道	知内町	なし	町内の事業所等で正規の従業員に対して行う返還支援額の1/2以内	上限120千円/年	最大5年間または35歳到達まで	事業所が従業員に対して行う返還支援と同時	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	令和	4	未定
北海道	木古内町	奨学金返還の免除	奨学金を免除	奨学金の合計額	-	返還開始の翌年度の4月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	昭和	44	未定
北海道	七飯町	七飯町内の事業所等に就職した場合	前年度の償還額(利子を除く)に2/3を乗じた額	償還した月数×10千円(年間120千円上限)	育英基金及び学生支援機構奨学金等の償還が開始した月から起算して10年間分	申請年度の前年度において、償還義務のある奨学金を全額償還した者(令和5年度は令和4年度償還分)	近隣市町の事業所等に就職した場合	前年度の償還額(利子を除く)に1/2を乗じた額	償還した月数×10千円(年間120千円上限)	育英基金及び学生支援機構奨学金等の償還が開始した月から起算して10年間分	申請年度の前年度において、償還義務のある奨学金を全額償還した者(令和5年度は令和4年度償還分)	-	-	-	-	-	-	-	-	令和	5	未定	
北海道	森町	なし	申請年度1年間における各月の奨学金の返還額の合計額	-	申請年度1年間	返還開始となった者で申請提出した時点から	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	令和	4	未定
北海道	八雲町【1】	全額免除	奨学金の返還免除(貸与を受けた奨学金の返還総支払額)(奨学金の補助を受けた月数の2倍の期間就業した場合、返還を免除)	-	当該学校に入学した月から卒業の当月まで	入学した月	一部免除	奨学金の一部返還免除(奨学金の補助を受けた月数を超過して就業しているが、補助を受けた月数の2倍の期間に満たない就業期間で転職等、営業に就業しなくなった場合、半額を返還)	-	当該学校に入学した月から卒業の当月まで	入学した月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成	17	未定
北海道	八雲町【2】	八雲町病院奨学金貸付事業	貸与を受けた奨学金の返還総支払額	上限額なし(貸与を受けた奨学金の返還総支払額)	勤務期間に応じて免除	返還開始と同時に	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	昭和	37	未定
北海道	江差町	看護職員	貸付金額:月額50,000円以内	-	貸付期間:在学期間中	免許取得後速やかに江差町に住居登録のうえ居住し、町内医療機関において看護業務に従事した場合において、看護業務に従事した期間が引き続き5年に達したとき、返還を免除	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成	26	未定
北海道	厚沢部町【1】	全部または一部免除	月額:14,000円	上限:168,000円(年額)	交付期間:3年間	准看護師の資格取得者2年 修学年限を2年とする養成施設を卒業の看護師資格取得者2年 修学年限を3年とする養成施設を卒業の看護師資格取得者3年 保健師又は助産師の資格取得者2年 看護師資格取得者で引き続き保健師養成施設又は助産師養成施設に学び資格を取得した助産師ア 第2号の者にあつては4年 イ 第3号の者にあつては5年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	昭和	35	未定
北海道	厚沢部町【2】	免除	保健師・助産師・看護師修学資金 月額20,000円以内 准看護師修学資金 月額12,000円以内	-	-	他の機関等から保健師の修学(法第21条に規定する修学を含む。)に必要な資金の貸付けを受け、法第19条に規定する文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した保健師養成所に在学若しくは卒業をしたもので、町の看護業務に従事又は従事しようとするものに対し、保健師修学資金返還資金として返還に必要な金額を一時金として支給する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	昭和	42	未定
北海道	厚沢部町【3】	一時金として返還に必要な金額を支給	一時金として必要な金額	予算の範囲内	一時的	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	昭和	42	未定

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間							
都道府県	市区町村	区分の内容	区分1				区分2				区分3				区分4				和暦	年度	和暦	年度			
			返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	返還支援の内容					①支援額	②上限額	③交付期間
北海道	乙部町	産業後継者特別貸与	貸与を受けた奨学金の返還支払総額の1/2	年150千円×3年	3年	就業して4年経過後より	保健師養成特別貸与	貸与を受けた奨学金の返還支払総額を免除	600千円	3年	当時保健師として3年以上従事												昭和	49	未定
北海道	奥尻町	なし	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の1/2	180千円	5年間	補助対象奨学金の最初の返還期日、本町に住民登録を行った日、町内事業所等に正規に雇用された日又は自営業者等となった日のいずれでも遅い日の属する月の初日																	令和	4	未定
北海道	せたな町	せたな町医療職奨学資金	貸与額全額	-	奨学資金を借り受けた期間と同等の期間	返還開始予定時期と同時、町立の医療機関へ就職した時点																	平成	29	未定
北海道	島牧村【1】	島牧村奨学資金貸付	奨学資金の全部もしくは一部の返還を免除する	-	特に定めなし	二年以上村内にあって主要産業に従事後																	昭和	51	未定
北海道	島牧村【2】	減免	奨学金が次のいずれかに該当する場合に償還の債務の全部または一部を免除(1)医療福祉職等として村内の施設または村内の施設と連携している施設に奨学資金の貸し付けを受けた期間に相当する期間に職した時。ただし貸付を受けた期間が3年に満たない時は3年。(2)死亡したとき(3)災害・疾病その他やむを得ない理由により奨学資金償還債務の履行が困難と認められるとき	-	-	医療福祉職等として村内の施設または村内の施設と連携している施設に奨学資金の貸し付けを受けた期間に相当する期間に職した時。ただし貸付を受けた期間が3年に満たない時は3年。	B.特別貸与金	医療介護福祉職等が村職員となった場合、本村条例以外の制度の貸付を受けた修学資金の全額を貸付し、村の職員として従事した期間が5年に達した時、償還の債務を免除	6,000,000円	-													平成	23	未定
北海道	寿都町	医師養成施設	医師養成施設	月額100千円	入学から卒業までの期間(当初決定期間のみ)	有資格者を要する町内企業に買付期間と同期間就業で全額償還免除	薬剤師養成施設、診療放射線技師養成施設、理学療法士及び作業療法士養成施設、保健師及び助産師、看護師養成施設		月額60千円	入学から卒業までの期間(当初決定期間のみ)	有資格者を要する町内企業に買付期間と同期間就業で全額償還免除	社会福祉士養成施設	月額50千円	入学から卒業までの期間(当初決定期間のみ)	有資格者を要する町内企業に買付期間と同期間就業で全額償還免除	介護福祉士養成施設、保育士養成施設、准看護師養成施設	月額40千円	入学から卒業までの期間(当初決定期間のみ)	有資格者を要する町内企業に買付期間と同期間就業で全額償還免除				平成	19	未定
北海道	黒松内町	なし	交付申請日の属する年度の4月1日から3月31日までの期間の奨学金の返還金額の1/2以内(繰上げ返金等は含まない)	月額相当額10千円	満40歳に到達する日の属する月まで	返還開始と同時																	令和	2	未定
北海道	喜茂別町	なし	交付対象経費・補助金の交付を申請する年度内に返還する奨学金の額とし、18万円を限度(奨学金・独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金、都道府県、市町村等が設ける貸与型奨学金、生活福祉資金貸付制度(教育支援資金)、その他町長が認める奨学金)	上限:年度 18万円	継続した60月	町内に住民登録を行った日以降の奨学金を返還する期間内																	令和	3	未定
北海道	倶知安町	なし	年度内に返還した奨学金の額(繰上償還等による返還額は対象外)	24万円(年度)	最初に交付申請した月から起算して60ヵ月	*実績報告書提出後に助成金交付(毎年度末)・助成対象要件を満たした時期																	令和	3	未定
北海道	共和町	なし	年度内に返還した奨学金の額	月額15,000円	上限10年間	1年以上域内に居住、かつ、3年以上居住し、域内の企業(事業所)等(自営業者含む)に就業																	令和	3	未定
北海道	神恵内村	なし	貸与を受けた奨学金の返還月額の1/2	月2万円	最長10年	返還開始と同時																	令和	2	未定
北海道	余市町	高校卒で町内居住	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の額	5千円/月	30歳まで(最長5年間)	申請年度の10月頃	高校卒で町内居住かつ町内就労	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の額	6千円/月	30歳まで(最長5年間)	申請年度の10月頃	大学・専門学校卒で町内居住	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の額(上限9千円/月)	9千円/月	30歳まで(最長5年間)	申請年度の10月頃	大学・専門学校卒で町内居住かつ町内就労	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の額(上限12千円/月)	12千円/月	30歳まで(最長5年間)	申請年度の10月頃		令和	4	未定
北海道	上砂川町	町内在住者で町内企業に常勤雇用として就労	総貸付額の1/10免除	-	-	貸付終了後町内に1年間居住かつ町内企業に常勤雇用として就労	町内在住者で町外企業に常勤雇用として就労	総貸付額の1/20免除	-	-	貸付終了後町内に1年間居住かつ町外企業に常勤雇用として就労												昭和	43	未定
北海道	栗山町	なし	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の額の1/2	150千円	3年	資格者登録した年度の翌年より交付申請可能																	令和	1	未定
北海道	北竜町【1】	介護福祉士	貸与を受けた奨学金返還総支払額	月額50千円	修了最短期間	4月(1~4月に交付)																	令和	2	未定
北海道	北竜町【2】	農業後継者	貸与を受けた奨学金返還総支払額	高校生:月額10千円 大学生:月額30千円	修了最短期間	4月(3~4月に交付)																	平成	5	未定
北海道	北竜町【3】	保育士	貸与を受けた奨学金返還総支払額	2,400千円	貸付決定翌月から返還全期間	返還開始と同時																	令和	2	未定
北海道	沼田町	なし	貸与を受けた奨学金全額	-	-	返還開始と同時																	昭和	39	未定
北海道	鷹栖町	なし	年度中に支払いを完了している奨学金等のうち2分の1(千円未満の端数が生じたときは切り捨て)	120千円	3年間	計画承認通知書を受領した日の属する年度の翌年度から																	平成	31	未定
北海道	上川町	なし	奨学金等の全部又は一部	-	-	学校等を卒業した日から2年以上に上川町に住民登録し、かつ町内に就職し又は自営業者に従事し期間が5年を超えるとき																	平成	30	未定
北海道	美瑛町	域内に存立する学校の出身者である場合	借り入れた奨学金に係る返還金額	20千円×対象月数(1年度)	最長10年間	下記の最も遅い日の属する月の初日 ・認定を受けた年度の初日 ・奨学金の最初の返還期日 ・本町の住民基本台帳に登録されてから15日経過した日 ・正規社員等として個人事業主又は法人へ就業した日または自営業者等となった日	域外に存立する学校の出身者である場合	借り入れた奨学金に係る返還金額	15千円×対象月数(1年度)	最長10年間	下記の最も遅い日の属する月の初日 ・認定を受けた年度の初日 ・奨学金の最初の返還期日 ・本町の住民基本台帳に登録されてから15日経過した日 ・正規社員等として個人事業主又は法人へ就業した日または自営業者等となった日											令和	4	未定	
北海道	上富良野町	なし	申請年度内に返還する奨学金(対象期間の月数に2万円を乗じた額を限度額とする)	720千円	3年間	申請年度の翌年度の4月																	令和	3	未定

地方公共団体名		③ 返還支援の内容												④ 事業実施期間												
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度							
		区分の内容	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	返還支援の内容	①支援額	②上限額			③交付期間	④支援開始時期					
北海道	中富良野町	学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校、大学、大学院及びこれに準ずる学校を卒業している	補助金の交付を申請する会計年度内に返還する奨学金の額(補助金を受けようとする会計年度の補助金の交付対象期間の月数の2倍に1万円を乗じて得た額を限度額とする)	240	-	奨学金の貸与を受けていた月数の2倍(継続した96月間を限度とする)	町内に住民登録を行った日以降の奨学金を返還する期間内で、申し込み年度の4月から	上記のうち、公務員	補助金の交付を申請する会計年度内に返還する奨学金の額(補助金を受けようとする会計年度の補助金の交付対象期間の月数の2倍に2万円を乗じて得た額を限度額とする)	120	-	奨学金の貸与を受けていた月数の2倍(継続した96月間を限度とする)	町内に住民登録を行った日以降の奨学金を返還する期間内で、申し込み年度の4月から							令和	5	未定				
北海道	和寒町	なし	《ふるさと生活応援事業(奨学金貸付金減免制度)》次世代を担う人材の確保や定住人口の増加を図る趣旨から、減免制度を設けております。返還期限内に和寒町に住所を有し居住した方が対象となります。医師免許取得者は一律減免。上記以外の方は一律減免※返還期限内に和寒町に住所を有し居住した方が対象。 ※転入における開始月は、月の初日に転入した時を除き翌月から、※医師免許取得者は、和寒町に住所のある者のほか、町内で常勤の医師として就労した方などを含みます。																	平成	28	未定				
北海道	下川町	高等学校	月額10,000円	-	在学期間	就業して5年経過後	大学等	月額40,000円	-	在学期間	就業して5年経過後	北海道立農業大学校	月額15,000円	-	在学期間	就業して5年経過後				昭和	62	未定				
北海道	美深町	なし		-	貸付期間と同じ	返還開始と同時														平成	7	未定				
北海道	音威子府村	なし		-	貸付した期間	返還開始の翌年度														平成	28	未定				
北海道	中川町	高等学校及び大学卒	補助金の交付を申請する年度内に返還する奨学金の額	24万円/年	5年間(上限)		町内に住民登録を行った日以降													令和	4	未定				
北海道	幌加内町	高等学校に入学又は在学する者	貸与を受けた奨学金の返還総支払額	月額15,000円以内(追加内高等学校については10,000円以内)、入学支度金12月分以内		当該学校の正規の修業期間	大学に入学又は在学する者	貸与を受けた奨学金の返還総支払額	月額30,000円以内、入学支度金12月分以内		当該学校の正規の修業期間	医師を養成する大学に入学又は在学する者	貸与を受けた奨学金の返還総支払額	月額120,000円以内、入学支度金12月分以内		当該学校の正規の修業期間	技術者養成機関又は特定の学芸技能を習得する機関に入学又は在学する者	貸与を受けた奨学金の返還総支払額	月額30,000円以内、入学支度金12月分以内		当該学校の正規の修業期間			昭和	57	未定
北海道	小平町【1】	保健師・看護師・准看護師	小平町が無利子で貸付した修学資金について、学校等を卒業後1年以内に小平町の職員となり、保健師等として5年間従事した場合、返還の債務が免除となる。	最大240万円(貸付上限金額)			保健師・看護師・准看護師	小平町が無利子で貸付した修学資金について、学校等を卒業後1年以内に小平町の職員となり、保健師等として3年を超える期間従事した場合、返還の債務が一部免除となる。												令和	3	未定				
北海道	小平町【2】	保健師・看護師・准看護師	小平町が無利子で貸付した就業資金について、小平町の職員となり、かつ、保健師等として5年間従事した場合、返還の債務が免除となる。	最大120万円(貸付上限金額)																	令和	3	未定			
北海道	苫前町	なし	修学資金等貸与額の全額																	平成	29	未定				
北海道	初山別村	初山別村役場保健師修学資金及び修学資金貸付条例	修学資金:480万限度 修学資金:240万限度 村の保健師として5年勤務で債務免除、3年勤務で一部債務免除。	修学資金:480万限度 修学資金:240万限度 村の保健師として5年勤務で債務免除、3年勤務で一部債務免除。	申請時	勤務が5年に達した場合、債務免除。 勤務が3年を超える場合、一部債務免除。	初山別村保育士等修学資金貸付条例	修学資金:108万限度	108万	申請時										平成	30	令和	9			
北海道	猿払村	なし	助成金の交付を申請する一年度の年度内に償還すべき奨学金等の相当額	36万円		助成の対象となった最初の月から起算して96月														平成	31	未定				
北海道	中頓別町	なし	1の年度において、貸与を受けている奨学金等の1年間償還相当額	上限額 24万円/年	最長10年間		交付要件を全て満たした日の属する月から													平成	3	未定				
北海道	枝幸町	なし	一の年度において貸与を受けている奨学金の1年間の償還相当額	180千円	10年間(国家公務員又は地方公務員は5年間)		認定者となった月から5年間(60月間)までとし、その期間において助成金の交付を受けることができる。認定期間の経過後、引き続き5年間(60月間)までを限度に認定期間を更新することができる。													平成	29	未定				
北海道	豊富町【1】	就学資金	貸与を受けた修学資金の返還総支払額	240万円	4年以内	就業後ただちに実施	就業準備金	修学資金の貸与を受けなかった者(免許取得者)のうち就業準備に必要な経費	60万円以内	4年以上勤務を要する	就業後ただちに実施	特例貸付金	ほかの地域の制度により貸付金を受けた保育士	120万円以内	無	4年以上勤務を要する				令和	2	未定				
北海道	豊富町【2】	修学資金	貸与を受けた修学資金の返還総支払額	6000	5年以内	当診療所で看護職員等として従事し、その従事した期間が貸付を受けた期間に達したとき、貸付金の償還債務を免除	就業準備金	修学資金の貸与を受けなかった者(免許取得者)のうち就業準備に必要な経費	600	3年以上の勤務を要する	当診療所で3年以上看護職員等として従事した場合、その準備金の償還の債務を免除	特例貸付金	他の地域の制度により貸付金を受けた看護職員等	4800	3年以上の勤務を要する	当診療所で3年以上看護職員等として従事した場合、その準備金の償還の債務を免除			平成	24	未定					
北海道	豊富町【3】	修学資金	貸与を受けた修学資金の返還総支払額	月額50,000円以内	在学期間中															平成	27	未定				
北海道	利尻富士町	大学の医学部又は歯学部	貸付金全額	期間の2分の1以上の期間その業務に従事したときは、期間で除して得た額の100分の90に相当する額。		卒業した日から1年以内に医師又は歯科医師の免許を取得し、当該免許の取得後5年以内に医師又は歯科医師として本町において医療に従事した場合において、その医療に従事した期間が引き続き3年に達したとき。	医療技術者等の養成機関	貸付金全額	期間の2分の1以上の期間その業務に従事したときは、期間で除して得た額の100分の90に相当する額。		卒業後3年以内に医療技術者等として本町(看護士)にあっては、本町又は町長が認める島内医療機関において業務に従事した期間が引き続き貸付期間に達したとき。	③の期間に達したとき	町長が特に必要と認めた医療技術者等の養成機関	貸付金全額	期間の2分の1以上の期間その業務に従事したときは、期間で除して得た額の100分の90に相当する額。	卒業後3年以内に医療技術者等として本町において業務に従事した場合において、その業務に従事した期間が引き続き貸付期間に達したとき。			昭和	45	未定					
北海道	幌延町	なし	貸付額の1/2	-	年間	所定の学校又は教育機関を卒業後、3年以内に幌延町内へ移住して住民票を有し続け、かつ、町内の各種の業務に従事している期間が、貸付期間の2倍(10年を限度とする。)を超えること														平成	26	未定				
北海道	美幌町	なし	交付申請書提出日以前1年間に返還した奨学金の額の1/2	年間200千円	10年															令和	4	未定				

地方公共団体名		③ 返還支援の内容												④ 事業実施期間										
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度					
		返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	返還支援の内容			①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	
北海道	津別町	大学(※4年制)卒業	最大120万円(年額12万円を限度[月額1万円]・最長10年間)を助成し、交付対象経費は交付申請書提出する日の属する年度(申請年度)において返還すべき額の合計額。	120千円/年	10年間	返還開始と同時	専修学校(専門学校)専門課程(※3年制)卒業	最大90万円(年額9万円を限度[月額7,500円]・最長10年間)を助成し、交付対象経費は交付申請書提出する日の属する年度(申請年度)において返還すべき額の合計額。	90千円/年	10年間	返還開始と同時	短期大学、高等専門学校(※2年制)卒業	最大60万円(年額6万円を限度[月額5,000円]・最長10年間)を助成し、交付対象経費は交付申請書提出する日の属する年度(申請年度)において返還すべき額の合計額。	60千円/年	10年間	返還開始と同時					平成	29	未定	
北海道	斜里町	一般貸与者	斜里町奨学金の一部免除する場合の当該免除額は、免除申請者が貸し付けを受けた斜里町奨学金の返還計画に基づき各年度の返還金の範囲内とする。ただし、各年度の返還額は斜里町奨学金の貸与総額20分の1を限度とし、既に返還を終えた斜里町奨学金については、免除対象外とする。	年間96万円	10年間(平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に貸し付けをした奨学金)		特定職種貸与者	斜里町奨学金の返還の全部を免除する場合の各年度の返還免除額は、斜里町奨学金の貸与総額の10分の1を限度とし、既に返還を終えた斜里町奨学金については、免除対象外とする。対象職種:保育士・幼稚園教諭・介護士・看護師	年間96万円	10年間(平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に貸し付けをした奨学金)											平成	27	令和	7
北海道	小清水町	なし	補助対象費用の額の2以内	3年額36万円を限度	初日から起算して5年を経過するまで	申請をし、補助金交付決定をした後															令和	5	未定	
北海道	訓子府町	なし	支援額:貸付を受けた奨学金の返還総支払額(返還期間中に認定申請者となった場合については、返還総支払額の残額の1/2)	上限額:貸付を受けた奨学金の返還総支払額の1/2(具体的な額による上限はなし)	支援期間:返還期間中	支援開始時点:返還開始と同時															昭和	41	未定	
北海道	遠軽町	医師または看護師に係る奨学金の償還に関する特例	対象者が貸付を受けていた奨学金の全額を免除する。ただし、すでに償還をしている場合については、償還済額を除いた金額とする。	あり(貸付金額まで)	貸付期間が終了する月の翌月の初日から起算して2年以内に、町内の医療機関に引き続き3年以上勤務	返還開始と同時。通常の場合、貸付終了後1年間を償還期間とし、2年目から償還開始することとしているが、医師又は看護師として町内の医療機関に勤務した者については、2年目以降は償還方法を変更(猶予)する申請をしてもいい。3年以上勤務した場合に、償還免除の決定をしている。															平成	28	未定	
北海道	湧別町【1】	なし	申請する年度内に返還する奨学金の額	年度内に返還する額又は直前に卒業した大学等の就学年数に4万5,000円を乗じた額(上限18万円)のいずれか低い方の額	10年間	返還開始の翌年度の4月															令和	2	未定	
北海道	湧別町【2】	なし	貸与を受けた湧別町奨学金の全額	奨学金の貸与を受けた額	地元就業等の期間が10年を経過したときに貸付金の償還を免除	地元就業等の期間が10年を経過したときに貸付金の償還を免除															平成	28	未定	
北海道	滝上町【1】	養成施設を卒業し、直ちに診療所に在職または引き続き在職し、その在職期間のうち看護師として勤務した期間が、修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間に達したとき	貸与を受けた奨学金の全額	-	貸付を受けていた期間	養成施設を卒業し、直ちに診療所に在職または引き続き在職し、その在職期間のうち看護師として勤務した期間が、修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間に達したとき															平成	28	未定	
北海道	滝上町【2】	なし	貸与を受けた奨学金の債務残高全額	4800	4	町の保健医療関係職員となった場合															昭和	49	未定	
北海道	大空町	なし	前年度に返済した返済額の3分の2以内	20万円。ただし、町の奨学金貸付条例による奨学金を含めて複数の返済がある場合は、25万円。	1対象者5回までとして1回目の交付日から5年間。	申請年度															令和	2	未定	
北海道	洞爺湖町	なし	借受者本人の所得や非正規雇用の雇用形態により、返還すべきその月の返還金の2分の1の額を免除。																		令和	3	未定	
北海道	むかわ町	なし	貸与を受けた奨学金の返還総支払額以下	月額2万円	対象者条件を満たし、最初の返還が開始される日の属する月から起算し最大10年間	対象者条件を満たし、最初の返還が開始される日の属する月															令和	3	未定	
北海道	平取町	なし	30,000円/月	1,800千円	60月以内	町内事業所に選30時間以上勤務する職員として採用された月から															令和	3	未定	
北海道	新冠町	学校種	本町に就職し、又は家業に従事するなど、町民として次に掲げる期間を超えて在住した場合は、奨学金返還額の未返還額を免除する。・貸付期間5年以下の者 3年・貸付期間5年1ヶ月以上の者 5年	-																	平成	14	未定	
北海道	浦河町	看護師、介護福祉士、保育士	貸付期間と同期間を町内施設等で働けば償還免除																		令和	元	未定	
北海道	えりも町	高等学校、大学もしくは同等程度の学校を卒業	返還未済額の全部を免除または一部を減免	-		奨学金返還免除(減免)申請による、免除(減免)が決定した時から。・死亡、疾病等の自由発生一申請・町内で就業(最短で3年以上勤務)一申請	奨学金返還免除申請による、免除(減免)が決定した時から。・死亡、疾病等の自由発生一申請・えりも町内の保健師等の業務に従事(最短で3年以上勤務)一申請														平成	7	未定	
北海道	新ひだか町	医師・歯科医師	修学資金貸付金額	月額150,000円以内	最大6年間(養成施設における正規の修学年数の範囲内で貸付を受けた期間)	町内に就業して1年経過後	薬剤師・診療放射線技師・臨床検査技師・臨床工学技士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・看護師・准看護師・社会福祉士・介護福祉士・保育士・幼稚園教諭	修学資金貸付金額	月額50,000円以内	最大6年間(養成施設における正規の修学年数の範囲内で貸付を受けた期間)	町内に就業して1年経過後										平成	24	未定	
北海道	士幌町【1】	士幌町修学資金貸付額の全額助成	貸与を受けた奨学金の返還総支払額の全額	2180	1	町内産業担い手として町内に住所を有し、町内産業担い手として10年以上勤務、または教員として国公立等の学校に10年以上の勤務後															平成	21	未定	

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間						
都道府県	市区町村	区分の内容	区分1				区分2				区分3				区分4				和暦	年度	和暦	年度		
			①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額					②上限額	③交付期間
北海道	士幌町【2】	なし	資格取得に必要な養成期間(入学から卒業まで)月10万円まで	2年間2400千円 3年間3600千円	3年間	介護福祉士2年間2400千円 看護師3年間3600千円	資格取得に必要な学校入学から卒業まで														昭和	48	令和	5
北海道	士幌町【3】	なし	年額20万円又は前年度の年間返還額のいずれか少ない額を上限とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる	年額20万円又は前年度の年間返還額のいずれか少ない額		当該最初申請した年度から5年を経過する日又は30歳の誕生日経過後の最初の3月31日のいずれか早い日まで	返還開始の翌年度の4月														令和	5		未定
北海道	鹿追町	借受者が修学終了後に、町の要請に基づき、町の機関に医師として就職し、6年以上を職したとき	貸与を受けた奨学金の全額	月額10万円	正規の修業年限	国等が定める介護福祉士要請校(大学・短大・専門学校)の養成課程を卒業し、町長の指定する事業所(町内の介護老人福祉施設又は介護老人保健施設)に介護福祉士として従事した場合で、1年が経過したとき	貸与を受けた奨学金額に、勤務年数に応じた次の割合を乗じた額。1年勤務:15%、2年勤務:30%、3年勤務:45%、4年勤務:60%、5年勤務:75%、6年勤務:100%	月額10万円	正規の修業年限	国等が定める介護福祉士要請校(大学・短大・専門学校)の養成課程を卒業し、町長の指定する事業所(町内の介護老人福祉施設又は介護老人保健施設)に介護福祉士として従事した場合で、1年が経過したとき											平成	9		未定
北海道	清水町【1】	なし	返還している奨学金等の返還額の2分の1	年額240千円	3年間	申請のあった年度末に事業者へ補助金を交付															平成	31	令和	6
北海道	清水町【2】	なし	卒業または修業後、本町の住民として就業以降の奨学金の全額	-	5年間	卒業又は修業後、5年間本町の町民税が課税されていることが確認されたあと、償還金を免除する															平成	30		未定
北海道	芽室町	なし	貸付金額を10年で償還する場合の年間償還額の1/2を免除	-	最大3年間	奨学金の貸与を受け卒業後、町内に居住して2年以上経過後															平成	29		未定
北海道	広尾町	なし	貸与を受けた奨学金の返還総支払額の1/2	月額10千円、年間120千円	最長10年間、35歳まで支給																令和	4		未定
北海道	豊頃町	なし	交付対象経費:期間内の奨学金返済額(元金分)の9割以内	上限額:月額1万円	交付期間:通算3年(36か月)																令和	3	令和	7
北海道	本別町	医療職員	全額	-	-	従事開始～猶予、期間経過～免除	介護福祉士	全額	-	-	従事開始～猶予、期間経過～免除										平成	29		未定
北海道	足寄町	介護福祉士養成施設	月額50,000円を上限とする町内の介護保険施設等に修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間を職したとき、償還金の全額を免除	-	介護福祉士養成施設在学中	介護福祉士養成施設卒業後3年以内(町内の介護保険施設等に勤務するときは猶予)															平成	28		未定
北海道	陸別町	なし	貸付期間以上本町に定住したときは全額免除、12ヶ月以上貸付期間未満の場合は奨学金の平均月額に定住期間を乗じて得た額に1/4を乗じた額	-	貸付年以内	貸付終了後から貸付年以内(ただし償還猶予期間を除く)															平成	30		未定
北海道	厚岸町	看護師または准看護師として町内の医療機関に貸付期間と同期間勤務	貸与を受けた奨学金の返還総支払全額	-	-	返還開始と同時に															昭和	41		未定
北海道	標茶町	なし	貸与を受けた奨学金の全額	-	-	町内の企業等に就業後、償還期間に達するまでの期間は、貸付金の償還を猶予し、就業した期間が規定する償還期間に達したとき免除する。															平成	30		未定
北海道	鶴居村	なし	借り入れた教育資金に係る利子について、借入利率が年利3.0パーセントまでを対象	600万円までの教育資金に係る利子について、借入利率が年利3.0パーセントまでを対象	最高7年間(84ヶ月)	返済開始時と同時															平成	21		未定
北海道	中標津町【1】	定住促進貸付金	①町内の企業等に就労5年以上、かつ、町内に5年以上定住した者に対しては、貸付した定住促進貸付金全額の償還を免除する	年額240,000円以内	正規の最短修業期間	町内の企業等に就労5年以上、かつ、町内に5年以上定住した時期															令和	4		未定
北海道	中標津町【2】	保育士等養成修学資金貸付	町内の私立保育園等に常勤の保育士や保育教諭として勤務し、その業務に従事した期間が3年以上に達した時、貸付金全額を免除する	月額5万円以内	保育士養成施設等の正規修学期間で最長2年間	町内の私立保育園等に常勤の保育士や保育教諭として勤務し、その業務に従事した期間が3年以上に達した時															令和	4		未定
北海道	中標津町【3】	助産師の過程	20万円/月	①と同額	在学期間(休学期間を除く)	就業して4年(貸付期間が4年を超える場合は貸付期間)経過後	看護師・薬剤師・診療放射線技師・臨床検査技師・作業療法士・理学療法士の過程	10万円/月	①と同額	在学期間(休学期間を除く)	就業して4年(貸付期間が4年を超える場合は貸付期間)経過後	准看護師の過程	5万円/月	①と同額	在学期間(休学期間を除く)	就業して4年(貸付期間が4年を超える場合は貸付期間)経過後					平成	元		未定
北海道	標津町	保育教諭	年度内に返還すべき奨学金の返還金額全額	20万円	年度当初の年齢が30才未満の年度まで	町内認定こども園に就業と同時に															令和	3		未定
北海道	羅臼町	なし	貸与を受けた奨学金の返還総支払額	-	-	交付要件をすべて満たした日の属する日から120月とする。ただし、要件を満たさなくなったときはその日の属する月をもって終了する。	交付要件を満たし、毎年度、補助金決定通知書兼額の確定通知を受領後、補助対象者は、交付請求書により補助金の交付を請求することができる。														令和	3		未定
北海道	羽幌町	助産師・看護師	学校又は養成所を卒業し資格取得後、遅滞なく羽幌町内の医療機関に勤務した期間が引き続き修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間に達したとき、全額免除	最大360万円(貸付上限金額)	貸付した期間	保育士	学校又は養成所を卒業し資格取得後、羽幌町内の保育園等に引き続き5年以上勤務したとき全額免除、引き続き2年以上勤務したとき一部免除	最大72万円(貸付上限金額)	貸付した期間												平成	24		未定

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間					
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				和暦	年度	和暦	年度		
		区分の内容	返還支援の内容 ①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	返還支援の内容 ①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	返還支援の内容 ①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容					返還支援の内容 ①支援額	②上限額
岩手県	盛岡市【1】	無し	貸与を受けた奨学金の返還月額の1/2	390千円	5年間	申請があった年度から交付															令和	元	未定
岩手県	盛岡市【2】		返還月額の1/2	月額7,000円上限	3年間(36月)	就業開始から3年間若しくは終了後、最初の返還開始から36月まで															平成	29	未定
岩手県	宮古市【1】	令和2年4月1日より前に奨学金の貸付が決定となった方	申請年度の返還計画額(年度ごとに申請が必要)	年額 高校貸付者: 108千円、大学等貸付者: 200千円	返還免除要件に該当する期間	返還免除要件に該当した時から	令和2年4月1日以後に奨学金の貸付を開始した方等	申請年度の返還計画額(年度ごとに申請が必要)	年額: 奨学金貸付総額を規程で定める返還年数で割った額	返還免除要件に該当する期間	返還免除要件に該当した時から										平成	29	令和 8
岩手県	宮古市【2】	保育士又は幼稚園教諭	申請年度中に返還した奨学金の額	1年度につき200千円	5年度	市内に就業した年度から開始															平成	30	未定
岩手県	宮古市【3】	医師	貸付額の全額	-		貸付期間の1.5倍に相当する期間、市の指定医療機関で医師業務に従事している期間	市の指定医療機関で医師業務に従事した時点から	看護師	貸付額の全額	-		貸付期間の1.5倍に相当する期間、市の指定医療機関で看護師業務に従事している期間	市の指定医療機関で看護師業務に従事した時点から								平成	23	未定
岩手県	大船渡市	なし	補助金の交付を申請する日の属する年度内に返還すべき奨学金の額の1/2以内	月10千円(年120千円)	3年間	返還開始と同時															令和	5	未定
岩手県	花巻市【1】	介護人材確保事業補助金	交付対象経費、花巻市奨学金貸付条例施行規則に規定する奨学金返還計画書により、補助金の交付を申請する年度において支払うべき奨学金の返還額を12で除して得た額に、介護施設等への勤務月数を乗じて得た額の2分の1以内の額	-	5年間		市の奨学金返還を開始した月から(奨学金貸付終了後半年以内)														平成	30	未定
岩手県	花巻市【2】	保育士等返還支援事業補助金	申請年度における毎月の返済額×月数×補助率1/2	1月当たり返済額上限20,000円×月数×補助率1/2(年度ごとに交付)	3年間	返還開始と同時															平成	30	令和 6
岩手県	花巻市【3】	ふるさと保育士確保事業補助金	当市が実施する貸与型奨学金の返還総額の1/2以内(返還期間において毎年補助を行う。)	-	5年以上15年間以内(原則として奨学金返還期間と同一)	返還開始と同時															平成	28	未定
岩手県	花巻市【4】	ふるさと奨学生定着事業補助金	当市が実施する貸与型奨学金の返還総額の1/2以内(返還期間において毎年補助を行う。)	-	5年以上15年間以内(原則として奨学金返還期間と同一)	返還開始と同時															平成	28	未定
岩手県	花巻市【5】	はなまき夢応援奨学金	奨学金返還総額を対象とし、返還期間中に花巻市に住所を有している場合は返還を免除する。ただし、返還期間中に市外に転出した場合は返還が必要となる。	-	10年以上15年間以内(奨学金返還期間と同一)	返還開始と同時															平成	29	未定
岩手県	北上市【1】		年度返還額の2分の1	貸与総額の20分の1の額	上限無し																平成	29	未定
岩手県	北上市【2】		年度返還額の3分の2	貸与総額の15分の1の額	最大5年間																令和	3	未定
岩手県	北上市【3】		年度ごとに返還すべき金額の範囲内	144,000円/年	5年間	就業開始日															平成	28	未定
岩手県	北上市【4】	無し	申請年度に返還した奨学金の額の2分の1の額(1,000円未満切り捨て)	交付対象となる期間の月数に12,000円を乗じて得た額	60月	返還開始と同時															令和	3	未定
岩手県	久慈市	看護学校等を卒業し、看護師免許取得後市内医療施設に看護師として所定の期間在職した場合は、返還の免除を行う	貸与を受けた奨学金の総額	80,000円/月額	在学期間(5年間を上限)	市内医療施設に看護師として在職															平成	28	未定
岩手県	遠野市	無し	1月から12月までに支払った奨学金の返還額の1/2(1,000円未満切り捨て)	1か月当たり12千円	支援開始から最長20年間又は年齢が40歳に達した月まで	返還開始月又は就業した月、承認申請を行った月の属する年の1月のいずれかの月															平成	31	未定
岩手県	一関市【1】	無し	補助金の交付を申請する日の属する年度内に返還すべき奨学金の額の1/2以内の額	120千円		交付対象となった最初の月から5年間(60月以内)または奨学金の返済が終了した日の属する月のいずれか早い月まで	返還開始と同時														令和	元	未定
岩手県	一関市【2】		補助金の交付を申請する年度に返還すべき奨学金の返還額の額。ただし、申請は毎年度必要となり、交付者は年度毎に決定する。	1月当たり12,000円を限度	連続して返還する60月以内の期間(720,000円上限)	返還開始と同時															平成	28	未定
岩手県	一関市【3】		補助金の交付を申請する年度に返還すべき奨学金の返還額の額。ただし、申請は毎年度必要となり、交付者は年度毎に決定する。	1月当たり12,000円を限度	連続して返還する60月以内の期間(720,000円上限)	返還開始と同時															令和	3	未定
岩手県	陸前高田市	無し	当該年度の返還未済額に相当する額。	-	10年間(奨学金の返還期限は、10年以内とし、毎年申請が必要。)	市内に住所を有し、かつ、就業したときから															令和	元	未定
岩手県	釜石市【1】	0	補助金交付申請日の属する年度内に返還すべき奨学金の返還額(繰上償還による奨学金の返還額は含まない。)	月額1万円を上限に、年額12万円(千円未満の端数は切り捨て)。月額が1万円未満の場合はその返還金額を補助金額とする。	3か年度	釜石市内へ転入した年度															令和	2	令和 5
岩手県	釜石市【2】	医療・福祉	年度内に返還した奨学金の額(繰上償還による返還は除く)	年間上限額120,000円	1人当たり3年間を上限とする。	返還開始後、市内に居住・就業した時期															平成	29	未定
岩手県	二戸市	市内に住所を有し、就業しているとき	貸与月額の3分の1を返済月額とし、返済月額の2分の1を免除とする。	最大免除月額7,500円	1年間(希望者は毎年申請)	返還開始と同時	市内に住所を有し、市内又は市内に本社がある企業に就業しているとき	貸与月額の3分の1を返済月額とし、返済月額の4分の3を免除とする。	最大免除月額11,200円	1年間(希望者は毎年申請)	返還開始と同時									平成	29	未定	
岩手県	奥州市	無し	申請年度に返還すべき奨学金返済額	1月当たり12,000円を限度(1年当たり上限額144,000円)	最大5年間	申請受付月から対象期間															平成	30	未定
岩手県	幸石町	町内外を問わず事業所に正規雇用されている者	その年度の奨学金償還債務の1/2	上限額なし		町内に居住かつ正規雇用されている年度															平成	30	未定

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間							
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				和暦	年度	和暦	年度				
		区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容					①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期
岩手県	葛巻町		貸与を受けた修学資金	-		指定施設で看護職員等の業務に従事し、その従事した期間が、修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間に達した場合、償還を免除															平成	27		未定	
岩手県	矢巾町	無し	雇用されてから返済した奨学金の額の1/2(その額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)	7/月	3																令和	2	令和	8	
岩手県	西和賀町	西和賀町奨学金返還支援補助金	補助金の交付を申請する年度内に返還すべき奨学金の額の1/2	120,000円		5年間を上限として、申請する年度末の年齢が39歳以下の者															令和	4		未定	
岩手県	住田町	一般枠・看護職枠	免除申請日が属する月及び免除の要件を満たした日が属する月のいずれか遅い月から最大60日分の返還額	奨学金の返還総額の最大1/2		免除申請日が属する月及び免除の要件を満たした日が属する月のいずれか遅い月から最大60日															平成	28		未定	
岩手県	大槌町		返還額の2分の1以内(上限:240千円)																		平成	30		未定	
岩手県	山田町	無し	補助金の交付を受けようとする会計年度の4月から当該年度の3月までの返還額の合計に相当する額の1/2	240千円	4年間																令和	4	令和	7	
岩手県	岩泉町	無し	貸付総額を返還期限上限の期間で割った額の1か月当たりの額	貸付総額を返還期限上限の期間で割った額の1か月当たりの額		要件に該当する間(会計年度毎に決定)															令和	2		未定	
岩手県	田野畑村	田野畑村奨学金返還支援助成金(有資格者人財確保対策)交付要綱	単年度における助成金の額は、交付の申請書を提出する日の属する年度の前年度において返還した奨学金等(繰上返還額を含む。ただし、利息を除く。)の額とする。ただし、25万円を上限とする。			助成金の総額は、借受した奨学金等の総額(利息を除く。)に2分の1を乗じて得た額と120万円のいずれか少ない額(以下「支援上限額」という。)とする。ただし、既に奨学金を返還中で、返還残高が支援上限額より少ない場合は、返還残高を支援上限額と見なす。															平成	28		未定	
岩手県	普代村	看護・介護・保育職	貸与を受けた奨学金の返還総支払額	-		資格取得後3年以内に村に住民登録し、村に居住する者で村内の看護・介護・保育職の業務に5年間又は村外の看護・介護・保育職の業務に10年間従事したとき															平成	30		未定	
岩手県	野田村	専修学校(専門課程)卒、職業要件満たさず	交付申請書を提出する日の属する年度に返還した額の1/2	60千円		奨学金の返還開始時から貸付期間の2倍の期間以内															平成	29		未定	
岩手県	九戸村	無し	令和2年度以降に岩手県立伊保内高等学校を卒業した者で、同行に在学中に貸与を受けた奨学金の償還債務の2分の1を免除することができる。	-																		昭和	46		未定
岩手県	金ヶ崎町	金ヶ崎町保育士奨学金返還補助金	補助金の額は、対象者が交付対象期間において返還した奨学金の額の2分の1の額(その額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)とする。	ただし、当該交付対象期間の月数に1万円を乗じて得た額を限度とする。		補助金の交付対象期間は、補助金の交付申請日が属する月から同日の属する年度の3月まで(第3第2項第1号アに規定する者にあつては、同月又は同号アに規定する交付対象期間が36月に達する月のいずれか早い月まで)とする。															平成	30		未定	
岩手県	一戸町	特定の職種で町内の職場に就職した場合	貸与を受けた奨学金総額を貸与を受けた期間の4倍の年数で割った金額を一年分の返還免除額とする	-		条件を満たした期間分(例:高校3年間借付した場合、4倍の12年間助成めれば全額免除となる)															平成	30		未定	
宮城県	仙台市		180千円	最大540千円(年間最大180千円×3年間)	3年間																令和	元		未定	
宮城県	石巻市	令和4年度までの申請者	助成金の交付を申請する年度内に返還すべき奨学金の返還金の額とする。助成金の交付を申請する年度において、助成金の交付を申請する年度内に半年又は年数により奨学金の返還を行う者が石巻市に居住した期間又は市内事業所において就労した期間が1年に満たない場合は、返還金額を居住月数又は就労月数のうちいずれか短い方の月数(1月に満たない月は切り捨てるものとする。)で算出した額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を、助成対象の返還金額とする。	1年度につき20万円を上限とし、総額で60万円を限度とする。		助成対象期間は、助成金の交付の対象となった最初の月から起算して3年を限度とする。															平成	25		未定	
宮城県	気仙沼市	保育士、幼稚園教諭	貸与を受けた奨学金の返還総支払額の1/2	1年につき10万円	3年																平成	29		未定	

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間			
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度		
		区分の内容	返還支援の内容			区分の内容	返還支援の内容			区分の内容	返還支援の内容			区分の内容	返還支援の内容						
		①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	和暦	年度	和暦	年度
宮城県	名取市	無し	申請日が属する年度の前年度に返還した奨学金(当該奨学金に係る利子を含む。)の総額(千円未満切捨て、上限18万円/年)	180	3	補助金交付決定後												令和	5		未定
宮城県	栗原市	「無し」	1年間(4月から翌年3月)における各月の奨学金の返還額の合計額	1会計年度において200千円を限度(最大1,000千円)	5年間(60月)	令和5年4月1日以降に市内企業等に正規雇用されている者												令和	5		未定
宮城県	東松島市	市内居住者	年額20万円	60万円	5年度	返還開始の翌年度の4月(初回申請時に限り10月も可能)	区分1以外の者	年額10万円	30万円	5年度	返還開始の翌年度の4月(初回申請時に限り10月も可能)							平成	28		未定
宮城県	加美町		交付申請年度の前年度に返還した奨学金の額の2/3を補助(繰上げ返済分は対象外)	200千円	30歳に到達するまで最大5年間(継続であっても毎年度要申請)	返済開始翌年度												令和	3		未定
宮城県	南三陸町	無	学校等を卒業後、速やかに算付期間の2倍に相当する期間、南三陸病院での業務に従事した場合、返済免除	-	年間	返還開始と同時												平成	22		未定
秋田県	秋田市 [1]		助成候補者が認定期間内に返還した額を対象とし、交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の額の全部または一部を支給する。	年間20万円	最長5年	認定申請のあった年度の最初の奨学金返還日の属する月、又は返還開始と同時。												平成	30		未定
秋田県	秋田市 [2]		助成候補者が認定期間内に返還した額を対象とし、交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の額の全部または一部を支給する。	年間20万円	最長5年	認定申請のあった年度の最初の奨学金返還日の属する月、又は返還開始と同時。												令和	2		未定
秋田県	能代市	無し	申請を行う月から12月間の奨学金等の返還額の合計に相当する額	108千円	10年間(120か月)	任意												平成	29		未定
秋田県	横手市	秋田県奨学金返還助成金(一般分)の交付決定を受けている場合	奨学金年返還額の1/3を補助(1,000円未満の端数を切り捨てた額)	上限8万円	奨学金の貸与期間が3年を超える場合は3年間、2年以上3年未満の場合は2年間	県助成の認定申請完了の翌年度、かつ、対象奨学金を1年間返還した翌月	秋田県奨学金返還助成金(未定額)の交付決定を受けている場合	奨学金年返還額から県助成金を差し引いた額を補助(1,000円未満の端数を切り捨てた額)	上限4万円	奨学金の貸与期間が3年を超える場合は3年間、2年以上3年未満の場合は2年間	県助成の認定申請完了の翌年度、かつ、対象奨学金を1年間返還した翌月							令和	4		未定
秋田県	大館市	無し	助成金交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の額の2/3 ※約定期間に基づき返還額までが助成対象	200千円(支援対象者の就労先が本制度賛同企業の場合、企業の負担金最大100千円上限あり)	奨学金等の貸与の対象となった修学年数と同じ年数 ※1年未満の端数は切捨て	1.(これから返還開始となる場合)返還開始から12ヶ月後より助成金交付 2.(すでに返還を開始している場合)対象者認定申請年度の翌年度4月、または対象者要件を満たした月を起算とした12ヶ月後より助成金交付を基本とする												平成	29		未定
秋田県	男鹿市		秋田県奨学金返還助成金の交付の対象となる奨学金の返還額から県からの助成金を控除した額。	67,000円	最長3年間	県の認定を受け、秋田県奨学金返還助成金の交付決定を受けた時点。												令和	4		未定
秋田県	湯沢市	個人対象者	(1)県助成確定者の場合 助成金の交付を受けようとする年度の県助成金の交付の対象となる奨学金の返還額から、(2)県助成未申請者・前年度の奨学金の返還額(上限200,000円)に3分の1を乗じて得た額。算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	(1)県助成確定者の場合・年額67,000円を上限。 (2)県助成未申請者・前年度の奨学金の返還額(上限200,000円)に3分の1を乗じて得た額。算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	助成金の交付の対象となる期間は、県要綱第4条に規定する助成対象期間となった最初の月から奨学金を返還する期間内とし、120ヶ月を限度とする。	(1)県助成確定者の場合 県の支援開始時点と同様 (2)県助成未申請者 助成金の交付を受けようとする年度の前年度及び当該年度	事業所対象者	(1)県助成確定者の奨学金の返還を支援した事業所対象者が助成金の交付を受けようとする年度の県助成金の交付の対象となる奨学金の返還額から県の助成金を差し引いた額を補助(1,000円未満の端数を切り捨てた額)。(2)県助成未申請者の奨学金の返還を支援した事業所対象者が当該県助成未申請者の返還を支援した額。	(1)県助成確定者の奨学金の返還を支援した事業所対象者・年額67,000円を上限。 (2)県助成未申請者の奨学金の返還を支援した事業所対象者が当該県助成未申請者の返還を支援した額。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	助成金の交付の対象となる期間は、県要綱第4条に規定する助成対象期間となった最初の月から奨学金を返還する期間内とし、120ヶ月を限度とする。	(1)県助成確定者の場合 県の支援開始時点と同様 (2)県助成未申請者 助成金の交付を受けようとする年度の前年度及び当該年度						平成	30		未定	
秋田県	鹿角市	理系・外国語系4大卒、県が定める成長産業(航空機・自動車・医療福祉機器・情報・新エネルギー)認定企業への就職者	年間返還額の10/10	200千円(年額)	2年間(秋田県が実施する奨学金返還助成「未来創造分」の助成期間終了後から最大2か年)	県助成の助成期間に準ずる	一般(県助成加算分)	年間返還額の1/3	67千円(年額)	3年間(秋田県が実施する奨学金返還助成「一般分」と同期間)	県助成の助成期間に準ずる	一般(県助成終了後、加算延長分)	年間返還額の10/10	200千円(年額)	2年間(秋田県が実施する奨学金返還助成「一般分」の助成期間終了後から最大2か年)	秋田県が実施する奨学金返還助成「一般分」の助成期間終了後から開始		令和	4		未定
秋田県	由利本荘市 [1]	通常就業	秋田県奨学金返還助成金の対象となった期間の返還額から、県助成金及び他助成金を控除した額	67	3	県の助成対象者として認定され1年間の奨学金返還を経て県から交付決定を受けた後	起業	秋田県奨学金返還助成金の対象となった期間の返還額から、県助成金及び他助成金を控除した額	134	3	県の助成対象者として認定され1年間の奨学金返還を経て県から交付決定を受けた後							令和	4		未定
秋田県	由利本荘市 [2]	通常就業	秋田県奨学金返還助成金の対象となった期間の返還額から、県助成金及び他助成金を控除した額	67	3	県の助成対象者として認定され1年間の奨学金返還を経て県から交付決定を受けた後	起業	秋田県奨学金返還助成金の対象となった期間の返還額から、県助成金及び他助成金を控除した額	134	3	県の助成対象者として認定され1年間の奨学金返還を経て県から交付決定を受けた後							令和	4		未定
秋田県	大仙市	無し	1年間の返還実績額×1/3	64千円	最長5年間	要件を満たした上で、返還開始月から1年間の返還実績確認後												令和	2		未定
秋田県	北秋田市	国家資格に基づく就業	申請年度において返還した奨学金の額の1/2	200千円	5年間	申請した年度から	国家資格に基づく就業以外の方	申請年度において返還した奨学金の額の1/3	133千円	5年間	申請した年度から							平成	28		未定
秋田県	にかほ市	無し	受給要件に該当する者が返還する奨学金の年返還額の10/10。ただし、秋田県奨学金返還助成金交付金要綱に基づく交付金額がある場合は、その額を除いた残額。	200千円	対象となる奨学金の貸与を受けた期間が2年以上3年未満の場合は2年間、3年を超える場合は3年間。	にかほ市に居住し、通勤圏内の企業等に就業し、1年間奨学金の返還を行った後												平成	30		未定

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間				
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度			
		区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容			①支援額	②上限額	③交付期間
秋田県	仙北市		申請年度において、貸与総額の1/10の額	申請年度において、貸与総額の1/10の額	1年間(最長10年)※1年に満たない場合は月単位	返還開始時															平成 28	未定
秋田県	小坂町	無し	町内に居住しながら返還した年度間の返還額の1/3	—	10年間	返還開始の翌年度の4月															平成 28	未定
秋田県	上小阿仁村	指定する国家資格取得者で、当該資格に基づき就労している者	奨学金の返還金額×助成率	[2/3]	償還期間内	奨学金返還が始まった翌年3月に申請を開始(毎年度3月中)	上記以外の就労している者	奨学金の返還金額×助成率	[1/2]	償還期間内	奨学金返還が始まった翌年3月に申請を開始(毎年度3月中)	奨学金の返還金額×助成率	[10/10]	償還期間内	奨学金返還が始まった翌年3月に申請を開始(毎年度3月中)						平成 27	未定
秋田県	藤里町	なし	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の額の1/3(上限額以内)	66	貸与期間が2年以上は2年、それ以上の貸与期間は3年	返還開始の翌年度															平成 29	未定
秋田県	三種町	日本学生支援機構(第一種・第二種)、その他奨学金	年間返還額に対し1/3を助成(千円未満切捨て)	10万円	5年間	町内に居住し、県内に就業して1年経過後															平成 30	未定
秋田県	八峰町【1】	3分の1助成	申請年度の前年度の10月1日から起算した1年間における奨学金の返還額の合計額の3分の1	66,000円	借入期間が2年以上3年以内の場合は2年間、3年を超える場合は3年間。	返還と同時に、町内に居住し県内就職していること(ただし国家公務員又は地方公務員として雇用されている者、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人等に雇われている者、秋田県奨学金返還助成金で未来創生分の助成を受けている者は除く)															平成 29	未定
秋田県	八峰町【2】	5分の1助成	申請年度の前年度の10月1日から起算した1年間における奨学金の返還額の合計額の5分の1	40,000円	借入期間が2年以上3年以内の場合は2年間、3年を超える場合は3年間。	八峰町に在住している者。(ただし国家公務員又は地方公務員として雇用されている者、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人等に雇われている者、秋田県奨学金返還助成金で未来創生分の助成を受けている者は除く)															平成 29	未定
秋田県	八峰町【3】	5分の1助成	申請年度の前年度の10月1日から起算した1年間における奨学金の返還額の合計額の5分の1	40,000円	借入期間が2年以上3年以内の場合は2年間、3年を超える場合は3年間。	八峰町に在住している者。(ただし国家公務員又は地方公務員として雇用されている者、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人等に雇われている者、秋田県奨学金返還助成金で未来創生分の助成を受けている者は除く)															平成 29	未定
秋田県	美郷町	無し	1会計年度当たり助成対象期間における返還額に3分の1を乗じて得た額(千円未満切捨て)	64,000円	5年間	認定申請後、下記の助成対象期間を経た最初の月 (1)助成対象者に該当することとなった日以降において、最初の奨学金返還日の属する月から起算して12か月ごとの期間 (2)助成対象者から該当となる初回の会計年度を越えて翌年度以降申請があった場合は、認定申請があった日の属する年度の4月から起算して12か月ごとの期間															令和 3	未定
秋田県	東成瀬村		前年度に返還した奨学金支払額の1/3	—	—	返還開始の翌年度の4月(村内に居住して1年以上経過している方)															平成 27	未定
山形県	山形市	学生を対象に申請した市町村に居住かつ県内で就業することを条件に支援を行うもの	26,000円×申請年度以降の奨学金貸与月数若しくは交付申請時点での奨学金返還残高のいずれか低い方の額	—	一括交付	卒業後、県内に居住・就業してから3年経過後	社会人を対象に県外から申請した市町村へ移住かつ県内で就業することを条件に支援を行うもの	県内に居住・就業を開始してから3年間で返還した奨学金の額	600千円	一括交付	県内に居住・就業してから3年経過後	県内に居住・就業してから3年経過後									平成 27	未定(現行制度はR6まで)
山形県	米沢市	学生を対象に申請した市町村に居住かつ県内で就業することを条件に支援を行うもの	26,000円×申請年度以降の奨学金貸与月数若しくは交付申請時点での奨学金返還残高のいずれか低い方の額	—	一括交付	卒業後、県内に居住・就業してから3年経過後	社会人を対象に県外から申請した市町村へ移住かつ県内で就業することを条件に支援を行うもの	県内に居住・就業を開始してから3年間で返還した奨学金の額	600千円	一括交付	県内に居住・就業してから3年経過後	県内に居住・就業してから3年経過後									平成 27	未定(現行制度はR6まで)
山形県	鶴岡市【1】	学生を対象に申請した市町村に居住かつ県内で就業することを条件に支援を行うもの	26,000円×申請年度以降の奨学金貸与月数若しくは交付申請時点での奨学金返還残高のいずれか低い方の額	—	一括交付	卒業後、県内に居住・就業してから3年経過後	社会人を対象に県外から申請した市町村へ移住かつ県内で就業することを条件に支援を行うもの	県内に居住・就業を開始してから3年間で返還した奨学金の額	600千円	一括交付	県内に居住・就業してから3年経過後	県内に居住・就業してから3年経過後									平成 27	未定(現行制度はR6まで)
山形県	鶴岡市【2】	大学等卒業後(学生応募者)	大学等在学中の奨学金貸与額に相当する額	月4万2千円×大学等の正規の修学年数×12ヶ月(四年制大学の場合、201万6千円が上限)	10年間に分割して支援	市内に居住・就業して3年経過後	現在、県外に居住する本市出身者等が本市に居住・就業した場合(社会人応募者)	大学等在学期間中に借り入れた奨学金の返済残高相当額	月4万2千円×大学等の正規の修学年数×12ヶ月-市内にUターンするまでの返済額	10年間に分割して支援	市内に居住・就業して3年経過後	市内に居住・就業して3年経過後									令和 3	未定
山形県	酒田市【1】	学生を対象に申請した市町村に居住かつ県内で就業することを条件に支援を行うもの	26,000円×申請年度以降の奨学金貸与月数若しくは交付申請時点での奨学金返還残高のいずれか低い方の額	—	一括交付	卒業後、県内に居住・就業してから3年経過後	社会人を対象に県外から申請した市町村へ移住かつ県内で就業することを条件に支援を行うもの	県内に居住・就業を開始してから3年間で返還した奨学金の額	600千円	一括交付	県内に居住・就業してから3年経過後	県内に居住・就業してから3年経過後									平成 27	未定(現行制度はR6まで)
山形県	酒田市【2】	対象者:東北公益文科大学の卒業後5年以内の者	1年間における各月の奨学金の返還額の合計	年度の上限額18万円、補助上限額54万円	卒業後5年以内	返還開始と同時	対象者:東北公益文科大学大学院の卒業後5年以内の者	1年間における各月の奨学金の返還額の合計	年度の上限額24万円、補助上限額72万円	卒業後5年以内	返還開始と同時	返還開始と同時									平成 28	令和 5
山形県	新庄市【1】	学生を対象に申請した市町村に居住かつ県内で就業することを条件に支援を行うもの	26,000円×申請年度以降の奨学金貸与月数若しくは交付申請時点での奨学金返還残高のいずれか低い方の額	—	一括交付	卒業後、県内に居住・就業してから3年経過後	社会人を対象に県外から申請した市町村へ移住かつ県内で就業することを条件に支援を行うもの	県内に居住・就業を開始してから3年間で返還した奨学金の額	600千円	一括交付	県内に居住・就業してから3年経過後	県内に居住・就業してから3年経過後									平成 27	未定(現行制度はR6まで)
山形県	新庄市【2】	学生を対象に市内に居住かつ製造業、保育士、看護職において市内の事業所に就業した者	貸与額の50%を減免	—	就業してから2年経過後10年以内	就業してから2年経過後															平成 28	未定

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間			
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度		
		返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間			返還支援の内容	①支援額
福島県	天栄村	補助金交付の申請があった年度内に返還した奨学金の額。1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	250千円	-	奨学金を返還する期間内とし、継続した12か月以上の返還期間を上限とする。	村内に住民登録を行った日の属する月の翌日以降の返還期間を返還する期間内。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	令和	4	未定	
福島県	只見町	奨学金返還支援補助	年度ごとの返還額の1/2	180000	8	返還開始かつ町内に居住開始	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	令和	2	未定	
福島県	西会津町【1】	町内に居住した時、残りの返還債務の半額を免除	-	-	西会津に住所を有し居住している期間	西会津町に住所を有し居住した月から	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成	25	未定	
福島県	西会津町【2】	無し	-	-	80ヶ月以内	町内の事業所などで保健師等の業務に従事した期間が、修学資金返済期間の2分の1に達したとき、残りの修学資金の全額を免除。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成	18	未定	
福島県	金山町	保健師等を養成する大学や短大、専門学校を卒業した者	月額100,000円	-	正規の就学期間(休学や停学期間は貸与できない)	保健師等の免許を取得し、卒業後、当町内において保健師等として5年間従事してから返還開始となる。ただし、当町内において保健師等として従事している期間中は、奨学金返済を一旦猶予する。また、卒業時に当町内で保健師等として従事できる職場が無い場合は、奨学金返済を一旦猶予する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	令和	3	未定	
福島県	昭和村	なし	-	-	卒業の月の6ヶ月後	本村の奨学金貸与額の全部または一部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	昭和	51	未定	
福島県	会津美里町	高校卒業以上	月額1/2×6ヶ月分	6ヶ月	返還開始と同時に、返還中に要件を満たした時	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成	30	未定	
福島県	西郷村	日本大学生支援機構、大学院、大学、短大、高等専門学校、専修学校等	年度内に返還した奨学金の額(第二種奨学金の場合、利子分は除く。)と180,000円とを比較して、いずれか少ない額	-	福島県奨学金①高等学校、②大学、短大、高等専門学校	年度内に返還した奨学金の額と、63,000円とを比較して、いずれか少ない額。	年度内に返還した奨学金の額と、96,000円とを比較して、いずれか少ない額。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成	30	未定	
福島県	矢吹町	無し	120千円	上限8年間	町内に住民登録を行った日の翌日以降	補助金の交付を申請する年度内に返還する奨学金の額(1,000円未満切り捨て)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	令和	3	未定	
福島県	塙町	卒業後、塙町内に居住し、町内の企業等に就業し、3年経過後	高校卒業後、半年経過後から3年間、奨学金の返還を猶予	猶予期間中、町税等の滞納がなければ、貸し付けた奨学金の全額を免除	卒業後、塙町に居住し、町外の企業等に就業し、3年経過後	高校卒業後、半年経過後から返還開始、3年間返還金、町税等の滞納なければ、残り7年分の未返還分の返還を免除	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	令和	2	令和	8
福島県	鮫川村	無し	-	10年間	村内居住・就業して10年経過後	貸与を受けた奨学金の全額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成	18	未定	
福島県	石川町	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の額	月1.5万円	5年間	返還開始の翌年度の4月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	令和	5	未定	
福島県	三春町	無し	年間返還支払額	上限180千円	8年間	申請年度の4月から(年度途中からの返還の場合)、その返還開始日から	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成	30	未定	
福島県	広野町	高等学校に在学する者	全額	-	在学期間	就業から引き続き5年間農業に基幹的に従事したとき又は農業経営の補助者として従事したとき	大学等に在学する者	全額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成	30	未定	
福島県	川内村	大学卒業程度	前年度の住民期間の月数に応じた返還金額を支援金として支給する	300	金額による	奨学金返還支援金の申請があった後	短大・専門学校卒業程度	前年度の住民期間の月数に応じた返還金額を支援金として支給する	300	金額による	奨学金返還支援金の申請があった後	高校卒業程度	前年度の住民期間の月数に応じた返還金額を支援金として支給する	300	金額による	奨学金返還支援金の申請があった後	-	平成	29	未定	
福島県	新地町	新地町奨学金貸付条例により本町が貸与した奨学金の返還金で、助成金交付申請年度の前年度において返還した奨学金の総額	180	1年間(年度毎の交付)	返還開始の翌年度から申請可能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	令和	3	未定	
福島県	飯館村	飯館村奨学金返還支援事業補助金	交付対象者が前年度に返還した奨学金相当額(ただし交付決定を受けた日の属する月以降に返還した奨学金に限る)	240千円/年	村内に就職し、かつ、定住する条件を満たした日の属する月から大学・高校等の正規の修業年数の2倍に相当する期間までとし、168月を限度とする	交付対象者が当該補助金交付要件を満たした年の翌年度	飯館村奨学金貸付事業	最大で村が貸与した奨学金全額	最大で村が貸与した奨学金全額	最長で正規の就学期間×3年	村内就業後	-	-	-	-	-	-	令和	5	未定	
茨城県	日立市【1】	交付対象経費 基準日(1月1日)の前年に返還した奨学金の額の1/2	上限額 142.1千円	支援期間 10年間	返還開始年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成	29	未定	
茨城県	日立市【2】	交付対象経費 基準日(1月1日)の前年に返還した奨学金の額の1/2	上限額 142.1千円	支援期間 10年間	返還開始年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	令和	元	未定	
茨城県	石岡市	医療及び福祉関係等専門従事者奨学金	3年以上継続して従事した場合は全額免除。	従事期間が1年以上3年未満の場合、奨学金の合計額に実際に従事した月を36で除して得た数字を乗じて得た金額を減額	貸与期間に相当する期間	市が指定した施設に就業し、3年経過した時期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成	8	未定	
茨城県	結城市	地方公共団体独自の奨学金(結城市奨学金)	貸与を受けた奨学金の全部(10/10)	1,000千円 ※貸与額250千円(年額)×大学4年間を想定	5年間	5年間継続して市内居住、かつ、市内の企業、事業所などへ正規就職した後	地方公共団体独自の奨学金(結城市奨学金)	貸与を受けた奨学金の返還未済額の一部(1/2)	500千円 ※貸与額250千円(年額)×大学4年間を想定	5年間	5年間継続して市内に居住した後	-	-	-	-	-	-	令和	3	未定	
茨城県	常陸太田市	市の奨学金制度を利用し貸与を受け大学を卒業し市内に居住している方	貸与を受けた奨学金の返還総額の10分の1	-	10年間	返還開始と同時に	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	令和	5	未定	
茨城県	高萩市	高校等程度以上の新規学卒者	補助金の交付を申請する年度内に返還した奨学金の額	年間200千円	最初に補助金の交付を受けた月から起算して5年間	年度内に返還すべき奨学金をすべて返還したとき	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成	29	未定	
茨城県	ひたちなか市	無し	前年度返還した額の1/2	上限10万円	最大8年間	補助金交付決定後すぐに返還開始	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成	30	未定	
茨城県	稲敷市	返還額の1割免除	-	-	-	原則10年以内の返還のうち返還終了の1年前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成	29	未定	

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間						
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度					
		区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容			①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	
茨城県	かすみがうら市		補助金の額は、補助を受けようとする者が、申請を行う年度において返済した奨学金の額と18万円のいずれか低い額を上限とする。この場合において、千円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。奨学金の返済を分割で行う者については、1月あたり1万5千円を上限とする。	180	3	補助対象者が補助金の交付要件を満たした月から補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる事件の全てを満たす者とする。 (1) 奨学金を利用して保育士資格を取得した者であること。 (2) この告示の施行後に、市内において保育施設等を運営する事業者(以下「施設事業者」という。)に常勤の保育士として新規に採用(雇用主が同一の施設事業者間の人事異動は除く。)された者であること。 (3) 自ら奨学金を返済している者であること。 (4) この告示による補助を受けたことがないこと。ただし、前年度以前に補助金の交付の決定を受けた者が当該年度分の申請を行う場合を除く。 (5) 他制度による奨学金を対象とした補助を受けていない者であること。															平成	29	未定	
茨城県	神栖市	茨城県内の公立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の校長、教頭、教諭、養護教諭又は講師(臨時講師を除く)の職	貸与を受けた奨学金の額に、継続してその職にあった期間(休職期間を除く)の2分の1を、奨学金の貸与を受けた期間で除して得た額とする。	-	1	規定する業種に就職してから	神栖市、鹿嶋市、潮来市、行方市及び銚田市内の私立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の校長、教頭、教諭、養護教諭又は講師(臨時講師を除く)の職	貸与を受けた奨学金の額に、継続してその職にあった期間(休職期間を除く)の2分の1を、奨学金の貸与を受けた期間で除して得た額とする。	-	1	規定する業種に就職してから											昭和	63	未定
茨城県	茨城町		貸与を受けた奨学金の総額	月額2万円(年額24万円)で、奨学生の在学する学校の正規の修業期間貸与した額	-		奨学生であった者が貸付期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過する日までに本町に住所を有し、かつ引き続き本町に住所を有する期間、返還を済むことができ、その期間が5年を超えたときは返還を免除する。															平成	30	未定
茨城県	大洗町	無し	当該年度の返還額の2分の1以内の額(Uターン制度)	当該年度の貸付総額の20分の1(Uターン制度)	貸付最終年の翌年から10年以内	返還開始と同時に																平成	28	未定
茨城県	阿見町		交付申請を行った日の属する年度の前年度における奨学金の返還額の1/2	50,000円	最初に交付決定した年度から起算して10年間	申請時																令和	2	未定
茨城県	境町	無し	貸与を受けた奨学金の全額	-		卒業後6カ月以内に町内に居住し、かつ、5年間継続して居住した場合。																平成	28	未定
茨城県	利根町	無し	毎年1月1日を基準日とし、その前年(1月～12月)に返還した奨学金の額(繰上返済した額を除く)	200千円	10年間	返還開始をした日から次の基準日(1月1日)																令和	4	未定
栃木県	宇都宮市	無し	企業が従業員に支給した金額と同額	100千円	3年間	域内に居住・就業して1年経過後																令和	5	未定
栃木県	栃木市	無し	貸与を受けた奨学金の全額	-	貸付期間	市内に居住して5年経過後																平成	28	未定
栃木県	佐野市	無し	1回の申請につき、貸与されていた奨学金の月額2分の1の額。申請日の前1年間に奨学金を返済なく返済している方(令和4年度は令和3年10月～令和4年9月の間に1回以上の返済をしている者)	-	申請は1年度につき1回とし、5回まで申請可能。	返還開始後、(指定期間に1回以上返還があった時。令和4年度は令和3年10月～令和4年9月の間に1回以上の返済をしている者が対象)															令和	2	令和	6
栃木県	鹿沼市	無し	条件達成後の返還残額	72万円	1回限り	高校又は大学等を卒業した翌月から1年以内に市内に定住し、返還開始から定住5年経過後																令和	2	未定
栃木県	日光市	無し	償還すべき債務の額(貸付総額)の1/3の額。(100円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。)ただし、当該額が、次に掲げる額のいずれか低い額をいずれか高い額(1)免除要件を満たした日における償還未済額(2)償還すべき債務の額を償還の期間(月数)で除して得た額に免除要件を満たした日の属する月の翌月から償還を完了する月までの月数を乗じて得た額(100円未満の端数を生じたときは、切り上げるものとする。)	償還すべき債務の額(貸付総額)の1/3の額。(100円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。)	免除決定後、決定額を一括して免除。	奨学金の貸付を2年以上受けて、学校等を卒業した翌月から、奨学金の償還が完了する日までの間に、日光市に住所を定め、引き続き5年間定住して就労していると認められることを要件としており、この要件直後を開始時期としている。																平成	28	未定

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間							
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度						
		区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容			①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期		
栃木県	小山市	大学等(大学、短期大学、専修4-5年及び専攻科、専修学校)	総貸与額	卒業後6か月以内に本市へ居住し、かつ、その後も引き続き貸与期間の2倍以上継続して居住している場合、全貸与額が返済免除	卒業後6か月以内に市内に居住し、以後貸与期間以上、継続して居住すれば奨学金の返済が一部免除される。貸与期間が2倍以上居住すれば、全額免除となる。貸与期間未満の居住であれば、返済免除とはならない。	卒業後6か月以内に居住できない場合、そこから貸与期間の2倍以内の期間での返還が求められる。貸与期間以上居住すれば、そこから返済免除が開始される。奨学金返還免除の考え方 ①貸与期間以下の場合 ⇒ 奨学金の免除なし ②貸与期間と同一期間居住の場合 ⇒ 奨学金の半額免除 ③貸与期間の2倍期間の居住の場合 ⇒ 奨学金の全額免除を基本とし、②と③の間の居住者については、市外転出後の期間を換算して減免割合を決める。															平成	28	未定		
栃木県	真岡市	大学生	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の額	上限額 大学生(4年貸与)累計限度額 200万円、大学生(3年貸与)累計限度額 150万円、大学生(2年貸与)累計限度額 100万円	返還開始の翌年度から支給額の総額が累計限度額に達するまでの期間	返還開始後、給付要件を満たした翌年度の4月以降	短期大学生	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の額	上限額 累計限度額 70万円	返還開始の翌年度から支給額の総額が累計限度額に達するまでの期間	返還開始後、給付要件を満たした翌年度の4月以降	高等専門学生	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の額	上限額 累計限度額 70万円	返還開始の翌年度から支給額の総額が累計限度額に達するまでの期間	返還開始後、給付要件を満たした翌年度の4月以降	大学院生	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の額	上限額 累計限度額 100万円	返還開始の翌年度から支給額の総額が累計限度額に達するまでの期間	返還開始後、給付要件を満たした翌年度の4月以降	平成	28	未定	
栃木県	大田原市	無し	返還金総額から2箇年分の返還額を控除した額			返還開始の翌々年度																平成	26	未定	
栃木県	下野市	無し	奨学生が償還すべき債務の額の4分の1の額。		償還一部免除の額により変動。	(1)奨学金の貸付期間が2年以上であること。 (2)在学する学校を正規の修業期間内で卒業していること。(傷病等やむを得ない事情により休学等をした場合を除く。) (3)最終学校を卒業した日の属する月の翌日から1年以内に市内に居住し、引き続き5年以上継続して居住していると認められること。 (4)前号に規定する市内に居住している間に就業していると認められること。(妊婦その他正当な理由により就業が困難な場合はこの限りでない。) (5)滞滞なく奨学金の償還をしていること。(上記の学校に進学することを理由とした償還の滞りが認められた場合はこの限りでない。) (6)市税を完納していること。 以上6条件を満たした後に本申請を受け付け、支援を決定する。具体的な免除の開始時期については、奨学生が償還すべき債務の額から償還免除額を差し引いた額の償還を返還開始と同時に基準日(毎年4月1日)から1箇月以上継続して本市に住所を有して以降																令和	4	未定	
栃木県	益子町	無し	在学中に貸与を受けた奨学金の額		本町居住期間に応じて支援																	令和	5	未定	
栃木県	芳賀町	無し	年度の返還額の2分の1	貸与した奨学金を貸与年数に4を乗じた数で除して得た額を上限とする	年度ごとの申請とし、認定年度の3月を末とする(最大1年間)	返還開始前の申請は4月から、年度開始後の申請は申請月から																平成	27	未定	
栃木県	那珂川町	無し	貸与された奨学金の返還総支払額の1/2を免除			貸与の終了した月の翌月から起算して6箇月を経過した後、返還開始から返還が完了するまでの間に5年間継続して町内に居住し就業しているとき																平成	30	未定	
群馬県	太田市【1】	無し	貸与を受けた奨学金の返還総支払額の1/2	年12万円	継続して5年以内	返還開始の翌年度の5月																平成	29	令和 7	
群馬県	太田市【2】	無し	免除を受ける年度の返還未済額の全額	免除を受ける年度の返還未済額の全額	免除が決定した年度	返還開始と同時																令和	4	未定	
群馬県	富岡市	無し	申請年度の1年間(4月1日～3月31日)に返還した金額及び予定額(1年間の上限10万円、最大5年間(50万円)まで)	1年間の上限10万円、最大5年間(50万円)まで	令和2年度～令和11年度	返還開始と同時																令和	2	令和 11	
群馬県	上野村	無し	奨学金を受けた学校等を修業した後、本村住民として在村し1年以上就業した者については、その就業した期間に限り返還を免除する。																				平成	13	未定
群馬県	神流町	特になし	町独自の奨学金の貸与	3,840,000円	8年間	返還開始と同時																平成	15	未定	
群馬県	下仁田町	在学奨学生	奨学金を借り入れ、在学中に返済した利息に相当する額(在学中は利息のみ返済し、元金の返済は卒業後に始まる)		最長10年間	高校、または大学等の卒業時に交付申請を行う	社会人奨学生	専用の奨学ローンの、返済した元金と利息に相当する額(在学中は利息のみ返済し、元金の返済は卒業後に始まる)	専用の奨学ローンの借入上限額が500万円、利息は変動金利	最長10年間	卒業後に就業・居住等の要件を満たしていれば、単年度ごとに翌年4月までに交付申請を行う											平成	28	未定	
群馬県	南牧村【1】	南牧村人材育成支援奨学金		卒業後、本村住民として在住している期間、又は災害、病气その他やむを得ない理由により奨学金を返還することが困難であると認められるときは、奨学金の返還の義務の履行期限を猶予。	本村住民として在住している期間が、当該大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して30年を経過したときは免除																	平成	17	未定	

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間				
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度			
		返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	返還支援の内容			①支援額	②上限額	③交付期間
群馬県	南牧村【2】	南牧村福祉医療施設技術職員養成奨学金貸与規則	施設の職員として勤務していた奨学生が、学校等を修業し、かつ、資格を取得した日から引き続き施設に勤務したとき、又は、奨学生が学校等を修業し、かつ、資格を取得した日から3年以内に施設等に勤務したときは、奨学金の返還の債務の履行期限を猶予。南牧村福祉医療施設の勤務期間が5年を超えたときは免除																		平成 29	未定
群馬県	甘楽町	域内に居住、かつ、域内の企業(事業所)等(中小企業含む)に就業	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)において返還した奨学金の額の1/2	年額12万	連続した60月	返還開始と同時															令和 2	未定
群馬県	嬭恋村	医療技術者(医師、看護師、放射線技師、保健師等)	一定期間継続勤務により全額	7200	3年から6年	返還開始と同時															平成 30	未定
群馬県	板倉町	無し	補助金の交付を申請する年度の前年度に返還した奨学金の1/2	150千円	5年間	返還開始の翌年度の9月															令和 4	未定
埼玉県	さいたま市		奨学金等の返還総額の1/4以内(1年あたりの免除額は返還すべき額の1/2)	—	—	返還開始と同時															令和 1	未定
埼玉県	熊谷市	無し	申請年度の前年度の10月1日から申請年度の9月30日までの間に返還した奨学金の利子額	3万円	10年間	返還開始の翌年度以降															平成 28	未定
埼玉県	川口市	無し	補助対象期間内に申請者が奨学金を返還した月数×最大5,000円(補助金額は返還額を超えない。令和5年度補助対象期間:令和5年4月1日～令和5年9月30日)	一月あたり最大5,000円×6ヶ月=30,000円	最長5年間支給。ただし毎年申請が必要	返還開始時期による定めなし。川口市内に在住かつ在勤が条件であるが、その期間に定めなし。															令和 5	未定
埼玉県	加須市	国立養成施設(看護師養成課程)	貸与を受けた奨学金の返還総支払額の1/2	540000	—	貸与を受けた奨学金を返還し、市内医療機関等において養成施設(看護師養成課程)の正規の就学期間を超えて従事した後	国立養成施設以外の養成施設(看護師養成課程)	貸与を受けた奨学金の返還総支払額の1/2	1080000	—	貸与を受けた奨学金を返還し、市内医療機関等において養成施設(看護師養成課程)の正規の就学期間を超えて従事した後	貸与を受けた奨学金の返還総支払額の1/2	360000	—	貸与を受けた奨学金を返還し、市内医療機関等において養成施設(看護師養成課程)の正規の就学期間を超えて従事した後						平成 28	未定
埼玉県	越谷市	無し	貸与を受けた修学資金の返還総支払額	月額80,000円	修学資金の貸与期間に相当する期間に市内医療機関において看護業務に従事した期間	市内医療機関において看護業務に従事した期間に相当する期間に達した時															平成 23	未定
埼玉県	ふじみ野市		日本政策金融公庫及び日本学生支援機構から借り入れた教育資金返済に係る利子	年額1万円	5年	返還開始と同時(ただし、当市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている方)															平成 30	未定
埼玉県	毛呂山町	無し	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)において返還する奨学金の額の2/3	100	5年間	就業して1年経過後															令和 4	未定
埼玉県	嵐山町		特別奨学資金として貸与を受けた金額の1/2	600千円		最後の返還で調整。															平成 27	未定
埼玉県	川島町	大学等、高等専門学校、専修学校及び高等学校	毎年4月1日から翌年3月31日までの間において、貸与期間に対して支払った返還金のうち利子に相当する額の合計額を支給。	1,740千円	1年間	申請書を提出いただいた後、書類の審査をし、支給決定した時点															平成 28	未定
埼玉県	長瀨町	無し	申請年度の前年度の10月1日から起算した1年間における各月の奨学金の利子額(1,000未満切り捨て)	30千円	10年間	返還開始の翌年度の10月															令和 4	令和 8
埼玉県	春日部市	医療技術者奨学金	2年以上春日部市立医療センターに勤務した場合には、その勤務期間に応じて、奨学金の返還について一部免除する。5年間勤務した場合には奨学金の返還について全額免除となる。	—	—	春日部市立医療センターに勤務して、2年経過後から	医療職就業貸付金	返還義務を有する教育資金に係る借入金の範囲内	3,000万円	—	春日部市立医療センターで勤務開始してから										昭和 44	未定
埼玉県	神川町	人材定住報奨金	神川町から賦課徴収された町民税の額の最大で5年間分又は72万円のいずれか低い額	—	年間	町内に居住・就業して5年経過後															平成 24	未定
千葉県	千葉市【1】	無し	学費(入学金と2年分の授業料の合計)の2分の1と奨学金の借入額(元本、利息を除く)の2分の1のいずれか低い金額	474,600円	3年間	就業して1年経過後															令和 2	未定
千葉県	千葉市【2】	無し	修学資金:上限120万、入学準備金:30万、就職準備金:20万	全額免除	返還要件に該当するまで	卒業後一年以内保育士登録を行い、千葉市内の保育士として5年間継続して、週30時間以上の勤務した場合に全額免除。															平成 28	未定
千葉県	千葉市【3】	無し	貸与額	—	貸与期間(最大4年程度)	貸与期間と同期間の就労後															平成 26	未定
千葉県	鎌子市	市内の民間医療機関での勤務を予定する場合(市内看護師等修学資金)		—	—	支援開始と同時	市立病院での勤務を予定する場合(市立病院看護師等修学資金)	借受人が看護師等養成施設を卒業した後、1年2か月以内に看護師又は准看護師となり、看護師又は准看護師となった後、直ちに市内の医療機関に就職し、看護師又は准看護師として在職した期間が貸し付けを受けた期間に達したとき全額を免除する。	借受人が看護師等養成施設を卒業した後、1年2か月以内に看護師又は准看護師となり、看護師又は准看護師となった後、直ちに鎌子市立病院に就職し、看護師又は准看護師として在職した期間が貸し付けを受けた期間に達したとき全額を免除する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	平成 27	未定	

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間				
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度			
		返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	返還支援の内容	①支援額			②上限額	③交付期間	④支援開始時期
千葉県	船橋市【1】	無し	貸付けを受けた金額の総額	貸付けを受けた金額の総額	看護学校等を卒業した日から1年2月以内に看護師等の免許を取得し、引き続き当該貸付けを受けている者の修学期間以上看護師等として指定施設に勤務するまで	看護学校等を卒業し、市内の指定施設に看護師等として勤務したとき														昭和	53	未定
千葉県	船橋市【2】	無し	貸付を受けた修学資金全額	貸付を受けた修学資金全額	指定保育士養成施設を卒業してから、市内の保育所等に保育士として正規の修学期間勤務するまで	指定保育士養成施設を卒業し、市内の保育所等に保育士として勤務したとき														平成	27	未定
千葉県	館山市	一般奨学生(1)死亡したとき、(2)重度障害の状態となったとき、(3)災害、病気その他やむを得ない事由があるとき。	履行期が到来しない分の全部又は一部免除。	-	返還金の残期間・残額による。	事由発生時から。	一般奨学生(1)本市に住所を有する間、本市に住所を有する間、毎月返還すべき額の3分の1を免除する。							身障者奨学生	身障者であることが確認できる場合、毎月返還すべき額の2分の1を免除する。	返還金の残期間・残額による。	事由発生時から。			平成	2	未定
千葉県	松戸市	保育士奨学金支援事業補助金	貸与を受けた奨学金の返還総支払額(市内民間保育園等に正規保育士として勤務する前に返還済の金額を除く)	総額900,000円(月額15,000円)	市内民間保育園等に正規保育士として勤務している間、初回の返済から補助上限額に達するまで。															令和	2	未定
千葉県	君津市	無し	交付申請に係る期間に返還支援をした額に2分の1を乗じた額	従業員1人につき、年額100,000円。1助成対象者当たりの助成金の年額は300,000円	5年間	返還開始と同時														令和	4	未定
千葉県	白井市	無し	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の額の1/2	8万円	最大5年間	就業後2年目以降														令和	3	令和 16
千葉県	南房総市【1】	①②③	本市内の社会福祉施設等において継続して介護福祉士の業務に従事していた期間が貸付期間に達したとき貸付金の全額免除。	48万	2年	返還開始と同時														令和	2	未定
千葉県	南房総市【2】	将来、域内に住所を有し、起業する方	貸与を受けた奨学金の返還総支払額	-	返還免除決定し次第	返還開始後から継続して事業を行っていた期間が1年を経過し、当該期間の事業収益が規程に定める基準(現在100万円以上)を満たしている場合に限り、返還支援の対象となる。	将来、域内に住所を有し、就職する方	貸与を受けた奨学金の返還総支払額の1/2の額	-	返還免除決定し次第	継続して就業していた期間が貸付金額に相当する期間に達したとき									平成	25	未定
千葉県	南房総市【3】	無し	返還総額の全額	1440,000円	申請時に審査し全額免除であれば貸付金の全てを返還支援	市内及び指定する医療機関に看護師等として就業(猶予期間)した後に返還申請審査し免除となる。	0	返還総額の1/2	720,000円	審査により半額免除が決定された場合、残額を貸付期間を超えない期間において返還	指定する地域内に看護師等として就業(猶予期間)した後に返還申請審査し返還開始となる。									平成	22	未定
千葉県	匝瑳市	医師	勤務した期間に応じて返還額を減免する。医師については、貸付期間の1.5倍の期間の勤務をしたときに全額免除する。	月額300千円	貸付期間の1.5倍の期間	返還開始と同時	医師以外の医療従事者	月額50千円	貸付期間相当期間	返還開始と同時										平成	18	未定
千葉県	多古町	申請者全員	③の免除条件を満たしている期間	全額免除(大学、短大、専門:月額15,000円、高校:月額10,000円)	下記の要件を満たしている期間 ・多古町に住所を有すること。 ・就業していること。 ・町税に未納がないこと。	在学していた学校の正規の修学期間を終了した月又は貸付を受けた月又は貸付を受けた月の翌月から起算して6箇月を経過した後														昭和	44	未定
千葉県	長生村	無し	貸付した修学資金の全部又は一部	-	貸付が終了した月の6か月後から貸付を受けた月数の3倍に相当する期間	返還開始と同時														平成	29	未定
千葉県	東金市	無し	入学支度金 50万円 修学金(年額) 120万円	-	貸付決定通知により定められた月から看護学校等の正規の修学期間を終了する月まで	令和5年4月1日時点で返還を開始する方で、就職した月と奨学金の返還開始月のいずれか遅い方から起算														平成	24	未定
千葉県	長柄町	無し	貸与を受けた奨学金の返還額の2/3以内	10千円/月 (上限120千円/年)	(最大)15年間															令和	5	未定
東京都	千代田区【1】	無し	前年度に返還した奨学金 10分の10	上限24万円	10年間 又は 返還完了まで	申請した年度の4月から														平成	30	未定
東京都	千代田区【2】	無し	保育士養成校在学中に貸与を受けた奨学金等で自ら返済をしているもの	年間24万円(返済額が年24万円に達しない場合はその金額)	最大10年間	返還開始かつ区内保育施設での就業と同時														平成	30	未定
東京都	港区	返還金の免除	要件を全て満たした場合、以降の返還金を免除(返還期限が到来していないものに限る)	-	-	次の要件を全て満たした場合、以降の返還金を免除 (1)大学等を卒業、または修了していること。 (2)区規則で定める国家資格(※)を取得し、区内の事務所等で当該国家資格を要する業務に従事した期間が連続して5年以上であること又は区内に主たる事務所若しくは事業所を有する中小企業者の区内の事務所等で勤務した期間が連続して5年以上であること ※【対象となる国家資格】 社会福祉士、介護福祉士、保育士、保健師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士 (3)奨学金の返還を怠ったことがないこと。														令和	3	未定
東京都	台東区	無し	5年経過の場合は貸付額の全額。3年以上5年未満経過の場合は、3年を超えた月数に応じた一部の額	貸付額の減免制度のため、記載不可	貸付額の減免制度のため、記載不可	区内の医療・福祉施設等の職員として看護業務に従事して3~5年経過後														平成	5	未定
東京都	品川区	高校生活を対象とした奨学金の返還免除(卒業後、審査を通じた者に対して返還免除する)	貸与した奨学金全額	上限60万円(=貸与上限)	貸与した奨学金の免除なので、期間なし	高校卒業年度の翌年度														平成	30	未定

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間	
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度
		返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間		
東京都	大田区	貸付を受けた奨学金の返還総支払額の1/2	1,056,000円	1回限り	区内に居住し、区内福祉関連施設で勤務してから3年経過後												令和	2	未定
東京都	荒川区	保育士又は幼稚園教諭	申請年度に返還した奨学金の額	年間200千円(補助対象者がひとり親家庭等に属する者に該当する場合は300千円)	5年間	区内に存する幼稚園・保育施設等に就職した日から											平成	29	未定
東京都	足立区【1】	貸付を受けた奨学金の返還総支払額の1/2	1,000千円	卒業後10年以内に2年度分以上足立区に住民税を納付後に一括払い	卒業後10年以内に2年度分以上足立区に住民税を納付後に一括払い												平成	30	未定
東京都	足立区【2】	申請年度内に返還した奨学金の額の1/2	100千円	1年間(単年度補助。翌年度以降も改めて申請可。)	対象施設に就労時と返還開始時のいずれか遅い方												令和	元	未定
東京都	足立区【3】	貸付を受けた奨学金の返還総支払額の1/2	100千円	1月から12月の1年間	返還開始と同時に												平成	28	未定
東京都	葛飾区	葛飾区内の認可保育所(公設公営を除く)、認定こども園、小規模保育事業所、認証保育所、幼稚園	本人の指定保育士養成施設等の就学時又は、在学期間中の学費のためであること。申請者本人が返済している奨学金であること。延滞金は、対象外(返済利息分は、対象)。	各月20,000円が上限。	無制限	返還開始と同時に											令和	元	未定
東京都	八王子市	就業先が市外の場合	交付申請をする日の前年の10月1日から1年間の間(以下「算定期間」という。))に返還した奨学金の合計額の1/2(1円未満切捨て)	8.5万円/年	5年間	交付対象者として認定を受けた年度の翌々年度	就業先が市内の場合	交付申請をする日の前年の10月1日から1年間の間(以下「算定期間」という。))に返還した奨学金の合計額の1/2(1円未満切捨て)	10万円/年	5年間	交付対象者として認定を受けた年度の翌々年度						令和	4	未定
東京都	青梅市	青梅市中小企業等奨学金返還支援補助金	市内の中小企業者が奨学金の返還額の全部または一部を従業員に対して手当等として金銭を支給する額、または従業員に代わって奨学金を返還する額の補助対象経費の1/2を乗じた額。	補助対象従業員1人につき10万円/年、1企業につき100万円/年	40歳に到達する年度まで	補助金を申請した年度から											令和	4	未定
東京都	大島町	補助金を申請する年度内の補助対象期間中に返還した奨学金の額に、2分の1を乗じて得た額。ただし、繰り上げて返還した奨学金の額は当該補助金の算定に含まない。	1か年20万円(継続した60ヶ月の返還期間)	補助金を申請する年度内の補助対象期間中(毎年度申請)	補助金を申請する年度内												令和	2	未定
東京都	利島村	貸付期間終了後、貸付を受けた期間と同期間、利島村に居住した場合、返還金の全額を免除。居住期間に満たない場合、居住月数分を返還免除	-	貸付期間と同じ	-												平成	4	未定
東京都	神津島村	返還期間である1年間のうち本村に住民票を有し、居住の実態がある期間中は、償還金の返還を免除する	期間中の返還額全額免除	-	10年間	返還開始と同時に	東京都立神津高等学校において、3学年3学期までの評定平均が4.3以上4.5未満	返還総額を半額に免除	-	10年間	返還開始と同時に						平成	5	未定
東京都	小笠原村	修学終了後1年間のうち村の振興発展の目的をもって就業、就職及び結婚等により村に居住した場合、その期間について償還を免除	10/10支援	25	7	修学終了後10年間のうち村の振興発展の目的をもって就業、就職及び結婚等により村に居住した場合、その期間	災害その他特別事由により償還が困難となった場合、償還方法の変更または償還の全部または一部の免除	10/10支援	25	7	返還開始と同時に						0	不明	未定
神奈川県	小田原市	無し	貸付期間と同期間就労で免除(10/10)	-	貸付期間と同期間	看護師養成学校を卒業後に小田原市立病院への就職を希望している学生のうち、奨学金受給を希望する者について、卒業までの間、病院独自の奨学金を貸し付け、就職後、貸付期間と同期間看護業務に従事した場合に返還免除となる。											昭和	41	未定
神奈川県	厚木市	無し	前年中に対象者本人が返還した奨学金総額の1/2	年額120千円	7年間	返還開始と同時に											令和	3	未定
神奈川県	山北町	無し	1年あたり、貸付総額÷120月×12カ月の金額を返還免除	-	10年間	返還開始と同時に											令和	5	未定
神奈川県	箱根町	奨学金等の返還を開始した月から1年以内に通算5年間箱根町の住民基本台帳に登録があり、かつ奨学金等の返還を開始した月から1年以内に通算5年間箱根町内の企業、事業所等に就労している。	返還すべき総額の10分の3の額が減免対象	貸付額の限度額が次のとおり、奨学金貸付金(高校生対象・無償化により近年貸付実績なし):授業料及び交通費/高等学校等入学資金貸付金:50万/大学等入学資金貸付金:80万/大学等修学資金貸付金:年間30万×4年まで(最大120万)	減免のため、支援期間なし	区分の内容に該当した時点。既に減免適用後の金額よりも多く返還していた場合は、差額を返金する。	奨学金等の返還を開始した月から10年以内に通算5年間箱根町の住民基本台帳に登録がある。	返還すべき総額の10分の2の額が減免対象	貸付額の限度額が次のとおり、奨学金貸付金(高校生対象・無償化により近年貸付実績なし):授業料及び交通費/高等学校等入学資金貸付金:50万/大学等入学資金貸付金:80万/大学等修学資金貸付金:年間30万×4年まで(最大120万)	減免のため、支援期間なし	区分の内容に該当した時点。既に減免適用後の金額よりも多く返還していた場合は、差額を返金する。						令和	4	未定
神奈川県	川崎市	地域定着促進奨学金返還免除	全額	-	-	川崎市立看護大学を卒業した日から1月以内に市内の医療施設等に看護師又は保健師として勤務し、3年間その業務に従事したとき	地域就職促進奨学金無利息の特例	無利息とする	-	-	川崎市立看護大学を卒業した日から1月以内に市内の医療施設等に看護師又は保健師として勤務したとき						令和	4	未定
神奈川県	愛川町	無し	当該年度中に対象者本人が返還した奨学金返還額の2分の1	200,000円	最長3年間	対象者による交付申請後、審査・交付決定を経て、対象者からの請求により返還支援開始											令和	1	未定

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間			
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度		
		区分の内容	返還支援の内容			区分の内容	返還支援の内容			区分の内容	返還支援の内容			区分の内容	返還支援の内容						
		①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	和暦	年度	和暦	年度
新潟県	新潟市	従業員の奨学金返済に関する支援制度を設けた中小企業に対し、支援額の一部を支給する。	当該年度中に支払った以下のA、Bのいずれか低い額に補助率(1/2)を乗じた額 A 支援対象者(従業員)が返還した奨学金の額 B 補助対象者(企業)が支援制度に基づき給付した額	対象者1人あたり100千円(企業の申請額は上限無し)	対象者1人あたり最大7年間	企業が給付を開始した年度												令和	2		未定
新潟県	三条市【1】	全ての返還対象者共通	返還総支払額に1/10を乗じた金額	満額(10年間認められた場合)	10年間	返還開始と同時												平成	17		未定
新潟県	三条市【2】		貸与を受けた奨学金の全額	—	—	返還免除のため期間なし												令和	9		未定
新潟県	柏崎市【1】	無し	交付年度の前年度における奨学金償還額(繰越償還分を除く。)の1/2の額	100千円	5年間(60か月分、毎年度申請)	償還を開始した月または柏崎市に住居登録した日の翌月のいずれか遅い月												平成	28	令和	14
新潟県	柏崎市【2】	無し	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の額の2分の1の額(市内大学出身者は償還した額)	100千円(市内大学出身者は上限200千円)	最長5年間(毎年度申請)	返還開始の翌年度の9月												平成	17	令和	8
新潟県	十日町市	無し	申請年度内の奨学金返還金の合計額	200千円/年度	5年間	返還開始と同時												令和	3	令和	11
新潟県	見附市	無し	前年度に見附市に納付した市民税額の1/2	上限額 36千円	5年間	返還開始と同時												平成	24		未定
新潟県	村上市	無し	申請日の属する年度の前年度納期分の返還金額を補助対象とし、その3分の1を補助金として支給。	年額10万円	—	補助金の交付に係る期間は、初回の補助金交付に係る算定期間の初日から起算して5年とする。	返還開始の翌年度の4月											平成	29		未定
新潟県	燕市	保育士等修学資金貸与	貸与を受けた修学資金の全額免除	2400	—	市内の保育所等に保育士等として就業して5年経過後												令和	5	令和	9
新潟県	糸魚川市	看護師、介護福祉士	Uターン者及びその親の申請初年度の前年度末の修学資金返済残高合計額の1割	80,000円×修学年限	8年間	初回申請年度の年度末	区分1以外の職種	Uターン者及びその親の申請初年度の前年度末の修学資金返済残高合計額の1割	80,000円×修学年限	4年間	初回申請年度の年度末							平成	29		未定
新潟県	妙高市	無し	当該年度の返還額の50%を減額	—	10年以内に返還のため、最長10年間(年度ごとに申請)	返還開始と同時 転入の場合で要件を満たしているとき、転入年度の翌年度												平成	15		未定
新潟県	五泉市【1】	無し	貸与を受けた奨学金の返還総支払額(償還済み分、前年度以前の未納分は対象外)について、3年以上従事で半額減免、5年以上従事で全額減免。	—	—	市内の医療機関等に就業して3年経過後												平成	20		未定
新潟県	五泉市【2】	無し	貸与を受けた奨学金の返還総支払額(償還済み分、前年度以前の未納分は対象外)について、3年以上従事で半額減免、5年以上従事で全額減免。	—	—	市内の保育園、幼稚園、こども園等に就業して3年経過後												令和	3		未定
新潟県	五泉市【3】	無し	申請年度の償還予定額の1/2を減免(上限7万2千円)最長5回まで申請可	1回の申請で72,000円(最大5年間で360,000円)	5年間	償還開始後、市内に居住1年経過後												令和	3		未定
新潟県	上越市	無し	返還額の3分の2相当を免除	—	返還期間中	返還開始と同時												平成	28		未定
新潟県	佐渡市	Uターン者	交付申請書を提出する日の属する年(申請年)の前年において返還した奨学金の額	300	20	返済開始の翌年1月から	Uターン者	交付申請書を提出する日の属する年(申請年)の前年において返還した奨学金の額の1/2	150	10	返済開始の翌年1月から							令和	3		未定
新潟県	魚沼市【1】	無し	交付申請日の属する年度の前年度に返還した奨学金の2分の1の額(利息、繰上返還除く。)	120	5	返還開始の翌年度												令和	3		未定
新潟県	魚沼市【2】	介護事業所に勤務する奨学金返還の残年数が3年以上の者	前年度返還した奨学金(利子分を除く)の1/2の額	12万円	3年間	市内介護事業所に就業した日												令和	3		未定
新潟県	胎内市	無し	貸与を受けた額の1/2以内	最大54万円(年間最大10万8千円)	5年間	就職後4～8年目に交付												平成	30	令和	1
新潟県	弥彦村	看護職免許取得、県央基幹病院、燕市内の病院又は弥彦村内の診療所において就業	修学資金の返還未済額の返還を免除	修学資金の返還未済額	—	修学生であった者(学校等を卒業した者に限る。)が次の各号のいずれにも該当することとなったときは、修学資金の返還未済額の返還を免除することができる。 (1) 学校等を卒業した日から1年6か月以内に看護職員の免許を取得した場合 (2) 看護職員の免許を取得後、直ちに県央基幹病院、燕市内の病院又は弥彦村内の診療所において当該免許を活かした業務に5年間継続して従事した場合												令和	3		未定
新潟県	出雲崎町	無し	申請年度内に返還すべき奨学金の返還額(利息を含む)	200千円	5年間	返還開始の翌年度の4月												平成	29	令和	17
新潟県	湯沢町	無し	前年度に返還した奨学金の額の1/2	—	—	返還開始の翌年度の4月												令和	5		未定
新潟県	関川村	無し	貸与額(月額最高5万円)の月額3万円を超えて貸与した額の全部又は一部の返還を免除	—	返還期間に相当する10年間又は返還期間の満了する年度まで	返還手続きを完了する前												令和	2		未定
富山県	富山市【1】	無し	貸与を受けた奨学金の返還総支払額	74万円(入学奨学金10万円+生活奨学金16万円×4年)	—	大学に入学した年から正規の修業期間												令和	3		未定
富山県	富山市【2】	無し	入学奨学金100千円/回(1回のみ) 学費奨学金170千円/年×正規の修業年限 ※国制度等を活用した場合は相殺し、減額して貸付	入学奨学金100千円/回(1回のみ) 学費奨学金170千円/年×正規の修業年限	—	県内の学校等を卒業後も引き続き市内に居住し、市内に事業所等を有する企業等に正規雇用され5年間経過後に返還免除												令和	3		未定

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間						
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度					
		区分の内容	返還支援の内容			区分の内容	返還支援の内容			区分の内容	返還支援の内容			区分の内容	返還支援の内容									
		①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	和暦	年度	和暦	年度			
富山県	富山市【3】	「富山で働き・学ぶ生き方応援奨学金貸付事業」の奨学金として貸付した全額	2100	5	奨学生要件の就学先を卒業(学位取得)後、次年度から5年毎等分割の返還計画を作成、①市内居住、②市内に事業所等のある企業等で正規雇用、③市税に滞納がない、の要件を満たせば1年毎に返還猶予申請を行い、返還猶予期間5年満了により「返還免除申請」を行うことで貸付した奨学金全額が返還免除となる。													令和	2		未定			
富山県	高岡市【1】	1年間に返還すべき額	貸与総額に100分の5を乗じて得た額	1年間	返還開始と同時													平成	27		未定			
富山県	高岡市【2】	1年間に返還すべき額に100分の50を乗じて得た額	貸与総額に100分の5を乗じて得た額	1年間(年2回の返還月(7月及び1月)のうち1月分)	返還開始と同時													平成	20		未定			
富山県	氷見市	在学中に借入した奨学金及び学費ローンの元金及び利息の返済に対する助成(令和5年度以降に大学等に進学した者)	大学等を卒業後、10年以内に市内に居住した者が対象。交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金及び学費ローンの元金及び利息額	各学年の年度末の借入残高の合計額(最大4年分)に216/240を掛けて算出した助成総額の上限の1/10、10年で240万円を助成上限としている。	10年	市内に居住した翌年度の6月	在学中に発生する学費ローンの利息の支払いに対する助成(令和4年度以前に大学等に進学した者)	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において支払った学費ローンの利息額	市の基準金利を用いて算出する、入学時から毎月4万5千円を借入れた場合に発生する利息に相当する額	4年	利子支払い開始の翌年度の6月	在学中に借入した奨学金及び学費ローンの元金及び利息の返済に対する助成(令和4年度以前に大学等に進学した者)	大学等を卒業後、10年以内に市内に居住した者が対象。交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金及び学費ローンの元金及び利息額	市の基準金利を用いて算出する、卒業後10年間で月額により元利均等返済する場合の1年当たりの返済額に相当する額	10年	市内に居住した翌年度の6月					平成	29		未定
富山県	黒部市	定住促進補助金	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の1/4の額	基準額(奨学金の総額を10で除した額)に100分の25を乗じて得た額	10年間	返還開始の翌年度の4月	医療介護事業所等就業促進補助金	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の1/4の額	基準額(奨学金の総額を10で除した額)に100分の25を乗じて得た額	10年間	返還開始の翌年度の4月							令和	元		未定			
富山県	砺波市	砺波市奨学金大学生等	貸与を受けた奨学金の返還総支払額の1/2(但し、返還時において域内に居住している等の条件を満たしている場合に、その年の返還額を1/2免除するUターン者等特約有り)	総額72万円	10年間	卒業の月の翌月から3年の措置期間を経過した年	砺波市神下勇夫妻奨学金大学生等	貸与を受けた奨学金の返還総支払額(但し、返還時において域内に居住している等の条件を満たしている場合に、その年の返還額を全額免除するUターン者等特約有り)	総額72万円	10年間	卒業の月の翌月から3年の措置期間を経過した年							平成	28		未定			
富山県	小矢部市	市内に住所を有し、かつ平成28年4月1日以後に奨学金の返還を開始した者	交付申請書を提出する日の属する年度において返還する奨学金当の返還月額の1/4	1万円/月	最大36か月	市内に住所を有し、かつ平成28年4月1日以後に奨学金の返還を開始した者であり、指定の学校を卒業し市内の事業所に就業または市内で起業した者	交付申請書を提出する日の属する年度において返還する奨学金当の返還月額の1/2	1万円/月	最大36か月	市外に1年以上住所を有していた者でかつ平成28年4月1日以後に転入した時点で奨学金を返還中の4歳未満の者	交付申請書を提出する日の属する年度において返還する奨学金当の返還月額の1/2	2万円/月	最大36か月	市外に1年以上住所を有していた者でかつ平成28年4月1日以後に転入した時点で奨学金を返還中の4歳未満の者であり、指定の学校を卒業し市内の事業所に就業または市内で起業した者	交付申請書を提出する日の属する年度において返還する奨学金当の返還月額の3/4	2万円/月	最大36か月	平成	28	令和	6			
富山県	南砺市	市内就職者(市内中小企業等に常用雇用者として令和5年4月1日以後に新たに雇用された者)	前年の1月から12月までに支払った返還額	20千円/月	交付対象者として認定を受けた日の属する月から5年間	市内中小企業者等に常用雇用者として令和5年4月1日以後に新たに雇用された者	市内就職者以外	前年の1月から12月までに支払った返還額の2分の1以内(千円未満切捨て)	10千円/月	交付対象者として認定を受けた日の属する月から5年間	6ヶ月以上市に定住しており、5年以上継続して市に定住する意思を有しているもの							令和	5	令和	7			
富山県	射水市【1】	無し	前年1月1日～12月31日までに返還した奨学金の金額の1/2	年額90千円	10年間	・既に射水市内に居住しており、平成27年4月1日以後に奨学金の返還を始めた場合 ・既に奨学金の返還を始めており、平成27年4月1日以後に新たに射水市に住民登録した場合												平成	28		未定			
富山県	射水市【2】	返還の猶予	貸与を受けた奨学金の返還未済額	-	5年(介護福祉士国家試験に合格した場合は3年)	大学等の卒業の日から1年を経過した日の翌日	返還の免除	貸与を受けた奨学金の返還未済額	-	-	大学等の卒業の日から1年を経過する日までに市内の事業所に常勤の介護福祉士として従事し、かつ、市内に居住し、これらの期間が当該従事した日及び居住した日から起算し、連続して5年以上(介護福祉士国家試験に合格した場合は3年以上)となる							平成	2		未定			
富山県	射水市【3】	保育士	返還未済額(返還を免除する)	-	-	大学等の卒業の日から1年を経過する日までに市内の保育園等に常勤の保育士等として従事し、かつ、市内に居住し、当該従事した日及び居住した日から起算し、連続して3年以上となる												令和	2		未定			
富山県	上市町	無し	1年間に返済する奨学金の額(繰上げ返済及び利息等による返済額を除く。)に2分の1を乗じて得た額(この額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て)	100千円/年	奨学金返済開始の日の属する月から10年間(最大120ヶ月)	返還開始と同時												令和	4		未定			
富山県	立山町	企業種・学校種	前年度返済額	高校、高等専門学校(1～3年生)、県内の大学、県内の専門学校、県内の高等専門学校(4年生以上)を卒業し、①の5割又は12万円のいずれか低い額とする。	最長10年間	対象学校を卒業後就職し、域内に居住して1年以上経過後	企業種・学校種	前年度返済額	県外の大学、県外の専門学校(4年生以上)を卒業し、①の5割又は24万円のいずれか低い額とする。	最長10年間	対象学校を卒業後就職し、域内に居住して1年以上経過後	企業種・学校種	前年度返済額	高校、高等専門学校(1～3年生)、県内の大学、県内の専門学校、県内の高等専門学校(4年生以上)を卒業し、「立山町米百俵基金」へ寄附を行った企業等に就職した場合は、①の6割又は15万円のいずれか低い額とする。	最長10年間	対象学校を卒業後就職し、域内に居住して1年以上経過後	県外の大学、県外の専門学校、県外の高等専門学校(4年生以上)を卒業し、「立山町米百俵基金」へ寄附を行った企業等に就職した場合は、①の6割又は30万円のいずれか低い額とする。	平成	29		未定			
富山県	入善町	無し	当該年度に返済すべき奨学金額の2分の1以内の額を減免する。	-	返済終了まで(制度の要件を満たす間)	返還開始と同時												平成	28		未定			

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間			
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度		
		区分の内容	返還支援の内容		④ 支援開始時期	区分の内容	返還支援の内容		④ 支援開始時期	区分の内容	返還支援の内容		④ 支援開始時期	区分の内容	返還支援の内容						
		① 支援額	② 上限額	③ 交付期間		① 支援額	② 上限額	③ 交付期間		① 支援額	② 上限額	③ 交付期間		① 支援額	② 上限額	③ 交付期間	① 支援額	② 上限額	③ 交付期間	④ 支援開始時期	和暦
石川県	金沢市	無し	(従業員)の奨学金返還支援を実施する中小企業)の対象従業員に対する奨学金返還支援額(対象経費)の1/2	1事業主あたり1,200千円/年かつ従業員1人あたり120千円/年	5年間(企業の交付対象期間)	助成金の対象となる返還支援を実施した最初の月から(企業の交付対象期間内に別に雇用した対象従業員がいる場合は、当該従業員に対し返還支援を開始した月から起算して5年間)												令和	3		未定
石川県	七尾市	保育士	月額50千円	1,200千円	2年間を上限に、在学する養成施設等の正規の修学期間													平成	29		未定
石川県	小松市	無し	貸与した奨学金の全額を10年間で除して得た額の2分の1に相当する額を毎年度申請することにより免除する。	—	10年間	返還開始と同時												令和	4		未定
石川県	加賀市		加賀市から貸与を受けた奨学金の全額	300千円	5年間	返還開始と同時												令和	3		未定
石川県	羽咋市	男性	補助金の交付対象となる期間(1月1日～12月31日)に返還した額が上限に満たない場合は、返還金額を補助金額とする	100千円	5年間	就職し、奨学金返還を行った年の翌年1月	女性	補助金の交付対象となる期間(1月1日～12月31日)に返還した額が上限に満たない場合は、返還金額を補助金額とする	200千円	5年間	就職し奨学金返還を行った年の翌年1月	医師	補助金の交付対象となる期間(1月1日～12月31日)に返還した額が上限に満たない場合は、返還金額を補助金額とする	1000千円	5年間	就職し奨学金返還を行った年の翌年1月		令和	5		未定
石川県	かほく市	無し	交付基準日から起算して1年を経過することにより、各期間内に返還した奨学金の額の3分の2	200	5	交付基準日から起算して1年を経過後												令和	4		未定
石川県	川北町		⑦返還した奨学金の対象経費に三分の二を乗じた額 ⑧返還した奨学金の対象経費に二分の一を乗じた額	⑦年額二十万円 ⑧年額十万円	5年間(六十か月)													令和	5		未定
石川県	津幡町	無し	就業日、転入日、または奨学金返還開始日のうちいずれか遅い日の属する月の初日から起算して1年を経過することにより、各期間内に返還した奨学金の額の3分の2	180千円	5年間(最大900千円)	就業日、転入日、または奨学金返還開始日のうちいずれか遅い日の属する月の初日から起算して1～5年経過後												令和	3	令和	7
石川県	内灘町	無し	交付基準日(転入日・就業日・奨学金返還開始日のうち、いずれか遅い日の属する月の初日)から起算して1年を経過することにより1年間に返還した額の2/3	10万円/年(20万円は町商工会共通商品券により交付)	5年間	交付基準日(転入日・就業日・奨学金返還開始日のうち、いずれか遅い日の属する月の初日)から1年を経過後												令和	4		未定
石川県	志賀町	全奨学生	④の時点での返還未納額の全額	返還総額の半額	最大で貸付期間と同期間	学校卒業後1年以内に域内の企業(事業所)等に就業し、貸付期間と同期間継続して就業したと認められるとき												平成	30		未定
石川県	中能登町		交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)において返還した奨学金の額の2/3	20万円	5年間													令和	3	令和	未定
石川県	穴水町	無し	償還年額実績額の2分の1	100千円/年額	5か年	町内事業所に正規雇用となつてから起算して6ヶ月以内												平成	28		未定
福井県	敦賀市	無し	貸与を受けた奨学金の返還総支払額	—	—	就労のため、敦賀市に居住して5年経過後												令和	2		未定
福井県	小浜市	無し	交付対象経費:年度内の返還計画に基づく通常の奨学金返還額	上限額:10万円/年(ただし初年度と最終年度は5万円を上限)	交付期間:5年間(60ヶ月)													令和	4		未定
福井県	勝山市	市内に定住する者	当年度の返還額の4分の1減額	—	—	減免額の対象とならなくなるもしくは返還額完済まで 大学等を卒業した日の翌日から翌年度以降4年以内(医師は6年以内)に勝山市内に定住し就業 市内に定住する、市内医療機関の看護師・准看護師、介護サービス従事者又は障害福祉サービス等従事者	当年度の返還額の2分の1減額	—	—	減免額の対象とならなくなるもしくは返還額完済まで 大学等を卒業した日の翌日から翌年度以降4年以内(医師は6年以内)に勝山市内に定住し就業	市内に定住する市内医療機関の医師	当年度の返還額の全額を免除	減免額の対象とならなくなるもしくは返還額完済まで 大学等を卒業した日の翌日から翌年度以降4年以内(医師は6年以内)に勝山市内に定住し就業				平成	30		未定	
福井県	鯖江市【1】	無し	基準日の属する年度における奨学金の一部償還免除額は、対象者の提出した償還計画に基づき当該年度に償還する予定であった額の2分の1の額とし、かつ、貸与した奨学金の総額の2分の1の額を限度とする	同上	通算5年間を上限とする	奨学金の償還の開始が令和2年度以降に償還を開始する人で償還開始する年度以降で要件を満たす場合												令和	2		未定
福井県	鯖江市【2】	無し	借与を受けた修学資金の額	720千円	2年	市内に居住(既に市内に在住している者にあつては、引き続き居住)し、市外へ転居することなく、保育所等が就業規則で定めた常勤の保育士等として継続して5年間(休業期間はいかなる場合もカウントしない。)勤務したとき。												令和	1		未定
福井県	越前市	無し	申請年度において、償還計画に基づくその年度の償還額の2分の1以内	申請年度における上限額は、貸付総額の20分の1の額	申請年度の12月の償還額を減免又は免除	償還開始と同時												平成	27		未定
福井県	坂井市	大学生、既卒者 ※看護師等、保育士以外	補助事業の経費の範囲は、補助金の交付を受けようとする会計年度に返還を行った奨学金の返還に要する費用とする。 20万円/年を限度とし、6年分(上限100万円) ※1年目と最終年度は10万円を上限とする	1000	6	返還開始の翌年度	看護師、准看護師及び保育士	補助事業の経費の範囲は、補助金の交付を受けようとする会計年度に返還を行った奨学金の返還に要する費用とする。 20万円/年を限度とし、9年分(上限160万円) ※1年目と最終年度は10万円を上限とする	1600	9	返還開始の翌年度							平成	30		未定
福井県	南越前町	無し	該当する年度(既卒者は、当該認定を受けた月の翌月から起算。)において、奨学金の返還に要した経費の3分の1の額	年間5万円を上限	奨学金の返還を開始した年度から起算して10年間を限度	卒業後、町内に居住して返還中であること												令和	4		未定
福井県	越前町	無し	補助候補者として認定を受けた月以降に返還した12ヶ月分の奨学金の額	200	5	補助候補者として認定を受けた月以降12ヶ月分の奨学金を返還した時点												令和	5		未定

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間					
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度				
		区分の内容	返還支援の内容 ①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	返還支援の内容 ①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	返還支援の内容 ①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容			返還支援の内容 ①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期
福井県	美浜町	無し	奨学金返還残額の全額を対象	150万円	1回	大学卒業後累計で10年以上町内に居住すること															令和	4	未定
福井県	高浜町	大学等卒	貸与を受けた奨学金の返還総支払額(利子含む)の1/2	2,000千円	5年間	認定者のうち奨学金の返還が開始している者に対し、毎年7月または1月	高等学校等卒	貸与を受けた奨学金の返還総支払額(利子含む)の全額	1,000千円	5年間	認定者のうち奨学金の返還が開始している者に対し、毎年7月または1月										令和	元	令和 10
福井県	若狭町	基本	新卒者は奨学金返還総額・既卒者は補助対象期間の最初の年度の4月1日における奨学金の返済残高	補助対象費用の2分の1以内の額 50万円上限	5年間		補助対象期間全ての期間において町内に所在する事業所に勤務	新卒者は奨学金返還総額・既卒者は補助対象期間の最初の年度の4月1日における奨学金の返済残高	補助対象費用の2分の1以内の額 100万円上限	5年間		補助対象期間全ての期間において医療職又は介護職として町内に所在する医療機関又は介護事業所に勤務	新卒者は奨学金返還総額・既卒者は補助対象期間の最初の年度の4月1日における奨学金の返済残高	補助対象費用の2分の1以内の額 130万円上限	5年間						令和	3	未定
山梨県	富士吉田市		貸与を受けた奨学金の返還総支払額	-		市へ就職した年度の4月1日から起算して5年経過した年度に免除を決定する	同上														昭和	38	未定
山梨県	甲府市	なし	貸与した修学資金の返還債務の全部又は一部	月額 50千円		開始月(初年度年4月)から正規の修学課程が終了するまでの期間	・返還猶予:看護師等の養成施設を卒業後、直ちに市立甲府病院において看護師等として就業し、かつ、引き続き勤務しているとき ・返還免除:看護師等の養成施設を卒業後、直ちに市立甲府病院において看護師等として就業し、かつ、引き続き一定期間を勤務したとき														平成	22	未定
山梨県	都留市		年度内に返還した奨学金の額(利子相当額含まない)	20万円	60ヵ月	大学等を卒業した者で第7条の規定による申請をする年度の4月1日時点において30歳未満のもの															令和	2	未定
山梨県	大月市	無し	申請年度内に返還した奨学金の額	20万円	最大60ヶ月	返還開始と同時に、ただし、市内に居住・市内事業所へ就業していること															令和	4	未定
山梨県	韮崎市【1】	返還金の免除	学校を卒業後、本市に住所を有しているとき、返還すべき額に0.25を乗じた額を免除する。																		平成	25	未定
山梨県	韮崎市【2】	大学等に在学している期間に貸与を受けた奨学金に係る助成金	申請年度に返還した奨学金	年額20万円を上限	年間	返還開始と同時に	高校等に在学している期間に貸与を受けた奨学金に係る助成金	申請年度に返還した奨学金	年額10万円を上限	年間	返還開始と同時に										令和	4	令和 8
山梨県	南アルプス市	無し	①貸与を受けた奨学金の返済総額の1/2 ②返済残金全額(返済済み額を除く)	貸与の合計額	卒業後最長10年	①高等学校等を卒業し、奨学金返還免除額を申請した時 ②高等学校等の卒業後5年以内に当該地区に住所を定め、在住期間が継続して5年を経過した時															平成	15	未定
山梨県	北杜市	市内に就業している者	助成金を受けようとする助成対象者が年度中に奨学金を返還する経費とし、申請日の属する年度中に助成対象者が返還した奨学金及び利息相当額。ただし、次の各号に掲げる経費規定する助成対象経費に助成率10分の10を乗じて得た額。	年額30万円を上限	5年間	令和5年4月1日以降市内に居住の実態を移し、生活の本拠が確認できた時点	市外に就業している者又は求職者等	助成金を受けようとする助成対象者が年度中に奨学金を返還する経費とし、申請日の属する年度中に助成対象者が返還した奨学金及び利息相当額。ただし、次の各号に掲げる経費規定する助成対象経費に助成率2分の1を乗じて得た額	年額10万円を上限	5年間	令和5年4月1日以降市内に居住の実態を移し、生活の本拠が確認できた時点										令和	5	未定
山梨県	上野原市	無し	修学資金貸与期間以上、職員として医療業務に従事した場合に全額返還免除	貸与総額		正規の就業期間を上限とし、1年を単位とする貸与期間	職員として医療業務に従事開始したところから返還債務の履行が猶予され、修学資金貸与期間以上従事した時点で返還免除														昭和	57	未定
山梨県	中央市	無し	申請年度の前年度の1月から起算した1年間における各月の奨学金の返還額の合計額	200千円	最長5年	返還開始と同時に															令和	5	未定
山梨県	身延町	無し	申請年度に返還した奨学金の1/2	120千円	最長5年間	返還開始と同時に															令和	5	令和 9
山梨県	丹波山村	区分は設けていない。	丹波山村奨学金を貸与した額の返還の免除	設けていない	1年間	奨学金の貸し付けを受けた者が村において生活を維持し3年以上経過した際															昭和	50	未定
長野県	長野市	区分分けなし	貸与を受けた奨学金の返還総支払額の1/2 ※繰上返還額は含まない	1年度につき96千円 ※当該年度における対象期間が12月に満たない場合は、96千円を12で除し、対象期間の月数で乗じた額を上限とする。(月8千円上限)		大学等を卒業し、又は修了した月の翌月から起算して6月を経過した日の属する月から5年を経過する日の属する月まで(最大5年間)	返還開始と同時に														令和	4	令和 13
長野県	松本市	本市に居住かつ市内に本社・本店を有する中小企業へ就職した者	申請期間(例年1月～2月末)の前年の1月1日から12月31日までの期間において、交付対象者が返還した額の3分の2に相当する額	年額150千円	5年間(60ヵ月)	当該企業に就職した日が属する月又は奨学金の返済開始が属する月のいずれか遅い月															令和	4	未定
長野県	上田市	無し	申請年度の前年度の10月1日から申請年度の9月30日までの期間に返還した奨学金等相当額の1/2以内。ただし、中小企業等に就業していない期間に返還した奨学金等の相当額は除く。	100千円(ただし、申請対象期間のうち奨学金等を返還した月数が6月以下の場合は1年度当たり50千円を限度とする)	5年間	返還開始の翌年度の2月から3月															令和	4	未定

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間						
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				和暦	年度	和暦	年度			
		返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	返還支援の内容					①支援額	②上限額	③交付期間
長野県	岡谷市	償還免除制度<高等学校、高等専門学校、専門学校、短大、大学>	大学等卒業後、償還期間中に市内に在住していた場合に償還額の25%を免除。			償還免除制度<大学(医師の養成課程)>															平成	13		未定
長野県	飯田市	無し	その年度に返還する金額の1/3以内	大学等に在学している期間に奨学金の貸与を受けた者は60千円、高校等は20千円	返還期間内(貸与期間の2倍の年数)	返還開始と同時															平成	18		未定
長野県	諏訪市【1】	特になし	貸与を受けた奨学金の返還総支払額	大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して、1年を超えない期間内に諏訪市に居住した場合 貸与総額の50%以内	卒業した日の属する月の翌月から起算して、2年を超えない期間内に諏訪市に居住し、居住期間がその学校の正規の修業期間を超えたとき	貸与を受けた奨学金の返還総支払額	大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して、1年を超え、かつ2年を超えない期間内に諏訪市に居住した場合 貸与総額の25%以内														平成	14		未定
長野県	諏訪市【2】	特になし	企業負担である補助対象経費の1/2以内の額	従業員1人あたり年間10万円	従業員1人に対して、通算3会計年度	雇用開始時、または返還開始時															令和	5		未定
長野県	須坂市	無し	補助金の交付を受けようとする年の1月から12月の間において、企業者等が奨学金の返還支援により補助対象従業員に支給した又は支給予定の手当等、2分の1以内	1年度当たり補助対象従業員1人につき10万円を限度	通算60か月間	返還開始と同時															令和	4		未定
長野県	小諸市	なし	貸与総額の1/2以内。	未償還の金額の範囲内。	貸与を受けた期間と同一期間。	貸与を受けた期間と同一の期間を当市に継続して居住したと認められ、償還減免を決定したとき。															平成	30		未定
長野県	伊那市	無し	申請年度の前年度1年間における奨学金の奨学金の返還総支払額の2/3	120,000円/年	5年間	返還開始の翌年度の4月															平成	31	令和	10
長野県	駒ヶ根市	無し	交付対象経費:申請年度の前年度の10月1日から起算した1年間における各月の奨学金の返還額の合計額の1/2	上限額:50,000円/年	交付期間:1人につき5年間(1年度につき1回、5回を限度)	市内に居住し、上伊那地域の企業や事業所等に就業した日以後かつ返還開始後の11月頃															令和	1	令和	10
長野県	大田市		特別奨学金を貸与した者が、卒業の翌月から起算し6月後から継続して市内に居住する間にあっては、奨学金の償還を猶予することができる。	上限額なし	奨学金の償還を開始する月から起算して、貸与を受けた期間の倍の期間	返還開始と同時															平成	29		未定
長野県	飯山市	無し	①申請年度の前年度の10月1日から申請年度の9月30日までの間に申請者本人が実際に返還した奨学金額の1/2	②上限額:50千円(年額)	1年度につき1回とし、5回を限度	市内に居住し前年度4月に就職して、1年間奨学金を返済した時から															平成	29		未定
長野県	塩尻市【1】	短大・大学	貸与期間の3倍の期間で償還する場合の1年度あたりの償還額の25%以内を償還免除	貸与期間の3倍の期間で償還する場合の1年度あたりの償還額の25%	貸与期間の3倍の期間	卒業後、据置期間の1年を以て償還を開始し、大学は5年目、短大は4年目の償還から免除開始															平成	24		未定
長野県	塩尻市【2】	松本圏域内の医療機関に医師として従事(塩尻市内に生活の本拠を有する場合)	1年度あたり、貸与を受けた奨学金の総額を奨学生であった期間の年数で除して得た額	3,080万円(修学資金2,160万円、研修資金720万円、入学一時金200万円)	臨床研修を修了した日の属する月の翌月から、同月から起算して奨学生であった期間の月数に達する月までの期間	臨床研修修了後	松本圏域内の医療機関に医師として従事(塩尻市内に生活の本拠を有する場合)	1年度あたり、貸与を受けた奨学金の総額を奨学生であった期間の年数で除して得た額の半額	1,540万円(修学資金1,080万円、研修資金360万円、入学一時金100万円)	臨床研修を修了した日の属する月の翌月から、同月から起算して奨学生であった期間の月数に達する月までの期間	臨床研修修了後	松本圏域内の医療機関に産科医又は小児科医として従事	1年度あたり、貸与を受けた奨学金の総額を奨学生であった期間の年数で除して得た額	3,080万円(修学資金2,160万円、研修資金720万円、入学一時金200万円)	臨床研修を修了した日の属する月の翌月から、同月から起算して奨学生であった期間の月数に達する月までの期間	臨床研修修了後					令和	4		未定
長野県	塩尻市【3】	塩尻市内企業へ就職	全額	月額15千円	5年間	返還開始と同様	松本圏域企業へ就職	2分の1	月額15千円	5年間	返還開始と同様										令和	5		未定
長野県	佐久市【1】		奨学金貸与額の1/3以内を免除	無し	貸与期間の2倍の期間	貸与期間が終了した翌月から6か月を経過後															平成	29		未定
長野県	佐久市【2】	職種:保育士	貸与した修学資金の償還を全額免除	無し	貸与期間の2倍の期間	貸与期間が終了した翌月から6か月を経過後															令和	3		未定
長野県	千曲市		交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)において返還した奨学金の額が対象	57,000円	奨学金の償還が終了する年度まで	返還開始の翌年度の4月															平成	30		未定
長野県	小海町	町内に住民登録され、現に居住し、佐久管内に就業している者	町内に住民登録され、現に居住し、佐久管内に就業している者	補助金上限額 150,000円	就職後1年経過後に返済開始し、その1年返済後から返済完了まで	返還開始の翌年度の4月以降	町内に住民登録され、現に居住し、佐久管内に就業している者	補助金上限額 200,000円	就職後1年経過後に返済開始し、その1年返済後から返済完了まで	返還開始の翌年度の4月以降	町内に住民登録され、現に居住し、佐久管内に就業している者	町内に住民登録され、現に居住し、佐久管内に就業している者	補助金上限額 225,000円	就職後1年経過後に返済開始し、その1年返済後から返済完了まで	返還開始の翌年度の4月以降						平成	31		未定
長野県	南相木村		交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の額2/3(千円未満切捨て)。繰り上げ返済による返済分は除外となる。	-	村に居住してから返済した分について適用し、村に居住する前に返済した分については適用しない。補助金の交付を申請する年度の前年度1年間とし、毎年度同様とする。	返済開始の翌年度															平成	30		未定
長野県	北相木村		返済済奨学金額の2/3以内	-	1回	卒業後7年を経過後															平成	28		未定
長野県	佐久穂町	当町に住民登録があり、現に居住し、広域管内に就業(自営業含む)する者	申請年度の前年度において返還した奨学金の額に対し1/2以内の補助を行う。	上限15万円	交付期間は完済までの間	返還開始の翌年度の4月	当町に住民登録があり、現に居住し、当町に就業(自営業含む)する者	申請年度の前年度において返還した奨学金の額に対し2/3以内の補助を行う。	上限20万円	交付期間は完済までの間	返還開始の翌年度の4月										令和	3		未定

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間			
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度		
		区分の内容	返還支援の内容			区分の内容	返還支援の内容			区分の内容	返還支援の内容			区分の内容	返還支援の内容						
		①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	和暦	年度	和暦	年度
長野県	立科町	無し	申請年度内において本人が返還した奨学金の額に3分の2を乗じた額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)	年額120千円	最初の申請年度以降の奨学金を返還する期間内とし、通算して80月(5年)を上限とする。ただし、本町へ転入した者は、転入した日の属する月の翌月からとする。													令和	3		未定
長野県	下諏訪町	区分無し	免除承認時点での未償還額のうち、貸与総額の2分の1以内を免除する	規定なし	免除のため無し	貸与期間と同期間の居住後												平成	27		未定
長野県	富士見町		申請日時点での返還総額の1/10まで	300	1回のみ	申請時点の1回のみ												令和	3		未定
長野県	箕輪町	補助対象者が男性で、初めて当時に居住する場合	申請年度の返還総額の1/2	153,600円	5年間	交付申請した月	補助対象者が男性でUターンの場合(Uターン加算)	申請年度の返還総額の1/2	153,600円	6年間	交付申請した月	補助対象者が女性の場合(女性加算)	申請年度の返還総額の1/2	153,600円	7年間	交付申請した月	補助対象者が女性でUターンの場合(Uターン加算+女性加算)	令和	元		未定
長野県	飯島町	町内居住、正規雇用の形態で就業(就職)	前年度返還額に対して10分の10、ただし上限12万円、最大5年間				町内居住、正規雇用の形態で町内の事業等に就業(就職)	前年度返還額に対して10分の10、ただし上限24万円、最大5年間										令和	5		未定
長野県	南箕輪村	大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、専門学校、職業能力開発促進法に規定する大学	補助金の交付を申請する年度内に返還した奨学金の額に2分の1を乗じて得た金額(千円未満切捨て)	150千円	5年間		・区域外から村に居住の実態を移した者あるいは大学等の在学期間中から村に居住している者であって補助金交付申請日から年度末までに村に住居登録している者 ・居住実態を移してから、または大学等を卒業してから1年以内に上伊那区域で正規雇用で勤務している者及び起業している者											令和	元		未定
長野県	中川村		当該年度に償還した奨学金の総支払額	上記①の額の3分の1以内	貸与を受けた期間の3倍の期間	補助金の交付申請後												平成	28		未定
長野県	宮田村		1年間における返還した奨学金の返還額の3/4の額	1年間最大20万円	5年間	返還開始と同時												令和	4		未定
長野県	松川町	無し	申請年度の前年度において返還した奨学金の額の4分の1	上限50,000円	5年間													平成	28		未定
長野県	阿南町	町内に居住し、町内の医療機関等に就業(対象費用の1%)	補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度	15,000円	年単位	翌年度の4月	町外に居住し、町内の医療機関等に就業(対象費用の50%)	補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度	7,500円	年単位	翌年度の4月							令和	3		未定
長野県	阿智村	なし	交付申請書提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の額の1/2	180千円/年度	5年間		居住、就業等の要件を満たし、最も早い支援金の対象経費とする月から											令和	5		未定
長野県	下條村	大学等卒(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、大学(短期大学及び大学院を含む)、高等専門学校、専修学校(専門課程に限る)。ただし、飯田下伊那地域の高等学校は除く。	申請年度の前年度中に本人が返還した額の2/3	120千円	5年間		申請日までに村内に居住および就業し、返還開始の翌年度の4月											令和	5		未定
長野県	売木村	無し	償還金の3割を減免	-	1年とし、継続は現況届による確認	減免の決定を行った日の属する月の翌月の償還金から												平成	24		未定
長野県	天龍村	無し	免除期間内に償還すべき債務の最低金額の1/2	高校生は月額20,000円以内で貸与、貸与額の2分の1を免除。専門学校生・短大生・大学生(大学院生は除く)は月額30,000円以内で貸与、貸与額の2分の1を免除。	域内に居住する間	域内に居住して1年以上経過したとき												平成	25		未定
長野県	泰阜村	-	利用者に対し、奨学金を貸与する金融機関を村が斡済し、1人当たり300万円(世帯500万円)まで貸与のうえ、返還利子を村から金融機関に支払い	-	最大10年間	交換開始と同時												平成	21		未定
長野県	喬木村	消防団員以外	申請年度の前年度の4月1日から起算した1年間における各月の奨学金の返還額の合計額の1/3	100千円	10年間	返還開始の翌年度の4月	消防団員	申請年度の前年度の4月1日から起算した1年間における各月の奨学金の返還額の合計額の1/2	150千円	10年間	返還開始の翌年度の4月							令和	4		未定
長野県	豊丘村		助成申請の前年度中返還した奨学金等返還金額×1/3を助成	上限10万円(年度毎)	上限10年間	返還開始の翌年度の4月	豊丘村消防団に加入している人	助成申請の前年度中返還した奨学金等返還金額×1/2を助成	上限15万円(年度毎)	上限10年間	返還開始の翌年度の4月							平成	28		未定
長野県	玉滝村		交付申請書提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の額の7割	年額24万円	申請年度から5年間		申請前に1年間の居住実績があり、返還開始の翌年度以降も村内に居住している者											令和	5		未定
長野県	大桑村	大学等、高等専門学校及び専修学校	前年度において返還した支援金の1/3	120,000円	返還終了まで(毎年4月申請)	返還開始後												令和	5		未定
長野県	木曾町	木曾町奨学金返還支援補助金交付	交付対象経費(補助金の交付を申請する年度の前年度の1年間とし、交付対象経費は当該期間に返済した額、ただし繰上げ返済等による奨学金の返済額は含まない。	上限額 20万円を限度(1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て)	補助金の交付を受けた最初の年度から5年間	返還開始と同時												平成	29		未定
長野県	生坂村	無し	村内居住により、奨学金償還の免除	貸与を受けた奨学金の総額を奨学生であった期間の3倍の期間で償還する場合における1年度当たりの償還額に30%の割合で計算した額を上限とする。	8年間	村内に居住・就業して1年経過後												平成	26		未定
長野県	白馬村	白馬村ふるさと人材奨学金返還補助事業	申請年度の返済額の合計金額	200(千円)	5年間	返還開始後												令和	1		未定
長野県	小谷村		小谷村教育委員会から貸与を受けた奨学金の返済支払額の1/2	1,200,000円	最大8年間(返済の回数による)	返還開始と同時												平成	28		未定
長野県	山ノ内町【1】			2,160千円	なし	卒業後、町内に居住して10年経過後												平成	24		未定

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間		
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度	
		区分の内容	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	返還支援の内容	①支援額	②上限額			③交付期間
長野県	山ノ内町【2】	町外就業者	補助金を受給する年度の 前年度の期間中に返還 すべき奨学金等の返還 金額に3分の1を乗じた額	10万円	60月	返還開始時	町内就業者	補助金を受給する年度の 前年度の期間中に返還 すべき奨学金等の返還 金額に2分の1を乗じた額	15万円	60月	返還開始時								令和 5	未定
長野県	信濃町	無し	奨学金返還未済額の 600,000円を上限に特別 減免	奨学金返還未済額の 600,000円を上限に特別 減免	1回(減免申請一減免 承認→600,000円を上 限に特別減免)	信濃町に居住しながら の奨学金返還期間が 過ぎた10年経過後													平成 27	未定
長野県	大鹿村	無し	貸与を受けた奨学金の 返還総支払額の1/2	-	高等学校等を卒業後1 年以内に村内の事業所 に就職	就職の日に届出により 開始し就業5年以上経 過後に償還免除とな る。													昭和 45	未定
岐阜県	高山市	無し	交付対象期間の各年度 において奨学金を返済 した額	240千円/年(20千円/ 月)	最大5年間	交付申請があった月 ただし、返済が開始し ていない場合には 返済開始月													平成 28	未定
岐阜県	恵那市	無し	H25～H27の間に貸与 を受けた、又は貸与が 決定した恵那市奨学金 に対する返還支払額 の1/2	上限額 12万円/年度	返済日が属する年度の 3月(毎年度)	返還開始と同時													平成 25	未定
岐阜県	飛騨市	飛騨市育英基金 貸付制度	・償還時(償還期間中) に免除対象者(貸付生) が就労し、かつ市内に 住所を有し居住してい ること ・【金額免除】就労し、市 内に住所を有し、居住 要件、市税等の滞納が 無い場合(毎年度毎に 申請が必要) ・【免除上限額】600,000 円(年間) ・貸付終了後1年間の振 置期間後、毎年度毎に 免除申請内容を審査し 、償還に係る計画の 月から年度末まで	600,000円	1年	返還開始と同時(4月) 市内に居住・就業して1 年経過後(据置期間)	飛騨市育英基金 貸付制度	・償還時(償還期間中) に免除対象者(貸付生) が就労し、かつ市外に 住所を有し居住してい ること ・【半額免除】就労し、市 外に住所を有し居住し ている場合(毎年度毎 に申請が必要) ・【免除上限額】300,000 円(年間) ・貸付終了後1年間の振 置期間後、毎年度毎に 免除申請内容を審査し 、償還に係る計画の 月から年度末まで	300,000円	1年	返還開始と同時(4月) 市外に居住・就業して1 年経過後(据置期間)							平成 29	未定	
岐阜県	郡上市【1】	郡上市青少年育 英奨学金貸付 金の返還支援	返還金の半額	200千円/年	居住要件を満たす間	返還開始と同時 ※奨 学金で支援した修学先 を中途退学した者は返 還支援対象外													平成 28	未定
岐阜県	郡上市【2】	無し	当該年度に返還した奨 学金総支払額	年額上限20万円	最大5年間	介護サービス事業所に 正規雇用として就職し て1年以内													令和 3	未定
岐阜県	下呂市	無し	当該年度に返還した額 の2分の1を年度末に還 付(ただし入学一時金を 除く)	-	単年度ごとに申請があ ったものについて減免	市内に在住し、住民税 を納付を行った年度に 申請が可能													平成 16	未定
岐阜県	海津市	無し	申請年度の前年度の4 月又は対象者が市内の 事業所に就職した日の 属する月のいずれか遅 い月か3月までの間 に返還した額	120千円	3年間	市内事業所に就業した 翌年度													令和 5	未定
岐阜県	白川町	無し	1年間における各月の 奨学金の返還額の合計 額	60千円	10年間(返還期間のみ)	返還開始の翌年度の4 月													平成 27	未定
岐阜県	東白川村	無し	貸与を受けた奨学金の 返還総支払額(前年度 の返済額)に応じて支 援	年間最大15万円	10年間	返還開始の翌年度の4 月													平成 29	令和 12
静岡県	静岡市	無し	静岡市市民税所得割を 完納した翌年度に属す る返還額の1/2以内	-	1年間	返還開始と同時(前年 度に住民税所得割の納 付がある必要があるた め、一般的には貸与終 了(卒業)後2年間の返 還猶予申請をさせ、返 還開始後に住民税の納 付実績を確認できる状 態になった時点で判定 する。)													平成 27	未定
静岡県	浜松市【1】	無し	前年度の10月返還分 から当該年度の9月返 還分の合計額	180,000円	3年間	返還開始の翌年度の12 月頃													令和 2	未定
静岡県	浜松市【2】	無し	奨学金の返済費用のう ち、当該年度中に対象 者本人が返済した額の 2分の1	1年度につき36万円を 限度とする。	1年	介護施設等に就職した 年度													令和 2	未定
静岡県	沼津市	無し	貸与を受けた奨学金の うち元金分	1200	5	返還開始と同時													平成 30	未定
静岡県	三島市	無し	申請年度の前年度の1 0月1日から起算した1 年間における各月の奨 学金の返還額の合計額 で、120,000円を限度と する。ただし、補助金額 に1,000円未満の端数 があるときは、これを切 り捨てる。	120千円	5年間	返還開始の翌年度以降 の10月～1月													平成 31	未定
静岡県	富士宮市	大学、短期大学、 大学院、高等専 門学校、専修学 校、高等学校及び 特別支援学校	奨学金返還残額の2分 の1の額	120	2	返還開始と同時													平成 30	未定
静岡県	伊東市【1】	無し	年賦又は半年賦償還の 場合は、これを月額償 還とした場合の返還額	月額20千円	10年間(ただし、毎年度 申請が必要)	・新卒者等転入時に未 返還である者について は返還開始と同時 ・転入時に既に返還を 開始している者につい ては申請時から													令和 2	未定
静岡県	伊東市【2】	無し	10年間という返済期間 中、伊東市内居住とい う条件を満たせば毎月 の返済額を1/2免除	150万円	返済期間中、伊東市内 に居住している期間	返還開始と同時													平成 29	未定
静岡県	島田市	無し	貸与を受けた修学資金 の返還総支払額	18,720,000円	最大9年	返還開始後、貸与期間 と同じ期間(貸与期間に よってその1.5倍程度 の期間)就業した時期	貸与を受けた修学資金 の返還総支払額	4,800,000円	最大8年	返還開始後、貸与期間 と同じ期間(貸与額に よってその倍の期間)就 業した時期									昭和 40	未定
静岡県	富士市	無し	補助金の交付を受けよ うとする年度において、 事業所が手当等として 支給した額の9割。	1人当たり上限年間10 万円。ただし、1つの事 業所につき年間50万円 まで。	補助対象従業員が29歳 になる年度まで。	返還開始と同時(申請 企業等に対しては、従 業員に支給した奨学金 返還支援手当の1年度 分の実績報告後に交付 する。)													平成 30	未定
静岡県	磐田市【1】	無し	申請年度の前年度の1 年間で、磐田市に住民 登録した後の就労期間 中に返済した奨学金の 額の1/2	120千円	就労開始年度の翌年度 から最大5年間	就労開始年度の翌年度													平成 30	未定
静岡県	磐田市【2】	東海アクセス看護 専門学校	貸与を受けた奨学金全 額。	1,080千円	卒業後、管内公立病院 に引き続き就職し、実 質3年間勤務したことが 確認できるまで、返還を 猶予する。	管内病院へ実質3年間 勤務したことが確認で きた翌年度に全額返還免 除。													平成 19	未定

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間											
都道府県	市区町村	区分の内容	区分1				区分2				区分3				区分4				和暦	年度	和暦	年度							
			返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	返還支援の内容					①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期			
静岡県	焼津市	保育者	申請年度の4月から3月までに保育施設が保育者に対して支払った奨学金返還手当てに対し、かつた経費の5分の4を事業者に補助する	160千円		5年間	採用後															平成	31	令和	7				
静岡県	掛川市【1】	東京女子医科大学看護学部	交付対象経費 貸与を受けた奨学金の返還総支払額 上限額 2,400,000円 (在学期間中の奨学金額を全額免除 月額50千円×12カ月×4年間) 交付期間 免除																						平成	28	未定		
静岡県	掛川市【2】	東海アックス看護専門学校	貸与を受けた奨学金全額。	1,080千円			卒業後、管内公立病院に引き続き就職し、実質3年間勤務したことが確認できるまで、返還を猶予する。																		平成	19	未定		
静岡県	袋井市	東海アックス看護専門学校	貸与を受けた奨学金全額。	1,080千円			卒業後、管内公立病院に引き続き就職し、実質3年間勤務したことが確認できるまで、返還を猶予する。																		平成	19	未定		
静岡県	湖西市	原則	月額1万5千円×36月分	540千円			本制度に登録し対象期間とみなした月から3年間	協力事業者に新たに正規雇用された月またはその後奨学金の返還が開始した月	中小企業就職者	月額2万円(基本額1万5千円+中小企業加算5千円)×36月分	720千円														令和	2	未定		
静岡県	伊豆市	中小企業者、社会福祉法人、医療法人、特定非営利法人	申請年度内に中小企業者等が従業員に支払った奨学金返還支援手当(年間支給額)の10分の9を補助する。 ※事業者に対する補助	1事業者につき 上限600千円		1年間		中小企業者等が対象となる従業員に奨学金返還手当の支給を開始した月から(4-3月)																		令和	2	未定	
静岡県	御前崎市	東海アックス看護専門学校	貸与を受けた奨学金全額。	1,080千円			卒業後、管内公立病院に引き続き就職し、実質3年間勤務したことが確認できるまで、返還を猶予する。																			平成	19	未定	
静岡県	菊川市【1】	看護師、助産師、保健師	貸与の決定の日の属する月から正規の修学期間の終了まで。(月額30,000円)	最大で1,440,000円		最長で4年		貸与の決定の日の属する月から正規の修学期間の終了まで貸付を行うため、貸付を受けた期間と同じ期間勤務した場合免除となる。																		平成	21	未定	
静岡県	菊川市【2】	薬剤師	貸与の決定の日の属する月から正規の修学期間の終了まで。(月額100,000円)	最大で2,400,000円		最長で2年		貸与の決定の日の属する月から正規の修学期間の終了まで貸付を行うため、貸付を受けた期間と同じ期間勤務した場合免除となる。																		令和	4	未定	
静岡県	菊川市【3】	東海アックス看護専門学校	貸与を受けた奨学金全額。	1,080千円			卒業後、管内公立病院に引き続き就職し、実質3年間勤務したことが確認できるまで、返還を猶予する。																			平成	19	未定	
静岡県	東伊豆町	免除	10/10	無			修学資金の貸与を受けた者が保健師資格取得後、引き続き下記の期間東伊豆町の保健師として業務に従事した場合は、修学資金の返還義務を免除するものとする。 記 非免除期間 修学資金貸与対象期間+5年																			昭和	57	未定	
静岡県	小山町		交付申請日の属する年度の前年度の10月1日から翌年の9月30日までの期間において、交付対象者が返還した奨学金に3分の2を乗じて得た額とし、限度額は12万円/年とする。助成金の交付を受けることができる期間は通算5年間までとする。	120		5		返還開始の翌年度10月以後																			令和	3	未定
静岡県	川根本町	なし	町から貸与を受けた奨学金	償還の免除(上限額:全額)			町に居住中の5年間は償還猶予となり、5年経過後に償還免除となる。	以下の場合に町が貸与した奨学金の償還を免除 ①貸与期間及び猶予期間満了後1年以内に川根本町に住所を置き、その後5年間以上継続して居住した時期(奨学金の全部の償還を免除) ②奨学金返還中に、川根本町に転入し、その後5年間継続して居住した時期(奨学金の償還残額の償還を免除)。																			平成	30	未定
静岡県	藤枝市	看護師	返還免除のため、交付金はなし。貸与金額全額が免除対象。	貸与金額が免除対象			免許取得後、市立病院の看護師として勤務した月数が、修学資金の貸付けを受けた月数に達したとき返還免除	貸付期間に応じた勤務期間が経過した翌年度に減免とする	薬剤師	返還免除のため、交付金はなし。貸与金額全額が免除対象。	貸与金額が免除対象															平成	28	未定	

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間						
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度					
		区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容			①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	
静岡県	熱海市	高等学校、高等専門学校、又は大学(これらに準ずるものとして市長が認める教育施設を含む。)	返還金の2分の1に相当する額の返還を免除する	-	奨学金の貸与を受けた者が卒業後1年以内に熱海市に住所を有し、5年を経過すること	卒業後熱海市に住所を有した日(免除申請の手続きが別途必要)	上級学校に進学した者により返還の猶予を受けた者	返還金の2分の1に相当する額の返還を免除する	-	奨学金の貸与を受けた者が卒業後1年以内に熱海市に住所を有し、5年を経過すること	進学した上級学校を卒業後熱海市に住所を有した日(免除申請の手続きが別途必要)										平成	27	未定	
静岡県	森町	東海アックス看護専門学校	貸与を受けた奨学金全額。	1,080千円	卒業後、管内公立病院に引き続き就職し、実質3年間勤務したことが確認できるまで、返還を猶予する。	管内病院へ実質3年間勤務したことが確認できた翌年度に全額返還免除。															平成	19	未定	
愛知県	名古屋【1】	無し	助成対象期間において奨学金を返済するために要した費用	150千円	年間(5年間を上限)	市内介護・障害福祉サービス事業所等に常勤の介護・障害福祉職員として雇用され、奨学金を返済している時点	実務者研修修了及び3年以上継続在籍	助成対象期間において奨学金を返済するために要した費用	225千円	年間(5年間を上限)	市内介護・障害福祉サービス事業所等に常勤の介護・障害福祉職員として雇用され、奨学金を返済している時点	介護福祉士資格保有及び4年以上継続在籍	助成対象期間において奨学金を返済するために要した費用	300千円	年間(5年間を上限)							令和	5	未定
愛知県	名古屋【2】	無し	返済実績に応じ、1年度につき最大12万円補助(補助率:10/10)	上限額12万	勤務開始から最大3年度間	就労開始と同時															平成	30	未定	
愛知県	豊橋市		月額1万5千円	返還総額が補助総額よりも少ない場合は、返還総額	最大3年間	対象期間は就職後、奨学金返還開始から3年間。1年度(回払い)3月～2月返還分を4月に支払)															平成	30	未定	
愛知県	一宮市		返還支援額の1/2	月15,000円	3年間	「スカラキを利用した奨学金の返還支援を最初に行った月」(サポート対象者がその要件を満たした月)「補助金の初回の申請をしようとする年度の4月」のうち最も遅い月。															令和	5	未定	
愛知県	春日井市		市内の中小企業が従業員へ奨学金等の返済のために支払った手当等に対し、補助金を交付する。毎年1月～12月に支給した手当等の50%を翌1月～3月に申請	80000	なし	企業が手当等を支給したのと同時に開始															令和	3	未定	
愛知県	豊川市		①毎年1月から12月までの期間中に補助対象者が返還した奨学金の額の合計額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする		②当該期間中に補助対象者が奨学金を返還した月数に2万円を乗じて得た額を上限とする。	③奨学金の返還開始日が属する月から起算して3年間とする。ただし、就職日が奨学金の返還開始日以後であるときは、就職日の属する月から起算して3年間とする	上記③のとおり														令和	5	未定	
愛知県	新城市		1月あたり、申請した日の属する年度の返還額を、当該年度の交付対象月数で除して得た額(千円未満切捨て)	5万円に学校又は養成所の正規の就学期間を乗じた額	交付対象奨学金の返還が終了する月又は限度額に達する月のいずれか早い月まで	返還開始と同時															平成	30	未定	
愛知県	みよし市	無し	奨学金返還のために支払った手当等の1/2	月8,500円	中小企業が奨学金の返還を支援する手当等の支給開始日の属する月から起算して5年間	中小企業が奨学金の返還を支援する手当等の支給開始日の属する月															令和	5	未定	
愛知県	大口町	無し	申請年度の前年度の8月から申請年度の7月までの返還額に対し1万円を上限として支給し、1万円に満たない場合はその額を支給する。	10	3	町内に居住して1年経過後															平成	28	未定	
愛知県	設楽町	愛知県立田口高等学校卒業生	年度内に返還した奨学金の合計額3分の2を乗じて得た額	年額192,000円	5年間	支援開始時期は設けておらず、町内に居住し、返還していれば支援可能	その他の学校卒業生	年度内に返還した奨学金の合計額2分の1を乗じて得た額	年額144,000円	5年間	支援開始時期は設けておらず、町内に居住し、返還していれば支援可能									令和	3	未定		
三重県	四日市市	無し	四日市市奨学金の貸与部分(支給額の1/2)(※残額1/2は給付)	-	10年間(貸与分を10年間で返還)	返還開始と同時															令和	4	未定	
三重県	名張市		申請年度において返還した奨学金の額	180千円	10年間(最大)	返還開始年度															平成	28	未定	
三重県	尾鷲市	無し	貸与を受けた奨学金の返還総支払額を免除する。																		平成	17	未定	
三重県	熊野市	熊野市奨学金枠	返済残額の1/2	2,400千円	10年間	市内に居住・就業して5年、10年経過後	その他奨学金枠	返済残額の1/4	1,000千円	10年間	市内に居住・就業して5年、10年経過後	特定業種枠	返済残額の1/4	熊野市奨学金枠:1,200千円、その他奨学金枠:1,000千円	10年間	市内に居住・就業して5年、10年経過後					令和	5	未定	
三重県	志摩市	日本学生支援機構の奨学金	前年度中に返済した奨学金の2分の1(上限20万円、千円未満切捨て。繰上げ返済分は対象外)の額を補助する。繰上げ返済分は対象外)の額を補助する。毎年度申請が可能(補助金通算60万円まで交付)。	上限20万円、千円未満切捨て。繰上げ返済分は対象外)の額を補助する。毎年度申請が可能(補助金通算60万円まで交付)。	1年間	返還開始翌年度に前年度分を返済	本学生支援機構以外の奨学金	前年度中に返済した奨学金の2分の1(上限20万円、千円未満切捨て。繰上げ返済分は対象外)の額を補助する。毎年度申請が可能(補助金通算60万円まで交付)。	上限20万円、千円未満切捨て。繰上げ返済分は対象外)の額を補助する。毎年度申請が可能(補助金通算60万円まで交付)。	1年間	返還開始翌年度に前年度分を返済										平成	29	未定	
三重県	伊賀市	無し	貸与を受けた奨学金の年間返還額の2分の1	年間上限額20万円	5年間(60月)	45017															令和	5	未定	
三重県	いなべ市	無し	貸与を受けた奨学金の全額	-	貸与決定月から在学中の大学を卒業する日の属する月までの間	市内の医療機関で臨床研修を受け、引き続き医師として勤務した期間が貸与期間の1.5倍遅れた時															平成	22	未定	
三重県	紀宝町	全般	補助金を申請する年度中に返還すべき奨学金を返還した額とする。ただし、国又は他の自治体等による奨学金返還に関する補助金等の交付を既に受けているときは、奨学金を返還した額から当該補助金等の額を控除した額を支給するものとする。	100千円	5年間(年度ごとに申請)	返還開始と同時															令和	4	未定	
滋賀県	彦根市	無し	1カ月の返還額	1カ月あたり10千円	2年間	初年度における交付申請日															令和	3	未定	

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間						
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度		終了年度				
		返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	和暦	年度	和暦	年度
京都府	宮津市	薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、言語聴覚士、視能訓練士、管理栄養士、臨床工学技士、歯科衛生士	月額30,000円を上限	月額30千円	最大120カ月	既に指定医療機関で勤務している場合は奨学金返還開始と同時に奨学金返還開始後指定医療機関で勤務を開始した場合は在任開始と同時に															令和	5		未定
京都府	城陽市		申請年度の前年度の10月1日から起算した1年間における各月の奨学金の返還額の1/2の額	86千円	5年間	返還開始の翌年度の10月以降															令和	元		未定
京都府	八幡市	無し	対象従業員一人あたり、府の「就労・奨学金返済一体型支援事業補助金」額の2分の1以内	①1～3年目:上限4万5千円 ②4～6年目:上限3万円	令和5年4月1日～令和6年3月31日	正社員になってから															令和	5		未定
京都府	京丹後市	交付対象経費:貸与を受けた奨学金の返還支払額(元利含む)とし、交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の額、申請年度の前年度の10月1日から起算した1年間における各月の奨学金の返還額の合計額、貸与を受けた奨学金の返還相当額	上限額:月額3万円(年額36万円)		交付期間:初めて交付申請する年度の前年度の10月1日から起算して10年を上限																令和	3		未定
京都府	南丹市	全て	各月の奨学金の返還金に4分の3を乗じて得た額(千円未満の端数を切り捨て)	月額15千円	5年	助成対象者に該当することとなった日以降、最初の奨学金返還日の属する月から															令和	4		未定
京都府	久御山町	無し	京都府中小企業団体中央会補助金交付決定額の2分の1以内	—	当該企業において正社員となつてから6年以内(上記補助金に準ずる)	正社員となつた日以降に返済猶予期間がある場合は、初回返済日以降に迎える初回給与支給日の属する月から起算(上記補助金に準ずる)															令和	4		未定
京都府	井手町		申請年度の前年度の10月1日から起算した1年間において返還した奨学金の返還額の1/2	86,000円	5年間	返還開始の翌年度の10月															令和	3		未定
京都府	与謝野町【1】	無し	貸与を受けた奨学金の返還総支払額	600千円(月額50千円)	2年間	返還開始と同時に															令和	元		未定
京都府	与謝野町【2】	医師	奨学金の貸与	15万円/月	修学期間	貸与相当期間に3年を加えた期間内において京都府立医科大学附属北部医療センターに医師として勤務した期間の修学資金を全額返還免除	助産師・看護師	修学資金の貸与	100万円/年	修学期間	貸与相当期間内において京都府立医科大学附属北部医療センターに助産師・看護師として勤務した期間の修学資金を全額返還免除	医療技術者	奨学金の返還補助	3万円/月 ※上限額	北部医療センターに就業した日又は奨学金の最初の返還期日に属する月のいずれか遅い月から起算して120箇月を限度とし、「奨学金を返済したとき」、「奨学金の返還が免除されたとき」、「医療技術者としての就業を離職した時」は当該事実が生じた日の属する月までを対象	北部医療センターに就業した日又は奨学金の最初の返還期日に属する月のいずれか遅い月					平成	19		未定
大阪府	岸和田市		交付申請書実績報告書を提出する日の属する年の前年の1月から12月において返還した奨学金の返還総支払額の2/3	120千円	上記の①に記載のとおり	上記の①に記載のとおり															令和	5		未定
大阪府	茨木市	大学奨学金利子補給事業	前年度10月1日から起算した1年間で返還した奨学金の利子額	20/年	10	返還開始と同時に	保育士奨学金返済支援事業	奨学金の返済に要した費用。ただし、1月あたり2万円を限度とする。	240/年	3	返還開始と同時に										平成	27		未定
大阪府	大東市		上期、下期の期間内に返還した奨学金の2分の1(千円未満切り捨て)の額を補助	75	奨学金等の返還を開始すべき月から95か月が経過する月まで(最大8年間)																平成	29		未定
大阪府	和泉市	無し	補助金の交付を受けようとする前年度の交付対象期間に返還した奨学金の返還月額を合算した額	月額上限は2万円とする。ただし、繰上返済分はこれに含まない	③次の該当項目のうちもっとも遅い月から起算して連続した36ヶ月を経過する月まで (1)奨学金の返還を開始した月 (2)和泉市に住居登録を行った月 (3)和泉市内企業等に正規雇用にて就労した月	返還開始の翌年度の4月															平成	30		未定
大阪府	岬町	就業先が町内	助成金の額は、助成金の交付を受けようとする会計年度の前年度の12月までの奨学金等の返還額の合計に相当する額の2分の1	上限額 100千円	令和8年度末までの期間	令和4年度以降の返還を開始した年度	就業先が町外	助成金の額は、助成金の交付を受けようとする会計年度の前年度の12月までの奨学金等の返還額の合計に相当する額の2分の1	上限額 50千円	令和8年度末までの期間	令和4年度以降の返還を開始した年度										令和	4	令和	8
兵庫県	神戸市	神戸市中小企業奨学金返済支援制度	兵庫県が実施する「兵庫県奨学金返済支援」に対し、(1)県支援実施後、企業負担額の1/4を上乗せ補助すると共に、(2)従業員負担額についても、自己負担分の3/4から県支援額を除いた部分について上乗せ補助する。	(1)企業補助:上限3万円 (2)従業員補助:上限25万円	申請年度の4月～翌2月	採用開始時															令和	2		未定
兵庫県	姫路市【1】	ひめじJU定住奨学金返還支援制度	対象業種に就業した日時点の奨学金返還残額の1/2	1000	条件達成後、一括支給	市内に3年以上居住し、かつ、対象業種に遡算3年以上就業した後															令和	2		未定

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間				
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				和暦	年度	和暦	年度	
		区分の内容	返還支援の内容 ①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	返還支援の内容 ①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	返還支援の内容 ①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期						
兵庫県	姫路市【2】	保育士等奨学金返還支援事業	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)において事業実施者が対象保育士に現に支給した奨学金返還支援金 A:対象保育士等が奨学金返還のために当該年度中に支出した総額の1/2 B:事業者が保育士等へ補助した奨学金返還支援金の総額 AとBのいずれか少ない方の金額(上限月額7,000円)	上限月額 7,000円×補助対象期間月数(最大7年間・上限年額84,000円×7年間=588,000円)	5年間	令和2年4月1日(施行日)までに採用された場合…事業実施者に採用された日の属する年度の初日から起算して動続年数が7年を超えない範囲 ・施行日以降に採用された場合…条件を満たした月から起算して7年間													令和	2		未定
兵庫県	尼崎市		交付申請年度に対象保育士が返還した額の1/3以内の額	対象法人等が対象保育士に支給した額の1/2以内の額又は60千円のいずれか低い額	5年間	補助対象施設等に雇用された日の属する月													平成	31		未定
兵庫県	明石市	無し	補助対象職員一人当たりの補助額は、次のうち最も低い額とします。 ①補助対象職員一人当たりの年間返還額に3分の1を乗じて得た額 ②補助対象法人が対象年度の4月1日～2月末までに補助対象職員に支給を完了した補助対象経費の額から県社協要綱による補助金の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額 ③6万円	60千円	5年間	返還開始と同時													令和	4		未定
兵庫県	西宮市	無し	申請年度における返還総支払額の1/2	100千円	6年間	対象施設に採用された日													平成	30		未定
兵庫県	洲本市	正規従業員等の就労先が市内の事務所	補助率:年間返還額の1/2	補助限度額9万円	対象となった最初の月から起算して60か月を限度	返還開始と同時	正規従業員等の就労先が市外の事務所	補助率:年間返還額の1/3	補助限度額6万円	対象となった最初の月から起算して60か月を限度	返還開始と同時								平成	30		未定
兵庫県	伊丹市	無し	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度の10月1日から起算した12か月における奨学金の返還総支払額の1/3	60千円	3年間	返還開始と同時													令和	4	令和	6
兵庫県	相生市	特になし	従業員一人につき、(一財)兵庫県雇用開発協会補助額の2分の1を助成	30千円	最大5年	申請があった時点(※毎年申請が必要)													令和	4		未定
兵庫県	加古川市	申請年度の3月1日現在において市内の事業所に勤務した場合	補助対象期間中に返還した奨学金の額	20千円/月(240千円/年)	3年(通算36か月)	ア奨学金の返還開始日イ中小企業等に正規雇用された日ウ申請年度の4月1日 のうち最も遅い日	申請年度の3月1日現在において市外の事業所に勤務した場合	補助対象期間中に返還した奨学金の額の1/2	10千円/月(120千円/年)	3年(通算36か月)	ア奨学金の返還開始日イ中小企業等に正規雇用された日ウ申請年度の4月1日 のうち最も遅い日								平成	30		未定
兵庫県	西脇市		県返還支援制度(一般財団法人兵庫県雇用開発協会による中小企業奨学金返還支援制度)を利用しており、事業者が交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)において奨学金返還手当として対象従業員に支給した額	県補助金を除く、企業負担額の2分の1(上限:対象従業員1人当たり6万円)	対象従業員1人につき、最大5年 ※就職5年目の者であれば、補助期間は最長1年間	補助金交付決定と同時													令和	2		未定
兵庫県	高砂市	無し	企業の支援総額から兵庫県雇用開発協会補助金の支給を差し引いた額の2分の1	6万円	最長5年間	交付決定日の属する年度の4月1日													令和	4		未定
兵庫県	加西市		補助金を受給する年度の前年度の期間中に返還すべき奨学金等の返還金額の3分の1の額とする	10万円を限度とする	年限無し(前年の所得金額が300万円未満)	返還開始の翌年度から													平成	25		未定
兵庫県	丹波篠山市	看護師、助産師、リハビリ職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)の養成学校卒業	年額600,000円(月額50,000円)	-	年間(養成学校在学年数)	返還開始と同時													平成	25		未定
兵庫県	養父市		貸付金の全額	360万円(貸付の最高額)	その他(要件を満たした場合、貸付額全額の返還を免除する)	大学等卒業後1年以内に市内に居住し、8年以上居住した後													平成	28		未定
兵庫県	南あわじ市	無し	対象経費のうち、補助対象者が返還した額を2で除して得た額と、返還を行った月数(補助対象者が(補助対象者が保護者等である場合は、当該保護者に加え、対象となる子等も含む。)が市の住民基本台帳に記載されておらず、又は現に居住していない月を除く。)に20千円を乗じて得た額を比較して少ない方の額に相当する額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)	240千円	5年間	返還開始と同時													令和	4	令和	8
兵庫県	朝来市		対象従業員一人あたりの年間返還額を補助対象額とし、その3分の1の額	補助上限は年6万円。ただし、企業の対象従業員に対する支出額の2分の1の額が6万円を下回る場合は、その額	最大5か年(就職5年目の方は、補助期間最長1年間)	返還開始と同時													平成	30		未定

地方公共団体名		③ 返還支援の内容												④ 事業実施期間															
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				和暦	年度	和暦	年度								
		区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容					①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期				
鳥取県	琴浦町		貸与を受けていた無利子の全ての奨学金の補助金交付決定時における返還総額(大学等の在学期に貸与を受けた月数に6万円を乗じた額を限度とする。ただし、一括貸与型の奨学金等については、当該奨学金の対象期間中の全ての月に貸与を受けた額)に2分の1を乗じて得た額	月額3万円	年間	申請と同時		貸与を受けていた有利子の全ての奨学金の補助金交付決定時における返還総額(利子は除く。大学等の在学期に貸与を受けた月数に6万円を乗じた額を限度とする。ただし、一括貸与型の奨学金等については、当該奨学金の対象期間中の全ての月に貸与を受けたものとみなすこととする。)に4分の1を乗じて得た額	月額15万円	年間	申請と同時		1の区分により算定して得た額。ただし、1の区分の奨学金の返還総額が限度額に達しないときは、同区分の限度額から同区分の返還総額を差し引いた額を2の区分の限度額として、2の区分により算定して得た額を1の区分により算定して得た額に加えた額。											令和	2	未定			
鳥取県	日吉津村	学校種、職種要件なし	① 交付対象経費:貸与を受けた日吉津村奨学金の返還額、返還年度の返還額(領収書(写)添付)(繰上げ償還も対象)	上限額 当該年度の返還額(他の支援事業を受けた場合支援額を控除)	交付期間 返還年度																					平成	28	未定	
鳥取県	大山町	無利子奨学金	貸与を受けている奨学金の返還総額の1/2	当該奨学金の貸与を受けた月数×3万円(大学院、薬学部(6年間)216万円、大学(4年間)144万円、高専、短大、専門(2年間)72万円)	最大8年間	就職2年目(返還開始の翌年度)	有利子奨学金	貸与を受けている奨学金の利子を除く返還総額の1/4	当該奨学金の貸与を受けた月数×1.5万円(大学院、薬学部(6年間)108万円、大学(4年間)72万円、高専、短大、専門(2年間)36万円)	最大8年間	就職2年目(返還開始の翌年度)															令和	3	未定	
鳥取県	伯耆町	無利子のみの奨学金貸与者	貸与を受けていた無利子の奨学金算定基準額(大学等の在学期に無利子のみの奨学金の貸与を受けた月数に6万円を乗じた額を限度とする。ただし、一括貸与型の奨学金等については、当該奨学金の対象期間中の全ての月に貸与を受けたものとみなすこととする。)に2分の1を乗じて得た額(助成対象期間が8年に満たない場合は、当該得た額に助成対象期間(年)を乗じて8年で除した額)	対象月数最大72月(=6年:大学院等)×基準額60千円×1/2÷最大助成期間8年=各年度上限270千円	最大8年間(就職・就業して2年~9年目まで)	返還開始の翌年度	有利子のみの奨学金貸与者	貸与を受けていた有利子の奨学金算定基準額(大学等の在学期に有利子のみの奨学金の貸与を受けた月数に6万円を乗じた額を限度とする。ただし、一括貸与型の奨学金等については、当該奨学金の対象期間中の全ての月に貸与を受けたものとみなすこととする。)に4分の1を乗じて得た額(助成対象期間が8年に満たない場合は、当該得た額に助成対象期間(年)を乗じて8年で除した額)	対象月数最大72月(=6年:大学院等)×基準額60千円×1/4÷最大助成期間8年=各年度上限135千円	最大8年間(就職・就業して2年~9年目まで)	返還開始の翌年度	無利子及び有利子両方の奨学金貸与者	区分1により算定して得た額。ただし、区分1の算定基準額が限度額に達しないときは、同区分の限度額から同区分の算定基準額を差し引いた額を区分2の限度額として、区分2により算定して得た額を区分1により算定して得た額に加えた額													令和	4	未定	
鳥取県	日南町		一定の基準を満たした場合、奨学金の返済を全額免除	-	期間なし(要件を満たした時点で奨学金の返済を全額免除)	要件を満たした時点で奨学金の返済を全額免除																				令和	元	未定	
鳥取県	日野町		年120千円	年120千円	5年間	申請年度																				平成	30	未定	
鳥取県	江府町		該当年度内に返還した奨学金の額	該当年度内上限30万円	継続した120か月(10年間)	交付決定の年度																				令和	2	未定	
鳥取県	松江市	無し	年度ごとに、貸与を受けた奨学金の返還年額の1/2(※最大で返還総支払額の1/2)	— (免除額は該当の返還年額の1/2)	返還免除は年度ごとを対象としているが、返還期間(貸与期間の2~3倍の期間)中免除条件を満たせば最大で返還全期間減免要件(5年以上の居住・就業)を満たすことにより返還免除	返還開始と同時に支援が可能。ただし、申請年度前年度に市内に居住したうえで期限内に申請のあった年度に限る。																				平成	21	未定	
鳥取県	益田市	0	貸付金額の1/2	なし	貸付終了後または貸付終了後1年以内																					平成	28	令和	7
鳥取県	安来市	無し(安来市医学生、薬学生、看護学生等奨学金貸与規則)	貸与を受けた全額(市内での勤務期間により返還が生じる可能性あり)	-	1年間	市内医療機関等に就業して、4(2)-1-iiの基準を満たした後	無し(安来市市奨奨学金貸与規則)	800000円	800000円	6年	返済開始と同時															平成	19	未定	
鳥取県	江津市		全額	入校料+授業料(1年次・2年次)=990,000円	猶予期間(在学期、江津市内において就業したときから起算して2年6か月又は5年を経過するまで)免除(江津市内において就業したときから起算して2年6か月又は5年を経過後(貸与を受けた資金が1学年分である場合は2年6か月の期間、2学年である場合にあっては5年間))																					平成	27	未定	
鳥取県	川本町	くらしまネットに登録する町内企業以外で就職し、川本町に居住した場合	月2万円、年間24万円を10年間(最大240万円)交付する。		くらしまネットに登録する町内企業に就職かつ国家資格を有しており、川本町に居住した場合	月2万5千円、年間30万円を10年間(最大300万円)交付する。																				平成	30	未定	
鳥取県	邑南町【1】	看護師、介護福祉士	償還金全額免除	-	④のとおり	学校を卒業後町内に居住し、看護師・介護福祉士の資格を取得し、町内医療施設又は福祉施設において、当該資格を活用した業務に従事している期間を償還猶予期間とし、その期間が貸与期間以上となったとき返還全額免除。	医師、歯科医師、薬剤師	償還金全額免除	-	④のとおり		償還金一部免除	-	④のとおり	学校を卒業後、看護師、介護福祉士免許を取得し、町内に居住している期間を償還猶予期間とし、その期間が正規の修業年限の3倍以内の期間中に貸与期間以上の期間となったとき返還全額免除。											平成	23	未定	
鳥取県	邑南町【2】		邑南町奨学金の貸与額全額	-	5	卒業後1年以内に町内に居住し、卒業後5年経過したとき																				平成	23	未定	
鳥取県	邑南町【3】	自営農業若しくは自営林業に従事したとき	償還金の全部	-	在学する学校を卒業した年度の翌年度を据置期間とし、翌々年度から貸与年数の2倍の年数を限度	据置期間と償還を猶予された期間が5年を経過したとき	鳥取県農業協同組合、邑智郡森林組合又は鳥取県農業連事業者に就職したとき	償還金の半額	-	在学する学校を卒業した年度の翌年度を据置期間とし、翌々年度から貸与年数の2倍の年数を限度																平成	23	未定	
鳥取県	吉賀町		町内従事期間及び免除額の区分(1)3年未満免除なし、(2)3年以上4年未満 5分の3の額、(3)4年以上5年未満 5分の4の額、(4)5年以上 全額	-		社会福祉士等を養成する養成施設等卒業後、1年以内に町内の対象業種に就職																				平成	17	未定	

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間							
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度						
		区分の内容	返還支援の内容 ①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	返還支援の内容 ①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	返還支援の内容 ①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容			返還支援の内容 ①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期		
鳥根県	西ノ島町	医師(歯科医師を含む)の免許取得後12年以内に町内に居住し、引き続き5年以上医師(歯科医師を含む)として従事した者	全額免除				看護師、准看護師、歯科衛生士、薬剤師、作業療法士、理学療法士又は教員、保健師、保育士、介護福祉士及び介護支援専門員の免許取得後3年以内に町内に居住し、引き続き5年以上当該職種に正規職員として従事した者	全額免除								区分1、区分2以外の他の職につくことで、卒業後3年以内に町内に居住し、引き続き5年以上正規職員として従事した者	1/2減免					平成	13	未定	
鳥根県	知夫村	域内に5年以上居住	返還残額の全部を免除	— (運用上の目安となる金額はあるが、制度として上限額は設定していない)	域内に居住した場合、申請により返還猶予となり、5年間居住した時点で申請があれば残額返還免除		域内に1年以上居住した後、転勤等のやむを得ない事由により転出した場合	返還残額の一部を免除(居住年数により免除の割合が変動)	— (運用上の目安となる金額はあるが、制度として上限額は設定していない)							域内に居住した場合、申請により返還猶予となり、1年以上居住した後、転勤等のやむを得ない事由により転出した場合、申請があれば一部返還免除						令和	3	未定	
鳥根県	浜田市【1】	大学、短期大学及び専修学校(専門課程)卒業後	学校卒業後、市内に居住し、かつ、就業して5年経過する日の翌月分以降の奨学金返還を免除	最大 貸与を受けた奨学金の返還総支払額の3/4	—	返還免除申請書を提出する日の属する月	高等学校、中等教育学校(後期課程)及び高等専門学校	学校卒業後、市内に居住し、かつ、就業して5年経過する日の翌月分以降の奨学金返還を免除	最大 貸与を受けた奨学金の返還総支払額の1/2	—						返還免除申請書を提出する日の属する月						平成	23	未定	
鳥根県	浜田市【2】	なし	貸与額	—	貸与した期間の2倍	市内に就業して、貸与した期間の2倍の期間を就業経過後																令和	3	未定	
鳥根県	浜田市【3】	浜田市保育士修学資金貸付事業	貸与を受けた修学資金の返還総支払額全額	480,000円～720,000円	3年間	養成施設を卒業した翌年度の4月(市内の保育所等に就業した場合)																平成	26	未定	
鳥根県	浜田市【4】	無し	対象要件を満たした月の翌月以降から返還免除となり、支援額は貸与額による。	貸与月額30,000円・864千円、月額40,000円・1,152千円、月額50,000円・1,440千円	令和10年度まで	市内に返済5年以上居住または勤務する要件を満たした翌月から																平成	30	令和	10
鳥根県	隠岐の島町	進学先卒業直後の4月から5年以上本町に居住した場合	全額免除	—	なし	返還開始と同時に	進学先卒業後5年以上本町に居住し、居住期間が5年未満のため返還開始となった場合	返還免除申請後、居住が確認できた月の各月の返還額の合計(居住期間が5年以上となった場合は、返還残額も全額免除となる)	—			月単位(5年以上居住となった場合残りの返還期間全てが対象)	返還開始の翌年度	進学先卒業後5年以内に本町に居住せず返還開始となったが、返還期間内に本町へ居住した場合	返還免除申請後、居住が確認できた月の各月の返還額の合計	—	月単位	返還開始の翌年度				平成	16	平成	30
岡山県	岡山市	保育士等	交付申請書を提出する日の属する年度の額において返還した奨学金の額(月額上限1万円)	1年につき上限12万円(月額上限1万円)	交付要件を満たした月から36か月間	交付要件(採用日、労働時間、自ら奨学金を返還、他の補助金の交付なし)を満たした月から																平成	31	令和	7
岡山県	倉敷市	無し	返還年賦額の半額。	—	返還期間。	返還開始と同時に																平成	29	未定	
岡山県	津山市	無利子奨学金利用の場合	貸与者が定める月賦割賦金の額の36月分(千円未満の端数切り捨て)	720千円	一括交付	交付対象候補者として認定された者のうち、大学等を卒業した翌月から通算して3年以上本市に定住し、かつ、津山圏域の事業所において通算3年以上常用雇用者として就業し、奨学金を貸与者が定める返還回数(36回分以上)を返還した後	有利子奨学金利用の場合	貸与者が定める月賦割賦金の額の24月分(千円未満の端数切り捨て)	480千円	一括交付	交付対象候補者として認定された者のうち、大学等を卒業した翌月から通算して3年以上本市に定住し、かつ、津山圏域の事業所において通算3年以上常用雇用者として就業し、奨学金を貸与者が定める返還回数(36回分以上)を返還した後										平成	28	令和	9	
岡山県	玉野市	無し	貸与額の全部	月2万円×修学期間	—	・養成所を卒業後1年以内に市内の社会福祉施設等において理学療法士・作業療法士・介護福祉士として業務に従事開始後、引き続き3年間 ・市内の社会福祉施設等に在職中に死亡、又は業務に起因する心身の故障のため免職されたとき	返還開始と同時に	貸与額の全部又は一部	月2万円×修学期間の全部もしくは一定期間分	一括交付	・市内の社会福祉施設等において、貸与を受けた期間に相当する期間以上理学療法士・作業療法士・介護福祉士として業務した期間 ・死亡、災害、やむを得ぬ事情により奨学金を返還することが著しく困難であると市長が判断したとき	返還開始と同時に	奨学金の返還の業務が生じた後において、市内の社会福祉施設等において理学療法士・作業療法士・介護福祉士としての業務に従事している場合、その従事している期間 ・奨学金の返還の業務が生じた後において、災害その他特別の事由により奨学金を返還することが著しく困難であると市長が認めるとき								昭和	54	未定		
岡山県	井原市【1】	無し	貸与を受けた奨学金の返還総支払額の1/2(R4年度までの貸付決定者)または全額(R5年度以降の貸付決定者)	—	返還開始から返還期間終了まで	返還開始と同時に																平成	24	未定	
岡山県	井原市【2】	無し	貸与を受けた奨学金のうち、返還を開始した最初の36月に返還した奨学金の額(12か月ごと)もしくは最初の72月に返還した奨学金の額(12か月ごと)	上限額:1,080千円(月15,000円)	—	奨学金の返還を開始した最初の36月(14年度登録者)もしくは72か月(R5年度以降登録者)	奨学金の返還開始から12か月															令和	4	未定	
岡山県	高梁市	0	助成金支給決定時の奨学金の元金返還総額に2分の1を乗じて得た額を限度	—	—	大学時に貸与を受けた奨学金の元金返還総額に2分の1を乗じて得た額を限度	返還開始と同時に															平成	29	令和	6
岡山県	備前市【1】	無し	補助対象事業者が従業員に対して支給した奨学金返還支援を補助対象額とし、その額の1/2	450千円(1年あたり90千円)	5年間	交付申請と同時に																令和	5	未定	

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間					
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度				
		区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容			①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期
岡山県	備前市【2】	交付対象者認定年度から交付申請年度(3年間)の奨学金返還金額	54万円		3年間	認定対象者となつてから、3年後															平成	30	未定
岡山県	瀬戸内市	無し		当該年度における返還額の1/2を免除。ただし、返還期間は貸与を受けた月数の2倍～3倍の期間とする。	上限額は無し。		支援期間＝返還期間。ただし、毎年申請が必要。														平成	29	未定
岡山県	真庭市【1】	申請を行う年度中に本人が返還した奨学金の合計額の2分の1	年額120千円		10年間	返還開始と同時															平成	29	未定
岡山県	真庭市【2】	無し		返還すべき返還金額(貸付総額-減免申請時点で納付済み返還額)の1/2	-		1年間	基礎期間(貸付期間終了後最初に到来する4月1日を起算日とし、1年間の措置期間に、返還期間(貸付期間の倍の年数)の2分の1を加えた期間)において真庭市に居住し続けた場合													平成	22	未定
岡山県	美作市	看護師		市内医療機関に勤務した場合全額免除(ひと月あたり医療機関負担分32,500円、市負担分17,500円) ※市外就職の場合支援制度なし	-		貸付を受けた期間	市内医療機関に就職した月から	看護士												平成	19	未定
岡山県	新庄村			平成28年度以降に奨学金の返還を開始した者に適用し、返還期間中、基準日5月1日において本村に居住している者に対し、当該年度において本来返還すべき額の2分の1に相当する額を返還免除																	平成	28	未定
岡山県	奈義町	免除		返済期間の間(貸与期間を受けた3倍の期間内)、域内に住所を有し居住していると認められるとき、返済すべき育英金を免除	返済額全部		域内に住所を有し居住している間	返還開始と同時													令和	5	未定
岡山県	吉備中央町			吉備中央町育英資金で貸与した額(償還金)の免除をする。令和5年度3月までの貸付分については全額免除し、令和5年度4月からの貸付分については半額免除となった。学校卒業後の償還期間中の年度ごとに免除申請書を提出してもらい、その年度に償還する額を免除する。ただし、高等学校で貸与した通学費部分は免除対象外となる。																	平成	28	未定
広島県	呉市	介護福祉士、保育士等		奨学金の返済を免除した額の1/2	200千円		1年間	法人が免除を行った期間の属する年度の翌年度から													平成	29	未定
広島県	竹原市	単身奨学金貸付金		半年経過ごとに居住確認より判定し奨学金貸付総額6/120を免除 10年間居住で全額免除	-		半年単位で免除決定 最大10年間	返還開始年度から10年以内													令和	3	未定
広島県	三原市			広島県が実施する「広島県中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金(県補助金)」を活用する市内中小企業者等に対し、県から受ける補助金の2分の1を追加で補助。	-		県補助金期間と同一(最長3年間)	広島県:N年度に補助金交付 三原市:N+1年度に広島県がN年度に交付した補助金の1/2を交付													令和	3	未定
広島県	福山市			大学等の在学中は利子の全額、大学等の卒業後は、就業・居住等の要件を満たせば、利子及び元金の返還額。(借入額の1/10を毎年、10年かけて補助。)	840千円		10年間	大学等の卒業後3年以内													令和	3	未定
広島県	府中市	医療(医師)		奨学金の返還免除(全額)	-		-	奨学金の貸与期間と同じ期間、市内の医療機関に常勤医師として勤務した後													平成	27	未定
広島県	三次市	返還免除		申請日以降に納期の到来する返還未済額の全額	-		申請日以降に納期の到来する期間全て	返還義務が生じた月から通算して5年以上三次市内に居住し、免除されるまでの返還金を完納していれば、申請日以降に納期の到来する月													平成	16	未定
広島県	庄原市【1】	医学生		臨床研修を修了した日の翌日から、奨学金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間、市内の医療機関等に勤務したとき、貸付けを受けた全額	貸付けを受けた全額		臨床研修を修了した日の翌日から、奨学金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間に、市内の医療機関等に勤務した期間	市内の医療機関等で就業を開始した時	看護士学生等												平成	22	未定
広島県	庄原市【2】			返還開始から返還終了までの期間において、継続して3年以上市内に居住し、引き続き市内に居住する期間に納期が到来する返還額を免除	返還すべき月額を免除 (最大免除額:10年間の返還計画で10年間市内居住した場合、貸与額の84/120分(7割)を免除)			免除開始月から、返還期間終了月または市外転出月のいずれか早い時期まで月々免除													平成	22	未定
広島県	大竹市	無し		奨学金の返還計画に基づく当該年度分の返還額(年度ごとに返還免除を決定するため)	-		最長8年6か月	返還免除を受けようとする年度の4月1日を基準日として、その2年以上前から市内に居住し引き続き市内に居住													平成	24	未定

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間				
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度			
		区分の内容	返還支援の内容			区分の内容	返還支援の内容			区分の内容	返還支援の内容			区分の内容	返還支援の内容							
		①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	和暦	年度	和暦	年度	
広島県	安芸高田市	無し	借入額に対する月額最低返還額	借入額に対する月額最低返還額	対象者が安芸高田市に居住している期間	対象者が安芸高田市に居住を開始した月の翌月												平成	29		未定	
広島県	安芸太田町	医療技術者	奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間、町内の医療機関等に勤務したとき返還を免除する。	奨学金 入学支度金 1,000,000円以内 (1) 医学生 月額200,000円以内 (2) 研修医 月額200,000円以内 (3) 看護学生 月額100,000円以内 (4) 医療従事者等 月額50,000円以内 300,000円以内	(1) 医学生・薬剤師6年 (2) 研修医 2年 (3) 看護師 5年・助産師4年・准看護師2年以内	返還開始と同時に(猶予期間終了と同時に)												平成	23		未定	
広島県	世羅町		広島県と同じ				広島県と同じ											令和	3		未定	
広島県	神石高原町	無し	前年度において返還した奨学金の額の2/3	150千円	年間	返還開始の翌年度以降で、域内に居住後6ヶ月以上を経過後												令和	3	令和	11	
山口県	下関市		学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校、専修学校	補助対象総額の2分の1以内の額、又は60万円のいずれか(1年経過ごとに補助対象額が12万円を5年交付)	60万円(年間12万円)	5年間	就職をした日又は補助対象奨学金の返還を開始した日のいずれか遅い日の属する月から1年経過後	国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校	補助対象総額の2分の1以内の額、又は60万円のいずれか(1年経過ごとに補助対象額が12万円を5年交付)	60万円(年間12万円)	5年間	就職をした日又は補助対象奨学金の返還を開始した日のいずれか遅い日の属する月から1年経過後						平成	31		未定	
山口県	萩市	無し	交付申請年度に返還した奨学金の1/2	89千円/年	5年間	補助対象奨学金の返還を開始した日が属する月	大学等卒業後3年継続して市内に居住していることが確認できた時点												令和	5		未定
山口県	防府市	無し	防府市奨学生に決定した者が貸付を受けた定住促進奨学金の全額	720千円	1年間														平成	28		未定
山口県	長門市	無し	補助金の交付を申請する会計年度の前年度の10月1日から当該年度の9月30日までの各月の奨学金の返還金の総額に相当する額又は18万円のいずれか低い額とし、1月あたり1万5千円を上限とする。	借入総額の2分の1又は90万円のいずれか低い方の額	補助対象者の要件を全て満たした月から起算して5年又は補助対象者が90歳に到達した年度の3月までのいずれか短い期間とする。	補助対象者の要件を全て満たした月から												令和	4		未定	
山口県	柳井市	定住促進奨学金	貸与を受けた奨学金の返還総支払額	月額10,000円	在学する学校の正規の修業期間	卒業した日の属する月の翌月までに市内に生活の本拠を有し、かつ、引き続き5年以上定住した場合、償還が全額免除される。	人材確保奨学金	貸与を受けた奨学金の返還総支払額	月額20,000円	在学する学校の正規の修業期間	定住促進奨学金の償還免除の要件を満たし、さらに市内の特定の職種の職場に5年以上勤務した場合、人材確保奨学金全額の償還が免除される。							平成	31		未定	
山口県	美祿市	看護師	貸与を受けた奨学金の返還総支払額	月5万円	①養成学校を卒業後、奨学金を受けた月数の1.5倍の月数 ②看護師の養成学校卒業後、引き続き看護師の養成施設に在学した場合は、その通算月数	返還開始と同時に	准看護師	貸与を受けた奨学金の返還総支払額	月3万円	養成学校を卒業後、奨学金を受けた月数の1.5倍の月数	返還開始と同時に							平成	25		未定	
山口県	周南市	大学、高等専門学校(第4学年、第5学年及び専攻科に限る。)、専修学校、高等学校専攻科	貸与を受けた定住促進奨学金の返還総支払額	同上	無し	市内に居住・就業して3年経過後												平成	30		未定	
山口県	田布施町	区分無し	貸与を受けた奨学金の返還総支払額の1/2	-	町から貸付を受けた奨学金を返還する期間	返還減免の申請月から												平成	27		未定	
徳島県	阿南市	償還期間中に免除申請があった場合	該当年度の償還額の1/2	該当年度の償還額の1/2	該当年度中	返還開始と同時に(毎年4月中旬に申請が必要)	償還期間中に一括償還申請があった場合	償還残額の1/2	償還残額の1/2	償還期間中	返還開始と同時に							平成	24		未定	
徳島県	阿波市	無し	助成金の交付を受ける年度に返還すべき奨学金等の3分の2に相当する額	上限10万円 専業農家従事者においては交付を受ける年度に返還すべき奨学金の全額(上限20万円)	5年間	返還開始と同時に												平成	29		未定	
徳島県	美馬市	既卒者	補助金の交付を受ける年度に返還すべき奨学金の返還金額の3分の1	上限10万円/年	補助金の交付申請日の属する月から起算して60か月	平成28年4月1日以降に返還を開始し、補助金の交付申請日の属する月の(卒業する年度の翌年度の3月末日まで)の(予約枠)	在学者(在学中に)補助候補者認定を受け、卒業後、本市に住所を有する予定しているもの(予約枠)	補助金の交付を受ける年度に返還すべき奨学金の返還金額の「無利子奨学金については3分の2」、「有利子奨学金については3分の1」	上限20万円/年	補助金の交付申請日の属する月から起算して60か月	平成28年4月1日以降に返還を開始し、補助金の交付申請日の属する月の(卒業する年度の翌年度の3月末日まで)の(予約枠)	美馬市介護看護人材就労・定住促進事業補助金制度利用者	補助金の交付を受ける年度に返還すべき奨学金の返還金額の3分の1	上限15万円/年	補助金の交付申請日の属する月から起算して60か月	平成28年4月1日以降に返還を開始し、補助金の交付申請日の属する月の(美馬市介護看護人材就労・定住促進事業補助金制度利用者となった後)	平成	28		未定		
徳島県	三好市	無し	各年度ごとに貸与総額の10分の1	貸与総額	10年間	市内に継続して居住して1年経過後												平成	29		未定	
徳島県	神山町	無し	10年間を償還期間として年賦償還する者の、当該年度の償還額を全額免除。(経過措置対象者については半額免除)	-	1~10年(毎年調査を行い、該当者を免除)	返還開始と同時に												平成	28		未定	
徳島県	那賀町	一般	10年以内に滞納がなく返還された額	-	単年	町内に居住して10年経過後	看護師	卒業後、3年以内に町内の医療機関等に就職し返還された額	-	町内の医療機関等に就職した期間	就業1年後							平成	28		未定	
徳島県	海陽町	2年制	申請年度に返還すべき額(最大12万円)	月1万円	新規学卒者として最初の返還月を含む年度から最長10年間	返還開始または返還中である者が申請した年度	3年制	申請年度に返還すべき額(最大18万円)	月1万5千円	新規学卒者として最初の返還月を含む年度から最長10年間	返還開始または返還中である者が申請した年度	4年制	申請年度に返還すべき額(最大24万円)	月2万円	新規学卒者として最初の返還月を含む年度から最長10年間	返還開始または返還中である者が申請した年度	6年制	申請年度に返還すべき額(最大36万円)	月3万円	新規学卒者として最初の返還月を含む年度から最長10年間	返還開始または返還中である者が申請した年度	
徳島県	藍住町	大学(短大除く)・大学院(高等専門学校(4年又は5年及び専攻科在学時に限る。))	・日本学生支援機構無利子奨学金の借受総額の4分の1 ・日本学生支援機構有利子奨学金の借受総額の6分の1	・日本学生支援機構無利子奨学金の場合50万円 ・日本学生支援機構有利子奨学金の場合35万円	5年	県内事業所での就業期間が36月以上となり、県の返還支援補助金の交付決定を受けた後	短期大学	日本学生支援機構無利子奨学金の借受総額の4分の1	25万円	5年	県内事業所での就業期間が36月以上となり、県の返還支援補助金の交付決定を受けた後	専修学校専門課程	日本学生支援機構無利子奨学金の借受総額の4分の1	40万円	5年	県内事業所での就業期間が36月以上となり、県の返還支援補助金の交付決定を受けた後	令和	3		未定		
徳島県	板野町		返還の期間内(高校貸与分8年、大学貸与分10年)のうち、1年ごとに返還免除申請を行う。免除額は、1年間に返済すべき債務の額。	-	1年間(1年ごとに返還免除申請を行う。最長高校貸与分8年、大学貸与分10年)	返還開始と同時に												平成	28		未定	
徳島県	東みよし町	無し																令和	4		未定	
香川県	丸亀市【1】	厚生労働省が運営する技能者育成資金融資制度を利用し、返済を遅延なく行っている者に対し、元金及び利子の返済に相当する額	3年間で100万円と融資総額の1/2相当額のいずれか低い方の額		3年間	市内事業所等に就職したのち、返済1年目の額を返済後、返済2年目の額を返済後、返済3年目の額を返済後												平成	29		未定	

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間							
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度						
		区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容			①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期		
香川県	丸亀市【2】	丸亀市産業振興支援補助金	事業者が従業員に対して奨学金返還支援のために支給する手当等の最大12ヶ月分	10万円と補助事業の対象経費の3分の2に相当するいずれか低い方の額を支給	1年度(対象従業員1人につき申請は1回限り)	事業者が従業員に対して奨学金返還支援のために手当を支給したあと														平成	30	未定			
香川県	普通寺市		申請年度の前年度の10月1日から起算した1年間の返還した奨学金の額	返還した奨学金の元金及び利息の合計額又は5万円のうち少ない額	3年間	大学等を卒業し、卒業後3年を経過していないこと														令和	元	未定			
香川県	東かがわ市		償還累計は3年又は36ヶ月を上回し、次のいずれかに掲げる額とする。 ア 申請日の属する年度に償還する奨学金等の年額又は12万円のうちいずれか低い額 イ 申請日の属する年度に償還する奨学金等の月額又は1万円のうちいずれか低い額に、交付対象期間における償還月数を乗じた額 ウ 半年間又は併用償還(月賦及び半年賦をいう。)があるとき、若しくは償還月額が均等でないと、交付対象期間内に償還すべき奨学金等を当該償還方法に応じた月数で除した額(除した額に1円未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額)を償還月額とみなし、月額又は1万円のうちいずれか低い額に、交付対象期間における償還月数を乗じた額	360千円	3年間	就業した日から6ヶ月の経過が必要														令和	4	未定			
香川県	土庄町	土庄町奨学金条例	補助金の交付を受けようとする年度の前年度の4月1日から当該年度の3月31日まで返還した奨学金の合計額又は貸与した奨学金の合計額を貸与年数の2倍の額で除した額のいずれか低い額		最大8年間	返還開始の翌年度の4月														令和	5	未定			
香川県	小豆島町	小豆島町奨学金貸付金	大学等を卒業後、小豆島町内に在住し、小豆島町内の事業所に5年間勤めた場合、貸付金額(金額)の返還を免除する。																	平成	24	未定			
香川県	宇多津町	無し	申請年度の前年度の10月1日から起算した1年間における各月の奨学金の返還額の合計額	15万円	3年間	返還開始の翌年10月～11月末を申請期間とし、その後の年度内に返還開始														令和	3	未定			
香川県	綾川町	大学学資	申請年度の返済額を2分の1に減額する。	108千円	7年間	返還開始と同時に	高校学資	申請年度の返済額を2分の1に減額する。	54千円	7年間	返還開始と同時に	大学支度金	申請年度の返済額を2分の1に減額する。	75千円	7年間	返還開始と同時に	専修学校学資	申請年度の返済額を2分の1に減額する。	54千円	7年間	返還開始と同時に	平成	28	未定	
香川県	まんのう町【1】	まんのう町奨学金貸与条例に基づく者のみ	全額	—	—	返還開始と同時に														令和	4	未定			
香川県	まんのう町【2】	無し	前年度の10月1日から申請年度の9月30日までの奨学金の返還額の合計に相当する額の2分の1	120	5年間	返還開始と同時に														令和	5	未定			
愛媛県	今治市	住所:市内 就職地:市内	各月の奨学金の返済額	20	10年間	奨学金返還支援者選定後、4月もしくは10月から(財団解散前)	住所:市内 就職地:市外	各月の奨学金の返済額	14	10年間	奨学金返還支援者選定後、4月もしくは10月から(財団解散前)	住所:市外 就職地:市内	各月の奨学金の返済額	14	10年間	奨学金返還支援者選定後、4月もしくは10月から(財団解散前)	住所:市外 就職地:市外	各月の奨学金の返済額	8	10年間	奨学金返還支援者選定後、4月もしくは10月から(財団解散前)	令和	4	令和	13
愛媛県	宇和島市	全部	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度返還額の2/3	200千円	5年間(回数)	市内に住居があり、①事業所等に就職し、1年経過した年度 ②起業し、1年経過した年度 ③第1次産業に従事し、1年経過した年度 上記①～③いずれかの条件を満たす場合														平成	28	未定			
愛媛県	新居浜市	無し	申請日から直近1年間の奨学金返済額(2/3以内)	上限200千円/年以内	3年間(1年につき1回、最大3回まで申請可能) ※申請期限、第1回目交付日から5年以内	返還開始かつ就職等から1年経過後														平成	28	未定			
愛媛県	大洲市	無し	毎月の奨学金返還額(利子を含む)と同額を毎月交付。交付月額は50千円とし、返還額が50千円未満の場合は、当該返還額から千円未満を切り捨てた額とする。	3600千円	10年以内	市立大洲病院職員として採用された日以降、最初に訪れる奨学金の返還月														平成	30	未定			
愛媛県	久万高原町	無し	貸与を受けた奨学金の全額	—	卒業後、5年間地域内に住居を置きかつ地域内企業等に就職	返還開始と同時に														令和	5	未定			
愛媛県	伊方町	無し																		令和	3	未定			
愛媛県	愛南町【1】	共通	年度内の返還総額の3分の2	200千円	5年間	①～③のいずれかに該当する者 ①町内に本社等を有する企業等に就職し、1年以上継続して雇用されている者 ②町内において起業し、1年以上継続して事業を行っている者 ③町内において1年以上継続して第一産業に従事している者														平成	28	未定			
愛媛県	愛南町【2】		全額免除	—	—	修学資金の貸付けを受けた期間が経過するまでに、指定医療機関において医師としてその業務に従事した期間が通算修学貸付月数に達した後														平成	24	未定			

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間				
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度			
		返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	返還支援の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	返還支援の内容	①支援額			②上限額	③交付期間	④支援開始時期
愛媛県	四国中央市	奨学金の返還に係る債務の全額	-	-	-	大学卒業後2年以内に医師免許を取得し、直ちに臨床研修を受け、当該臨床研修修了後に指定医療機関において医師として勤務してその業務に従事した期間が修学資金奨学金の貸付けを受けた期間に達したとき														平成 29	未定	
愛媛県	西条市	貸付を受けた入学資金、修学資金及び資金に係る利子すべて	貸付を受けた入学資金、修学資金及び資金に係る利子すべて	大学在学中(ただし、留年すれば一時停止)	医師免許取得後、指定医療機関において、初期臨床研修2年及び貸し付けを受けた年数分医師として勤務すれば返還を免除する															平成 25	未定	
高知県	室戸市	無し	交付申請年度に納付すべき返還額に10分の8を乗じて得た金額	1年度あたりの交付額の上限は貸与総額を10で除した額	1年間	返還開始の翌年度の4月														平成 30	未定	
高知県	南国市	無し	補助金の額は、1年度当たり、申請年度の前年度中に返還(強制執行、担保権の実行等による返還を除く。)を行った奨学金等の額(利息及び繰上償還に係る額を除く。)の合計額と12万円のいずれか低い方の額とし、予算の範囲内で交付。	120千円(年額)	通算して5 箇年度。但し、申請年度の4月1日時点で30歳未満となるまで。	申請年度の前年度の4月1日時点で南国市に住居があり、返還開始の翌年度の4月から申請可能。														令和 5	未定	
高知県	須崎市	無し	奨学金の返還月額または1万円のいずれか低い額に交付対象期間内の返還月数を乗じた額(最長60か月分)	600千円	1~5年間	返還開始の翌年度の4月														平成 29	令和 12	
高知県	宿毛市	無し	申請日の属する年度に返還した奨学金の月額又は1万円のいずれか低い額×交付対象期間における返還月数	600千円	助成金の交付を申請する年度の1年間。初年度の助成金の交付決定において対象となった奨学金の返還月から起算して60か月を限度とする。	返還を開始した年度の翌年度以降														令和 4	未定	
高知県	土佐清水市	無し	短期大学、専門学校、大学等で貸与していた分の金額を、4月1日から翌年3月31日の1年間返還後に助成。	上限170千円	特になし	一年間の返還を完了し、申請年度4月1日から9月30日までの間で申請。(返還開始の時期の関係により、助成初回のみ半年間の返還額になる場合等あり)														平成 29	未定	
高知県	香南市	無し	交付対象経費・交付申請日の属する年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間において返還した額に1/2を乗じて得た額又は、当該年度に市内に居住し、かつ、事業所に就労した期間に1万円を乗じて得た額のいずれか少ないほうの額	上限額:助成対象者1人あたり96万円(年間上限12万円)	交付期間:奨学金等の借入期間の2倍の期間(最長8年)	申請を受けた初年度に助成対象者として認定し、翌年度から返還支援を開始														平成 28	未定	
高知県	香美市	無し	申請年度の前年度中に返還した奨学金等の額(利息及び繰上償還に係る額を除く。)の合計額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、1年度当たり12万円を上限とする。また、1人の者が受けられる補助金の累計年数は、通算して5年を上限とする。	12万円	通算5年まで	返還開始の翌年度の4月														令和 4	未定	
高知県	本山町	無し	10分の10	-	18年間	返還開始と同時														平成 29	未定	
高知県	土佐町【1】	第一種奨学金(無利息)の貸与の場合(日本学生支援機構)	返還免除	月額14,222円	奨学金の償還期間	・奨学金の償還期間 ・町内居住期間 ・年度毎に奨学金を償還後、領収確認をもって支援	第一種奨学金(無利息)の貸与の場合(土佐英育教会)	返還免除	月額17,066円	奨学金の償還期間	・奨学金の償還期間 ・町内居住期間 ・年度毎に奨学金を償還後、領収確認をもって支援	第二種奨学金(無利息)の貸与の場合	返還免除	月額13,333円	奨学金の償還期間	・奨学金の償還期間 ・町内居住期間 ・年度毎に奨学金を償還後、領収確認をもって支援				平成 28	未定	
高知県	土佐町【2】	無し	申請年度において貸与した奨学金	-	申請年度1年間	年間40時間以上の地域貢献活動が認められた時														平成 31	未定	
高知県	仁淀川町	高等学校、専修学校(高校課程)又は高等専門学校(第1学年~第3学年)・大学卒	補助金の交付を受ける年度内に返還すべき奨学金の返還額において他の類似する助成を受けている場合はその助成額を差し引いた額とし、年額18万円を限度とする。	年額18万円を限度とする	補助金交付の対象となった最初の月から起算して15年を限度とする	指定資格者(医師・看護師・薬剤師・社会福祉士・介護支援専門員・介護福祉士・理学療法士・作業療法士・保育士)その他町長が認めたもの	補助金の交付を受ける年度内に返還すべき奨学金の返還額において他の類似する助成を受けている場合はその助成額を差し引いた額とし、年額24万円を限度とする。	年額24万円を限度とする	補助金交付の対象となった最初の月から起算して15年を限度とする											平成 30	未定	
高知県	佐川町	無し	申請年度において交付決定を受けた月から当該年度末または償還終了までに返還した奨学金の額	240千円	8年(96箇月)	奨学金を返還中またはその開始と同時														令和 4	未定	
高知県	梶原町	1/2免除	申請月から申請した年度の各月の奨学金の返還額の1/2	貸与額の1/2	1年間	町内に生活の本拠を置き、免除申請を受領された月から	全額免除(保健師助産師看護師、社会福祉士、介護福祉士、薬剤師、作業療法士)	本来返還すべき各月の奨学金の返還額の全部	返還の全部	町内に生活の本拠を置きかつ町内でその業種に継続して就いている期間が貸与を受けた期間の1.5倍の期間	卒業後2年を経過し、町内に生活の本拠を置きかつその業種に就き免除申請を受領された月から									0	不明	未定
高知県	四万十町	本町に住所を有し、かつ現在勤務している者(通常枠)	交付申請年度に返還した奨学金の全額	年24万円(月額2万円)以内	連続して5年間まで申請(交付)可能	令和3年4月以降に町内に居住を開始し、返還が開始された時	本町に住所を有し、かつ保育士、医療・介護専門に要する資格を有し、町内の事業所でその資格を活用して勤務している者(特定枠)	交付申請年度に返還した奨学金の全額	年24万円(月額2万円)以内	連続して5年間まで申請(交付)可能	令和3年4月以降に町内に居住を開始し、返還が開始された時									令和 3	未定	
高知県	田野町	看護師	1.大学 国公立:月額45000円、私立:54000円 2.その他 国公立:月額45000円、私立:53000円	-	当該養成機関の所定の修学期間	貸付を受けた期間の1.5倍の期間町内に居住し、かつ町内の指定する医療機関等に就業する	准看護師	月額:30000円	-	当該養成機関の所定の修学期間	貸付を受けた期間の1.5倍の期間町内に居住し、かつ町内の指定する医療機関等に就業する	介護福祉士	月額:50000円	-	当該養成機関の所定の修学期間	貸付を受けた期間の1.5倍の期間町内に居住し、かつ町内の指定する医療機関等に就業する				令和 5	未定	

地方公共団体名		③ 返還支援の内容												④ 事業実施期間								
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度			
		区分の内容	返還支援の内容			区分の内容	返還支援の内容			区分の内容	返還支援の内容			区分の内容	返還支援の内容							
		①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	和暦	年度	和暦	年度	
福岡県	福岡市	保育士資格を取得した学校種別: 大学	指定保育士養成施設での就学にあたって活用した奨学金の返済において、補助対象月の奨学金の返済額の合計から法人で独自に行っている奨学金の返済に係る手当の合計額を差し引いた額	月額15,000円	「奨学金の最初の返済月」から「総返済月」から「総返済回数×1/2の返済月」まで	返還開始と同時に	保育士資格を取得した学校種別: 短期大学、専門学校、各種学校	指定保育士養成施設での就学にあたって活用した奨学金の返済において、補助対象月の奨学金の返済額の合計から法人で独自に行っている奨学金の返済に係る手当の合計額を差し引いた額	月額10,000円	「奨学金の最初の返済月」から「総返済回数×1/2の返済月」まで	返還開始と同時に							平成	31		未定	
福岡県	大牟田市	無し	奨学金年返還額または10万円のいずれか低い方の額	100千円/年	3年間	交付基準日(就職日または事業開始日、あるいは転入日、あるいは奨学金返還開始日のいずれか遅い日の属する月の翌月の初日)から1年経過後													平成	30		未定
福岡県	久留米市	保育士等(保育士及び保育教諭)	実際に返済した奨学金の元金及び約定利息	月額10,000円(年額120,000円)	3年間	返還開始と同時に													平成	2		未定
福岡県	直方市	無し	申請を行う年度において返済した奨学金の額と18万円のいずれか低い額(千円未満は切り捨て)	1月あたり1万5千円(年18万円)	36ヶ月(3年間)	交付要件を満たした月の翌月(要件を満たした日が月の初日であるときは、その月)													令和	2		未定
福岡県	飯塚市		貸付額全額	-	最終学歴卒業後、貸付金額合計を6,000円、12,000円若しくは18,000円を超過した月数	最終学歴卒業後市内に居住し、半月以上経過													昭和	44		未定
福岡県	柳川市	市内での就職、起業及び第1次産業に従事	補助対象者が返済した奨学金の額に2分の3を乗じて得た額	上限60万円(年度上限20万円×3年)	3年間	登録申請後、補助基準月(就職日、起業日、本市の住民となった日、奨学金返還開始日のいずれか遅い日の属する月の翌月)から起算して12ヶ月経過した月の翌月	筑後地域(柳川市を除く。)での就職及び起業	補助対象者が返済した奨学金の額に2分の1を乗じて得た額	上限60万円(年度上限20万円×3年)	3年間	登録申請後、補助基準月(就職日、起業日、本市の住民となった日、奨学金返還開始日のいずれか遅い日の属する月の翌月)から起算して12ヶ月経過した月の翌月								令和	5		未定
福岡県	八女市	無し	交付申請年度の前年度の奨学金返還金の額(繰上返済額は除く)	上限24万円/年間	2年(2回目の申請は1回目の補助金交付を受けた会計年度の次年度に限る)	交付申請年度の前年度以前奨学金の返還を開始すること													令和	4		未定
福岡県	筑後市	市内の中小企業等で勤務	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度の返還額の2/3	200千円/年	最大5年間(単年度申請)	対象企業等で就業して1年経過後	圏域内の中小企業等で勤務	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度の返還額の1/2	200千円/年	最大5年間(単年度申請)	対象企業等で就業して1年経過後								令和	4		未定
福岡県	大川市	無し	貸与額全額(～R4年度300千円 R5年度～500千円)※ただし大川市奨学金奨学金に限る	貸与額全額(～R4年度300千円 R5年度～500千円)※ただし大川市奨学金奨学金に限る	返還免除決定後、一括免除のため、特になし。	大学等又は大学院を卒業した日の属する月の末日から1年を経過する日までに市内に居住し、かつ同日以降継続して市内に住所を有し、3年を経過後													平成	28		未定
福岡県	行橋市	一般	①年間償還額を毎年度免除 ②貸与を受けた奨学金の返還総支払額 ③交付期間の1.5倍 ④返還開始と同時に				特定職業型(教職員、保育)	①年間償還額を毎年度免除 ②貸与を受けた奨学金の返還総支払額 ③交付期間の1.5倍 ④返還開始と同時に											平成	30		未定
福岡県	うきは市	一般	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の額	240千円	最長5年間	返還開始の翌年度の4月以降で、市内に居住して1年経過し、市内に支店・本店のある企業に就業、もしくは市内で起業や第一産業に従事し1年経過後	筑後地域等の企業に就業、もしくは筑後地域等で起業や第一産業に従事するもの	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の額	120千円	最長5年間	返還開始の翌年度の4月以降で、市内に居住して1年経過し、筑後地域等の企業に就業、もしくは筑後地域等で起業や第一産業に従事し1年経過後								令和	5		未定
福岡県	みやま市	一般	交付申請年度の奨学金返済額の3/4	180千円	3年間	奨学金の返済を開始して、要件を満たす就業等を継続して1年経過した時期													平成	29		未定
福岡県	糸島市	一般	奨学金を1か月あたりの額に換算した額に返済月の月数を乗じた額と、1万円に返済月を乗じた額のどちらか低い額	120	3	保育士または保育教諭として、市内の認可保育所、認定こども園及び小規模保育施設で勤務を開始した月													令和	4	令和	6
福岡県	水巻町	一般	交付申請書を提出する日の属する年度の各月の奨学金の返済額(15,000円)の合計額	540,000円	3年間	町内の私立保育施設等で勤務を始めた時点													令和	2	令和	7
福岡県	岡垣町	一般	「申請年度に返還した奨学金の額を1月相当に換算した額×交付要件を満たした月数」と「15,000円×交付要件を満たした月数」のいずれか低い額を補助	上限額54万円	4月1日以降で対象要件を満たした月から起算して最長36月まで	返還開始と同時に													令和	3		未定
福岡県	大刀洗町	一般	返済した奨学金の1月あたりの額と10,000円の少ない方の額に、申請年度中の要件を満たした月(要件を満たした日が月の初日の場合は、その月から)を乗じた額	年120,000円が上限	最大60か月(5年間)	要件を満たした月から(要件を満たした日が月の初日の場合は、その月から)	非常勤保育士(常勤保育士以外の保育士)	返済した奨学金の1月あたりの額と8,000円の少ない方の額に、申請年度中の要件を満たした月(要件を満たした日が月の初日の場合は、その月から)を乗じた額	年96,000円が上限	最大60か月(5年間)	要件を満たした月から(要件を満たした日が月の初日の場合は、その月から)								平成	29		未定
福岡県	みやこ町	一般	全額または一部の返還免除	上限額:255千円		大学等卒業後5年以内に福岡県公立学校教員採用試験に合格し、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校で5年以上教員の業務に従事後	大学等卒	全額または一部の返還免除	上限額:255千円		大学卒業後6ヶ月以内に町内に居住し、又は町内で就業し5年以上在住し、又は在職後								平成	29		未定
福岡県	吉富町		返還支援を受ける年度に返還すべき奨学金等の返還金額の1/2に相当する額	申請初年度～3年度(100千円) 4年度～10年度(50千円)	10年間	-													令和	3		未定
佐賀県	伊万里市	無し	(1)申請した年度に返済した利子と修業年限の2倍の期間で返済した場合の利子とを比較して少ない額を1年ずつ補助します。(2)元金とも返済期間内に返済した場合に、在学期間中に返済した利子相当額または10万円のどちらか少ない額を「完済税金」として補助します。	-	年度	卒業後、市内に居住・就業してから支援開始となる													令和	3		未定

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間							
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				和暦	年度	和暦	年度				
		区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容					①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期
長崎県	佐世保市	離島就業	1月から12月末までの奨学金返還総額の2/3	200千円/年	最大10年間	要件①佐世保市に居住②奨学金を返還している③町内会加入④市税を滞納していない⑤市内で就業等しているなどの全ての要件を満たす日から対象	特定業種(創業、製造業、情報サービス業、一次産業、保育士、介護サービス事業、路線バス運転士)	1月から12月末までの奨学金返還総額の1/2	150千円/年	最大10年間	要件①佐世保市に居住②奨学金を返還している③町内会加入④市税を滞納していない⑤市内で就業等しているなどの全ての要件を満たす日から対象	その他業種(月額基本給200千円以下)	1月から12月末までの奨学金返還総額の1/3	100千円/年	最大10年間	要件①佐世保市に居住②奨学金を返還している③町内会加入④市税を滞納していない⑤市内で就業等しているなどの全ての要件を満たす日から対象	社員の奨学金を代理返還する企業	1月から12月末までの奨学金返還総額の1/3	100千円/年	最大10年間	要件①佐世保市に居住②奨学金を返還している③町内会加入④市税を滞納していない⑤市内で就業等しているなどの全ての要件を満たす日から対象	平成	28	令和	5
長崎県	大村市	高校等	貸与を受けた奨学金の返還総支払額の1/2	年額60千円	大村市に定住し3年以上経過及び長崎県内に9月以上就労かつ大村市貸与型奨学金返還金の2分の1の返還が終了した時期から返還終了までの期間	大村市に定住し3年以上経過及び長崎県内に9月以上就労かつ大村市貸与型奨学金返還金の2分の1の返還が終了した時点	大学等	貸与を受けた奨学金の返還総支払額の1/2	年額180千円	大村市に定住し3年以上経過及び長崎県内に9月以上就労かつ大村市貸与型奨学金返還金の2分の1の返還が終了した時期から返還終了までの期間	大村市に定住し3年以上経過及び長崎県内に9月以上就労かつ大村市貸与型奨学金返還金の2分の1の返還が終了した時点										令和	4		未定	
長崎県	平戸市	共通	返還期日が到来していない返還金の全部を免除	-	最長5年間	ふるさと奨学生として認定を受けた者が、奨学金の返還開始後5年を経過後、※域内に就業かつ住所を有した期間が、奨学金の返還を開始した月の1日から通算して5年を超えるとき。															平成	21		未定	
長崎県	対馬市【1】	大学、短期大学等時の奨学金	申請年度の返還額の合計額、奨学金借入総額の1/2以内	240千円	最大5年間	市内企業に就業して6か月経過後	高校時の奨学金	申請年度の返還額の合計額、奨学金借入総額の1/2以内	82千円	最大5年間	市内企業に就業して6か月経過後	高校及び上級学校時の奨学金	申請年度の返還額の合計額、奨学金借入総額の1/2以内	240千円	最大5年間	市内企業に就業して6か月経過後					令和	元		未定	
長崎県	対馬市【2】	高等学校	貸与を受けた奨学金の返還総額	貸与を受けた奨学金の返還総額	5年	返還期間中、毎年、返還猶予申請書を提出し、市内に定住かつ就業していることが確認できれば、その年の返還額の返還が猶予できる。5年以上市内に定住かつ就業していることが確認できれば、返還猶予を受けた返還額が返還免除となる。	大学・短期大学・専修学校(専門課程)・大専民国の大学校	貸与を受けた奨学金の返還総額	貸与を受けた奨学金の返還総額	10年	返還期間中、毎年、返還猶予申請書を提出し、市内に定住かつ就業していることが確認できれば、その年の返還額の返還が猶予できる。5年以上市内に定住かつ就業していることが確認できれば、返還猶予を受けた返還額が返還免除となる。	高等学校から上級学校に進学した場合	貸与を受けた奨学金の返還総額	貸与を受けた奨学金の返還総額	15年	返還期間中、毎年、返還猶予申請書を提出し、市内に定住かつ就業していることが確認できれば、その年の返還額の返還が猶予できる。5年以上市内に定住かつ就業していることが確認できれば、返還猶予を受けた返還額が返還免除となる。					平成	31		未定	
長崎県	杵岐市	無し	交付申請書を提出する日の属する年度内に返還した奨学金の額	20万円	3年間	市内に住所を有し、市内の事業所に業種要件の資格に基づく業務に従事する職員として正規雇用されたから															平成	30		未定	
長崎県	五島市	Uターン者	年間36万円以内	返還開始時の毎月の返済額	返還開始から10年間	市内に居住・就業して1月経過後	Uターン者で長崎県病院企業団に勤務する看護師	年間24万円以内	返還開始時の毎月の返済額	返還開始から10年間	市内に居住・就業して1月経過後	Uターン者	年間24万円以内	返還開始時の毎月の返済額	返還開始から10年間	市内に居住・就業して1月経過後	Uターン者で医療・介護・保育分野の職種	年間36万円以内	返還開始時の毎月の返済額	返還開始から10年間	市内に居住・就業して1月経過後	平成	29		未定
長崎県	西海市		貸付けた奨学金に係る返還未済額のうち、毎月の返還額の一部又は一部を免除(最大55%免除)	-	最大5.5年間	最終学校卒業の翌月から返還完了までの間に、市内に住民登録して5年経過後															平成	29		未定	
長崎県	雲仙市	高等学校	交付申請をする会計年度の前年度の1月1日から同年12月31日までに支払う償還金の額の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)	年間上限額 36,000円/通算上限額 360,000円	交付期間 120月	返還開始と同時に	専門学校等	交付申請をする会計年度の前年度の1月1日から同年12月31日までに支払う償還金の額の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)	年間上限額 45,000円/通算上限額 450,000円	交付期間 120月	返還開始と同時に	大学等	交付申請をする会計年度の前年度の1月1日から同年12月31日までに支払う償還金の額の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)	年間上限額 60,000円/通算上限額 600,000円	交付期間 120月	返還開始と同時に					令和	2		未定	
長崎県	南島原市	共通	年度ごとに居住と就労の実績を確認し、1年度間(4～3月分)で償還した金額の3分の2以内を、翌年度5月までに交付する。	1年度間(4～3月分)で償還した金額の3分の2の額	償還を行っている期間	市内の居住および就労の要件を満たした時点から															平成	28		未定	
長崎県	波佐見町	すべての対象者	年度中の返還額の2分の1以内	180千円	5年間	-															令和	4		未定	
長崎県	小値賀町	共通	奨学金等の返還に要する経費のうち、要件を満たして以降、交付申請する年に実際に返還する額とする。ただし、利子及び繰上げ返還額の増額は含まないものとする。	200,000円	1年(年度ごとの申請)	町内に転入・就業し、返還開始後															令和	4		未定	
長崎県	新上五島町	なし	前年度の奨学金返還額	年間上限20万円かつ一人あたり上限60万円	3年間(返還の36月分)	市内に居住かつ就業を開始し、かつ奨学金返還を開始した翌年度の4月															平成	28		未定	
熊本県	荒尾市	無し	年間返還額の3分の2以内の額	年間200	3	支援実施承認から1年後															平成	30		未定	
熊本県	水俣市	無し	申請年度における奨学金の返還額1月あたりの額の3分の1以内の額	5千円	最長5年間	補助金の交付に関する資格の認定日の翌月															令和	4		未定	
熊本県	上天草市	無し	返還すべき助成対象奨学金の10分の1に相当する額又は申請年度の前年度に返還した当該助成対象奨学金の額に相当する額のいずれか少ない額 ※奨学金の全額を返還(10年未満で完済)した場合でも、助成期間内に限り、返還すべき助成対象奨学金の額の10分の1相当額を補助。	200,000円(年額)	奨学金の返還開始年度の翌年度から10年間	返還開始の翌年度の4月															平成	29		未定	
熊本県	錦町	無し	帰郷後、免除申請し、返還残額の1/2(返還期間中のみ適用)	-	8年間	免除申請後															平成	7		未定	
熊本県	球磨村	無し	補助金の額は、前条の規定により算出した交付対象経費の3分の2以内の額	20万円	年間	返還開始の翌年度の4月以降から															平成	29		未定	
熊本県	苓北町	無し	各々定められた返還年数のうち、当該業務に勤務した期間の奨学金返還金のうち1/2	上限額なし	当該業務に勤務する期間																平成	26		未定	

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間						
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度					
		区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容			①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	
大分県	別府市	市内に居住の事実がある場合	奨学金の返還は奨学生が卒業してから1年後(措置期間)から開始。その際、卒業から返還開始までに市内居住の事実がある場合には、その月数分の金額分を当該返還時に半額免除する。その後前年度に免除要件に該当すると申請があれば、当該年度に半額免除するということを繰り返していく。	※奨学金を10年間月賦で返還する場合に免除する。	※すでに返済済みの奨学金については免除しない。	※返還すべき奨学金や市税等の滞納がある場合は、免除できない。	市内の保育所等で保育士として勤務がある場合	※奨学金を10年間月賦で返還する場合に免除する。	※すでに返済済みの奨学金については免除しない。	※返還すべき奨学金や市税等の滞納がある場合は、免除できない。											平成	30	未定	
大分県	中津市	無し	交付申請書を提出する日の属する年度の前年度において返還した奨学金の額を補助する	上限6万円(月額5千円)、千円未満の端数切捨て	1年間	返還開始と同時															平成	29	未定	
大分県	佐伯市	さいき創生人材奨学支援事業(大学院)	借入金の5分の4※ただし限度額あり。	220万円	貸与額を8年間で返還し、9年目で返済した残額を支援する。	本市に居住し市内の企業に勤務した場合で、返還開始と同時、返還開始後	さいき創生人材奨学支援事業(大学院)	借入金の5分の4※ただし限度額あり。	160万円	貸与額を8年間で返還し、9年目で返済した残額を支援する。	本市に居住し市内の企業に勤務した場合で、返還開始と同時、返還開始後	さいき創生人材奨学支援事業(専修・短期大学)	借入金の5分の4※ただし限度額あり。	80万円	貸与額を8年間で返還し、9年目で返済した残額を支援する。	本市に居住し市内の企業に勤務した場合で、返還開始と同時、返還開始後	さいき創生人材奨学支援事業(高等専門学校)	借入金の5分の4※ただし限度額あり。	110万円	貸与額を8年間で返還し、9年目で返済した残額を支援する。	本市に居住し市内の企業に勤務した場合で、返還開始と同時、返還開始後	令和	2	未定
大分県	臼杵市	無し	返還免除対象経費:貸与を受けた奨学金の総額(ただし、すでに返還している金額は免除しない)	上限額:貸与を受けた奨学金の総額	返還免除時期:市内に継続して5年間居住し、免除の決定を受けたとき	市内居住時から															平成	22	未定	
大分県	津久見市	無し	貸与期間の終了した月の翌月から起算して15年以内に、市内に継続して72月以上居住した場合は、申請により、奨学金の返還未済額の2分の1を免除。		返済終了時まで	貸与期間の終了した月の翌月から起算して15年以内に、市内に継続して72月以上居住した翌月から															平成	28	未定	
大分県	竹田市	無し	交付対象経費:申請年の前年の奨学金の返還金額の2/3	上限額:20万円(年額)	交付期間:最初に支援を受けてから10年間	返還開始の翌年度の1~2月に申請															令和	4	未定	
大分県	豊後高田市	無し	交付対象経費:申請を行う前年(1~12月)の返済額の1/2	上限額:100万円(5年間の合計)	最長5年間	返還開始の翌年															平成	29	未定	
大分県	宇佐市	無し	交付申請書を提出する日の属する年(申請年)の前年において返還した奨学金の額	1000	10	市内に居住・就業した翌年															平成	28	未定	
大分県	豊後大野市	無し	交付申請書を提出する日の属する年(申請年度)の前年度において返還した奨学金の額	20万円	補助金の交付対象となった最初の月から起算して60月以内又は奨学金の返済が終了した日の属する月のいずれか早い月	返還開始の翌年度の4月以降															令和	2	未定	
大分県	由布市	無し	当該年度の返還額の1/2	-	奨学金返還期間(10年間)のうち市内に居住している期間	返還開始年度の4月から毎年4月に申請を行って各年度で適当であると認められたとき															平成	30	未定	
大分県	国東市	無し	① 交付対象経費(貸与を受けた奨学金の返還総支払額、交付申請書を提出する日の属する年(申請年度)の前年において返還した奨学金の合計額の2/3)	20万円	最初に奨学金返還申請を行ってから、最長10年間																令和	4	未定	
大分県	九重町	高校生	補助対象額は、返還する奨学金の年返還額とし、最大、返還額の1/10です。また、返還補助対象者以外の者が、返還途中に補助対象要件を満たした場合、申請時の返還残額を補助の対象とします。ただし、繰上返還分については、補助金の対象外となります。		補助対象額は、返還する奨学金の年返還額とし、最大、返還額の1/10です。	返還開始と同時	大学生・大学院生・専修学校生等				補助対象額は、返還する奨学金の年返還額とし、最大、返還額の1/10です。	返還開始と同時									令和	2	未定	
大分県	玖珠町	無し	交付申請書を提出する日の属する年(申請年度)の前年において返還した奨学金の額(申請は毎年2月で、前年の1月から12月の奨学金の返還額の総額)。貸与を受けた奨学金の返還総支払額の10/10。	年額上限:240千円、5年間上限:1,200千円	支援期間5年間(60月)	町内に居住・就業し、かつ返還開始した翌年2月															令和	3	令和 11	
宮崎県	都城市	無し	奨学金の返還に要する額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満端数切捨て)とし、1年当たりの補助金の額は、12万円を限度とする。	補助金の交付決定のあった年度から返還予定期間の年数に12万円を乗じて得た額と奨学金の貸与を受けた年数に30万円を乗じて得た額のいずれか少ない方の額を適用して得た額のいずれか少ない方の額とする。	申請日の属する年度から奨学金の返還予定最終月の属する年度までとする。	補助金交付決定の翌年度。支払いについては当該年度の4月から3月までに返還した奨学金の額について実績報告を受け、年度ごとに支払う。															令和	3	未定	
宮崎県	延岡市	宮崎県ひなた創生のための奨学金返還支援事業対象者	貸与を受けた奨学金の返還総支払額の1/2	-	補助条件事業者(県が認定)に正規雇用として就職した日から1年・3年・5年経過時	補助条件事業者(県が認定)に正規雇用として就職した日から1年・3年・5年経過時	延岡市育英会奨学金貸与者(大学院及び6年生・大学生)	返還総額に2分の1を乗じて得た額又は要綱で規定する支援限度額のいずれか低い額の2分の1	900千円	補助条件事業者(要綱で規定)に正規雇用として就職した日から1年・3年・5年経過時	補助条件事業者(要綱で規定)に正規雇用として就職した日から1年・3年・5年経過時	延岡市育英会奨学金貸与者(4年生・大学生)	返還総額に2分の1を乗じて得た額又は要綱で規定する支援限度額のいずれか低い額の2分の1	600千円	補助条件事業者(要綱で規定)に正規雇用として就職した日から1年・3年・5年経過時	延岡市育英会奨学金貸与者(短期大学、高等専門学校及び専修学校専攻課程)	返還総額に2分の1を乗じて得た額又は要綱で規定する支援限度額のいずれか低い額の2分の1	300千円	補助条件事業者(要綱で規定)に正規雇用として就職した日から1年・3年・5年経過時	補助条件事業者(要綱で規定)に正規雇用として就職した日から1年・3年・5年経過時	令和	5	未定	
宮崎県	日南市	無し	年間600千円×4年間	2,400千円	貸与期間(最大4年)	卒業後1年以内に看護師等の免許を取得し、かつ日南市内の医療機関等の業務に従事した時点															平成	28	未定	
宮崎県	小林市【1】	無し	1月に返還した金額の3/4(1,000円未満は切り捨て)の合計額	1月12千円(12ヶ月で144千円)	5年度限り	すでに返還している者は申請年度から、申請年内に初めて返還する者は返還を始めた月から合計する															平成	30	未定	
宮崎県	小林市【2】	無し	貸与を受けた奨学金の返還総支払額の1/2	432千円(月12千円×36ヶ月)	3年間	返還開始と同時															令和	2	令和 7	
宮崎県	串間市	学校種(高校)	貸与を受けた奨学金の一部	90千円(月額7,500円×12ヶ月)	最長1年(毎年度申請の必要あり)	返還開始と同時	学校種(大学)	貸与を受けた奨学金の一部	150千円(月額12,500円×12ヶ月)	最長1年(毎年度申請の必要あり)	返還開始と同時										平成	27	未定	

地方公共団体名		③ 返還支援の内容												④ 事業実施期間										
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度					
		区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容			①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	
宮城県	西都市	西都市奨学生定住促進補助金	交付を受ける年度中に返還した奨学金(補助対象者が年度途中で市内に居住した場合においては、居住した月の翌月以降に返済期限の到来する奨学金)とする。ただし、繰上げ返済等により返済した奨学金は、含まない	—	1年間	市内に居住																	平成 30	未定
宮城県	えびの市【1】	無し	申請年度において返還した奨学金の額(利息含む)	144千円/年	5年間	返還開始後かつ交付決定を受けた年度																	平成 30	未定
宮城県	えびの市【2】	無し	申請年度の10月1日から起算した5年間における各月の奨学金の返還額の合計額	720	5	返還開始と同時																	平成 28	未定
宮城県	えびの市【3】	介護系	月額12,000円以内で、年額144,000円以内	720千円	5年間	市内の事業所に正規職員として採用された者で、その事業所に就業開始日時点																	平成 28	未定
宮城県	えびの市【4】	医療系	月額12,000円以内で、年額144,000円以内	720千円	5年間	市内の医療機関等に正規職員として採用された者で、その医療機関等に就業開始日時点																	平成 28	未定
宮城県	国富町	大学院・6年制大学、4年制大学、短大・高等・専修学校専門課程	宮城県「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」の助成期間に応じた支援金交付(在学中に賞与を受けた奨学金の要返還額の1/2を上限)に応じ、その交付限度額の1/3程度を助成する。	大学院等150,000円、4年制大学100,000円、短大等50,000円	1、3、5年目	宮城県「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」の支援に準拠する																	平成 30	未定
宮城県	綾町	無し	免除の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する割合としている。 (1)免除決定の月から第14条に定める返還が終了するまでの期間の2分の1を経過するまでの期間は、その期間の返還金額の2分の1の額を免除する。 (2)前項に定める2分の1の期間を超え返還終了までの期間は、その期間の返還金額の全額を免除する。 (3)免除決定の月から返還終了までの期間が1年に満たないときは、その全額を免除する。 ※参考)第14条 奨学金、進学支度金、海外研修・留学等支度金は、原則として、卒業又は留学・研修終了後6か月経過後から貸付期間内に月賦で返還しなければならぬ。	—	条件を満たしている期間のみ(単位:月)	奨学金の貸付を2年以上受けた者が、卒業等により貸付が終了した後に次の各号のすべてに1年以上継続して該当するとき (1)綾町内に定住の意思をもって居住し、就業していると認められること。 (2)原則として消防団に入団し、地域活動に貢献していると認められること。 (3)継続して奨学金の返還を滞りなく行っていること。 (4)奨学金の貸付を受けた者に町税等の滞納がないこと。																	昭和 42	未定
宮城県	新富町	申請年度の4月分から(居住または就業期間が1年未満の場合は、居住・就業のいずれか遅い月から)																					令和 4	令和 6
宮城県	西米良村	無し	奨学金貸付の上限は、年額36万円、5年以内となっており、貸付金の返済は、卒業後10年以内に半年賦(9月末、3月末)で行うこととなっている。返還支援は返済の免除により行っており、免除要件を満たした場合最大全額(180万円)免除、年額18万円×免除要件を満たした年数となる。	全額(180万円)免除	10年間	卒業後(猶予規定もあり)																	昭和 30	未定
宮城県	木城町	貸与を受けた奨学金の返還総額(上限なし)を5年間猶予し、5年後に返還免除とする。																					平成 30	未定
宮城県	都農町	大学院・6年生大学卒業	500千円(申請時において奨学金の返済残額が500千円以上あること)	500千円	1回限り(複数年の支援ではない)	就業者転入奨励金の交付決定時(当該奨励金の加算額として交付)	4年制大学卒業	350千円(申請時において奨学金の返済残額が500千円以上あること)	350千円	1回限り(複数年の支援ではない)	就業者転入奨励金の交付決定時(当該奨励金の加算額として交付)	短期大学等卒業	200千円(申請時において奨学金の返済残額が500千円以上あること)	200千円	1回限り(複数年の支援ではない)	就業者転入奨励金の交付決定時(当該奨励金の加算額として交付)							令和 3	令和 5
宮城県	踏塚村	居住要件	3年ごとに1/3免除(9年以上の居住で全額免除)	高校、大学等と別の在学期間で奨学金を受けている場合は、その額の大きい方が免除となり、額が小さい方は免除の対象とならない。																			平成 9	未定
宮城県	椎葉村	椎葉村奨学金の返還免除	月額10,000円	1,440千円	12年間	村内に居住した翌月から																	平成 28	未定
宮城県	美郷町	無し	返還計画に基づく返還月額10/10	—	返還計画に基づく返還期間 単位:月(定住した月数 最大12年以内)	「定住による返還免除申請書」を提出した月から																	平成 18	未定
宮城県	高千穂町	育英資金の返還債務の全部又は一部を免除する。	育英資金の返還債務の全部又は一部を免除する。	育英資金の返還債務の全部又は一部を免除する。	高千穂町育英資金貸与について、貸与を受けた者が返還期間内に町内に住所を有し、かつ、生活実態がある場合の町内に定住している期間。	高千穂町育英資金貸与について、貸与を受けた者が返還期間内に町内に住所を有し、かつ、生活実態がある場合、																令和 元	未定	
宮城県	日之影町	無し	貸与を受けた奨学金の返還総支払額の全額	—	償還終了まで	返還開始の翌年度の4月																	平成 28	未定
宮城県	五ヶ瀬町	大学卒	毎月返還額の10/10	—	10年間	返還開始と同時																	平成 30	未定
鹿児島県	出水市	無し	前年度返済済額に申請年数に応じた補助率を乗じた額(補助率は1年目10%、2年目以降は補助率を年10%ずつ上げ、10年目は10%)	—	10年間	返還開始の翌年度	無し	出水市職の恩返し奨学金の入学一時金の全額	500千円	3年間	大学等を卒業後1年以内に本市に居住し、返還開始前3月末までに免除額を提出した者で、居住及び就労の実態が3年間継続している場合、全額免除												平成 30	未定
鹿児島県	西之表市	無し	貸与を受けた奨学金の返還総支払額	—	奨学生であった者が設定した返還期間	市内に居住・就業して5年経過後																	平成 28	未定

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間		
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度	
		区分の内容	返還支援の内容		④ 支援開始時期	区分の内容	返還支援の内容		④ 支援開始時期	区分の内容	返還支援の内容		④ 支援開始時期	区分の内容	返還支援の内容					
		① 支援額	② 上限額	③ 交付期間		① 支援額	② 上限額	③ 交付期間		④ 支援開始時期	① 支援額	② 上限額		③ 交付期間	④ 支援開始時期	① 支援額	② 上限額	③ 交付期間	④ 支援開始時期	和暦
鹿児島県	垂水市	奨学金返還期間内において本市に居住すること	平成29年度以降に入学かつ奨学金受取学生として決定を受けた者に対してのみ(浪人等は含まない)、高等学校・大学等を卒業後本市に在住している場合、奨学金返還免除を適用している。 返還免除の月額は、貸与月額の半額とする。ただし、毎月の返還額が貸与月額の半額を超えないときは、その返還額とする。(上限は設定しておらず、全額免除が可能)。	—	本市に在住している期間	返還開始と同時に											平成	29		未定
鹿児島県	薩摩川内市	申請年度の前年度の奨学金の返還額の1/2(千円未満切り捨て)	年間20万円、総額200万円	—	—	制度登録の翌年度の5月											平成	28		未定
鹿児島県	日置市	大学の奨学金の返還総支払額の1/2	5年間	免除は卒業後6年目から10年目までの期間に毎年返還金が免除	卒業後6年目												平成	29		未定
鹿児島県	霧島市	無し	条件を満たしている場合は、願い出により毎年度返還の猶予を行い、5年・10年継続した時点で免除申請を受理し、決定する。(5年経過時で返還残額の1/2、10年経過時で返還残額全額免除)	—	10年間	①のとおり											平成	28		未定
鹿児島県	いちき串木野市	無し	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の額	年間240千円	10年間	(市内に居住・就業し、利用登録後)返還開始の翌年度の4月											令和	5		未定
鹿児島県	志布志市	金補助対象者に対して	前年度奨学金返還額全額(上限有り)	上限額:24万円	1年間	居住・就業している4月1日より											令和	5		未定
鹿児島県	南九州市	交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の額の2/3	200千円/年	5年間	—	市内に居住・就業して1年経過後											令和	5		未定
鹿児島県	伊佐市	無し	貸与を受けた奨学金の返還総額	—	—	県内・市内に居住・就業して5年経過後											令和	5		未定
鹿児島県	三島村	高校生	貸与を受けた奨学金の返済総支払額	30千円/月	貸与する旨の契約に定められた月から卒業の日の属する月まで	要件を満たした場合、10年を経過するまでは返済を猶予し、10年経過時に返還を免除する	大学生	貸与を受けた奨学金の返済総支払額	50千円/月	貸与する旨の契約に定められた月から卒業の日の属する月まで	要件を満たした場合、10年を経過するまでは返済を猶予し、10年経過時に返還を免除する	看護師学校生等	貸与を受けた奨学金の返済総支払額	80千円/月	貸与する旨の契約に定められた月から卒業の日の属する月まで	要件を満たした場合、10年を経過するまでは返済を猶予し、10年経過時に返還を免除する	平成	14		未定
鹿児島県	さつま町	無し	交付申請年度の前年度において返還すべき奨学金の返還した額(上限額を基準として算出した年間額)	定められた償還限度年数による月賦返還換算額を基準として算出した年間額	返還完了まで	返還開始の翌年度の4月											令和	2		未定
鹿児島県	長島町	ふり奨学金元金返済相当分補助(高校生)	ふり奨学金元金返済相当分補助	ふり奨学金元金返済相当分補助(3万円/月)	奨学金が卒業後10年以内に帰ってきた場合、住民登録をした翌年度から10年間(一度帰ってきて再度転出した場合は補助金打ち切り)	学校卒業後町内に住所を有した翌年度から10年間	ふり奨学金元金返済相当分補助(短大・大学・専門学校等)	ふり奨学金元金返済相当分補助	ふり奨学金元金返済相当分補助(5万円/月)	奨学金が卒業後10年以内に帰ってきた場合、住民登録をした翌年度から10年間(一度帰ってきて再度転出した場合は補助金打ち切り)	学校卒業後町内に住所を有した翌年度から10年間	ふり奨学金元金返済相当分補助	ふり奨学金元金返済相当分補助	上限なし	ふり奨学金元金返済相当分補助	金利を支払った翌年度から(居住地に関係なく利息相当分補助)	平成	28		未定
鹿児島県	大崎町	無し	リサイクル未採創生奨学金を借り、返済した場合に、元金相当額については、卒業後10年以内に大崎町に戻って居住している期間分を、利子相当額については、全期間分を助成	在学期間中 月5万円の教育ローン	ローン利用期間	教育ローン借入後											平成	30		未定
鹿児島県	東串良町	無し	奨学金又は奨学生であったものが前年度に本町在住(1月1日を含む8ヶ月以上)の場合、翌年度の返還額の2分を免除できる。ただし、繰上返済を行うときは翌年度以降は免除としない。	—	—	—											昭和	36		未定
鹿児島県	錦江町	卒業後3年以内に町の奨学金プログラムに参加し、町外に居住している者	奨学金の1/10	—	卒業後10年	返還開始1年経過後	卒業後3年以内に町の奨学金プログラムに参加し、町内に居住又は就職等している者	町内に居住又は就職等している期間に返還した奨学金の額	—	卒業後10年以内に、町内に居住又は就職等している期間	町内に居住又は就職等した翌年度	卒業後3年以内に町の奨学金プログラムに参加し、卒業後10年以内に町の医療機関、介護事業所に就職している医師、看護師、介護福祉士	奨学金の返還額	—	卒業後10年以内に、町内に居住又は対象となる機関に就職し、引き続き居住又は就職している期間で返還が終了する年の翌年度まで	町内に居住又は就職等した翌年度	令和	5		未定
鹿児島県	南大隅町	・高校卒業後10年以内に、住民登録し、その後転出することなく居住する者に対して住民登録した翌年度から、返還した奨学金を10年かけて補助する。前年度に支払った額を、限度額の範囲内で補助する。限度額は、高校生…1,080,000円 ・日本学生機構の奨学金償還者(H30.4以前に申請したものに限り)についても、町独自の奨学金に返済限度額をそろえ、前年度に支払った額を、限度額の範囲内で補助する。限度額は、短大、専門学校…1,200,000円 ・日本学生機構の奨学金償還者(H30.4以前に申請したものに限り)についても、町独自の奨学金に返済限度額をそろえ、前年度に支払った額を、限度額の範囲内で補助する。限度額は、高校生…1,080,000円	—	—	—	—	・短大、専門学校卒業後10年以内に、住民登録し、その後転出することなく居住する者に対して住民登録した翌年度から、返還した奨学金を10年かけて補助する。前年度に支払った額を、限度額の範囲内で補助する。限度額は、短大、専門学校…1,200,000円 ・日本学生機構の奨学金償還者(H30.4以前に申請したものに限り)についても、町独自の奨学金に返済限度額をそろえ、前年度に支払った額を、限度額の範囲内で補助する。限度額は、高校生…1,080,000円	—	—	—	—	・大学卒業後10年以内に、住民登録し、その後転出することなく居住する者に対して住民登録した翌年度から、返還した奨学金を10年かけて補助する。前年度に支払った額を、限度額の範囲内で補助する。限度額は、高校生…1,080,000円 ・日本学生機構の奨学金償還者(H30.4以前に申請したものに限り)についても、町独自の奨学金に返済限度額をそろえ、前年度に支払った額を、限度額の範囲内で補助する。限度額は、高校生…1,080,000円	—	—	・医学部等卒業後10年以内に、住民登録し、その後転出することなく居住する者に対して住民登録した翌年度から、返還した奨学金を10年かけて補助する。前年度に支払った額を、限度額の範囲内で補助する。限度額は、医大生…5,000,000円(融資限度額)	平成	31		未定	
鹿児島県	中種子町	返還を猶予	返還総額全額又は一部免除	—	—	—											平成	29		未定
鹿児島県	南種子町	看護師等確保	特定の資格を持ち、かつ、町内での資格が必要な職に勤める場合、その期間分の償還を免除	—	—	—	農業に關する学校に進学し、かつ、町内で農業の職についている場合、その期間分の償還を免除	農業支援	—	—	—	—	—	—	—	—	平成	23		未定
鹿児島県	大和村	無し	本人と大和村とで取り決めた返還計画を遅滞なく返還した年間の返還額	—	—	—											令和	元		未定
鹿児島県	喜界町	返還免除	—	—	—	—											平成	29		未定
鹿児島県	天城町	高等学校・短大・大学・専門学校	交付申請書を提出する月の初日～残りの返還総額	1,000千円	年間	町内に天城町に3年以上継続居住後											平成	27		未定

地方公共団体名		③ 返還支援の内容																④ 事業実施期間			
都道府県	市区町村	区分1				区分2				区分3				区分4				開始年度	終了年度		
		区分の内容	返還支援の内容			区分の内容	返還支援の内容			区分の内容	返還支援の内容			区分の内容	返還支援の内容						
		①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	和暦	年度	和暦	年度
鹿児島県	十島村	無し	返還未済額の一部または全部	-	定住または就労要件を満たした場合、定住日または就労日を基準に残りの返還未済額を免除とする。													昭和	43		未定
鹿児島県	知名町		・貸与者が交付金の申請日までに返還した額・申請日において返還すべき奨学金に残額がある場合は、以後の返還は免除	-	適時													令和	3		未定
鹿児島県	徳之島町	無し	貸与を受けた全額	-	貸与期間と同期間	返還と同時に開始												平成	7		未定
沖縄県	糸満市	保育士系	交付申請書を提出する日の属する申請年度において返還した奨学金の額。	-	月最大1万円、ただし月の返済額が1万円未満の場合は返済額までとなる。	2年間	返還開始と同時に											令和	3		未定
沖縄県	南大東村		貸与を受けた奨学金の返還総支払額	-	10年間	卒業した年の翌年4月から												令和	1		未定
沖縄県	多良間村	なし	対象者が在学中に貸与を受けた奨学金に額、又は、返還中の奨学金残高額に対して、貸与期間、返還残期間の2倍の月数で除した額を月毎に免除する。	-	-	返還開始後、返還免除の決定となったとき。												平成	28		未定